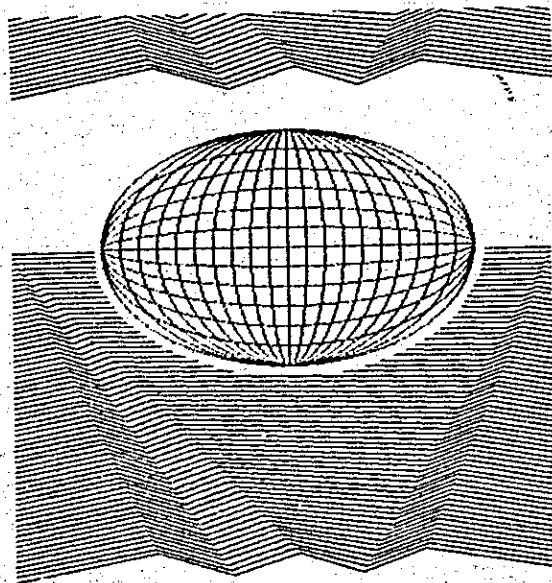


国際協力新書

「地方自治体と国際協力のあり方」に関する研究会報告

グローバル時代の地方自治体



国際協力事業団 国際協力総合研修所編

グローバル時代の地方自治体

RY

国際協力事業団

21799

JICA LIBRARY



1090759(0)

国際協力新書

「地方自治体と国際協力のあり方」に関する研究会報告

グローバル時代の地方自治体

国際協力事業団 国際協力総合研修所編

はしかき

平成元年12月に、学識経験者、地方自治体の方々等からなる「地方自治体と国際協力のあり方」に関する研究会を設置し、地方自治体がイニシアティブをとって行う国際協力のあり方とその一層の実現のために研究を進めてまいりました。ここによろやく、この研究会の成果がまとまり発表できる運びとなりました。

開発途上国に対する援助への国民的関心が高まるなか、この報告書がいささかでも参考になれば幸いです。

本書の第一部「国際協力時代の新たな到来」では、本研究会の座長を務めていただいた江口雄次郎氏（創価大学経営学部長）と中村信氏（国際協力事業団企画部次長）の両氏に執筆をお願いしました。また、第二部「グローバル時代の地方自治体」では江橋崇氏（法政大学教授）、吉田新一郎氏（コミュニティ・リンク・インターナショナル・インスティテュート代表取締役）、渡戸一郎氏（明星大学専任講師）より、長年の研究と経験に基づいた報告を執筆していただきました。

さらに地方自治体から本研究会の委員、あるいは報告者として参加していただいた方々からは、<資料編-2>「地方自治体と国際協力：国内の事例」を各々執筆していただきました。

本書の作成にあたってご協力をいただいた各団体、機関の方々、並びに編集の労をとられた吉田志朗氏（国際協力総合研修所特別嘱託）に対し、厚くお礼申し上げます。

平成 3年 1月

国際協力総合研修所
所長 河西 明

(本書は再生紙を使用しています)

目 次

はしがき

第一部	国際協力時代の新たな到来	9
	要約	10
第一章	国際協力時代の新たな到来 (江口 雄次郎)	12
1	国際政治環境の変化と求められる国際協力像	12
2	地球的課題と地球的コミュニティ・ネットワーク	15
3	国際協力の運営・実施体制	17
	1) 中央・地方と多様化するニーズに応えるJICAの体制整備	
	2) JICAと自治体との役割分担についての長期ビジョンの確立	
	3) 国際協力遂行のための第三セクターの設立	
	4) 恒常的な情報交流体制の確立	
	5) 海外技術協力情報センターの設立	
	6) その他	
第二章	国レベルの国際協力事業と地方自治体 (中村 信)	21
1	わが国の開発途上国援助をめぐる問題	21
	1) 技術協力の質的・量的拡充の必要	
	2) 環境問題等、世界的課題への取り組み	
	3) 援助の効率的、効果的实施	
	4) 実施体制の拡充と国民的理解の増進	

2	国民参加の国際協力を目指して	24
	1) 援助理念の整理	
	2) 情報の公開	
	3) 地方の国際化気運の高まりと国際協力	
	4) インターフェースとしての地方自治体の役割	
3	地方自治体との連携強化の具体策について	27
	1) 人材の養成	
	2) 情報の提供	
	3) 地域住民への啓蒙活動への助成	
	4) 地方自治体国際協力推進協議会強化への協力	
	5) 研修員の受入れ	
	6) 専門家の派遣	
第二部	グローバル時代の地方自治体	29
	要約	30
第一章	求められる視点と基本的課題 (渡戸 一郎)	34
	1 三層構造のなかの地域社会の比重の増大	34
	2 「地益」概念の見直しの必要性	35
	3 国際環境の変化に対する中・長期認識の要請	35
	4 地方自治体の国際政策の基本枠組み	37
第二章	地域からの国際化の展開 (渡戸 一郎)	39
	1 地域レベルの国際化の歩み	39
	1) 1960年代～70年代前半	
	2) 1970年代後半～80年代前半	
	3) 1980年代中期以降	

2	地域からの国際協力の取り組み	-----	41
第三章	地方自治体と国際化・国際協力の法的側面 (江橋 崇)	--	44
1	自治体の国際協力の法的な根拠	-----	44
2	国の対外活動との関係：補完、並存、対立	-----	48
3	自治体固有の内なる国際化施策	-----	51
第四章	地方自治体はなぜ国際協力を行うのか？ (吉田 新一郎)		54
1	姉妹都市交流に対する異なる見解	-----	55
	1) 自治体レベルの見解		
	2) 研究者の見解		
	3) 自治体担当者の見解		
	4) 一般市民の見解		
	5) 在日外国大使館・国際交流担当官の見解		
2	自治体はなぜ国際協力を行うのか？	-----	59
	1) 「自分たちの地域をよくすること」が目的		
	2) 自治体職員のレベルアップ		
	3) 自治体の国際協力への取り組みはすでに認知されているし、奨励されている		
	4) 国際協力で、一般市民の支持を得るための方法は何か？		
3	欧米自治体の国際協力への取り組みの背景と最近の傾向		64
	1) 基盤にある“第三世界運動” (1960～70年代)		
	2) フィレンツェ会議からケルン会議へ (1980年代前半)		
	3) ケルン会議以降 (1980年代後半)		
	4) 「国際協力」から「国際政策」へ向けて		
4	ヨーロッパの自治体による国際協力の取り組みから学ぶこと	-----	71
	1) イギリスのリンクング：		

地域レベルで国際協力に取り組む前のチェックリスト

- 2) オランダのリンキングからのアドバイス
- 3) 西ドイツ・ブレーメンの国際協力から学ぶこと
- 4) ブレーメンの国際交流から国際協力への歩み

第五章 地方自治体レベルの

国際協力促進のための提言（渡戸 一郎）	-----	80
1 地方自治体に対する提言	-----	80
2 国に対する提言	-----	81
3 国際協力事業団（JICA）に対する提言	-----	82
4 終わりに	-----	83

<資料編-1>

地方自治体と国際協力：国内の事例	-----	85
国内事例 ① 札幌市（杉岡 昭子）	-----	86
国内事例 ② 仙台市（佐藤 孝一）	-----	91
国内事例 ③ 越谷市（関根 勤）	-----	94
国内事例 ④ 東京都（井出 晃夫）	-----	100
国内事例 ⑤ 横浜市（田村 敏忠）	-----	104
国内事例 ⑥ 駒ヶ根市（中城 正昭）	-----	116
国内事例 ⑦ 大阪市（清水 隆治郎）	-----	119
国内事例 ⑧ 兵庫県（小坂田 肇）	-----	123
国内事例 ⑨ 広島県（寺崎 喜美生）	-----	129
国内事例 ⑩ 北九州市（木村 隆）	-----	133
国内事例 ⑪ 熊本県（宮下 孝之）	-----	138

<資料編-2>

地方自治体と国際協力：海外の事例（吉田 新一郎）	-----	143
海外事例 ① 西ドイツ・ブレーメン州	-----	144
海外事例 ② オランダ・アムステルダム市	-----	148
海外事例 ③ オランダ・ティルブルク市	-----	150
海外事例 ④ オランダ・ボスコープ町	-----	152
海外事例 ⑤ オランダ・ノルドワイク町	-----	153

<資料編-3>

JICA事業における地方自治体との連携実績、その他	-----	159
「地方自治体と国際協力のあり方」 に関する研究会委員リスト	-----	160
JICA事業における地方自治体との連携実績	-----	162

第一部

国際協力時代の新たな到来


要約

東西ドイツの統合、東欧・ソ連の社会主義経済体制から市場経済体制への変革、東側諸国の一党独裁体制から複数政党制への移行、東西テクトの進展などなど、今日の国際社会は大きく変容しつつある時期を迎えている。それらの変容の特徴をまとめるとすれば、第二次世界大戦後継続されてきた東西の対立、冷戦構造が徐々に溶解し、協調と相互の依存関係をますます深めつつあることである。

一方、南北の関係を見ると、その経済的格差はますます開く一方で、約10億人という膨大な数の貧困人口が南の途上国に偏って存在し、それらの存在が途上国の政治的不安定と経済発展の停滞の根本的要因として理解されつつある。また、そこでは急激な都市化による都市生活環境、社会機能の麻痺や森林破壊、砂漠化、自然災害の大規模な発生、さらには、産業化に伴う産業廃棄物処理の問題などが、新たな開発課題として提出されている。

さらには世界的な産業化・工業化の結果として、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨問題、放射性廃棄物問題など地球規模の環境問題も緊急に対応すべき課題として提出されている。

東西関係の変容は、すでにEC諸国がそれまでの経済体制、政治イデオロギーの違いを越えた、新たな「欧州共同体」を形成しつつあり、相対的に各国間の国境の壁が低くなりつつある。一方、これらの変化は地球コミュニティ（自治体）が国際活動を活発化させる諸条件、環境を整えつつある。また、東西関係が協調時代へ入ったことは、それまでの東西の対立が与えた南との関係のあり方が変化するこ



とであり、その結果、南への国際協力そのものの中身がより問われることとなる。自治体の持つ多様なノウハウ、技術的蓄積、さらには地方自治そのものを生かした国際協力など、より質の高い理念に基づいた国際協力が求められるようになることである。

このような国際環境の中で地域コミュニティ（自治体）の果たすべき国際協力分野での役割とそれに対する期待は高く、日本における地方の国際化の進展、地方自治体の国際協力へのさらなる参画が望まれる。

事実、国際協力事業団（JICA）に寄せられる途上国からの協力要請は、近年ニーズが非常に多様化しており、それらの多くは今後地方自治体の参加なくしては応えることが困難な様相である。さらには国際協力全般について、国民的理解と支援の体制が望まれるが、そのような社会環境の醸成にあたっては自治体行政の市民化、地域の国際化への取り組みなど、地方自治体の取り組みによって初めて担われるものである。

このような観点から、政府関連機関の地方自治体の国際化政策に対する、積極的な側面的支援・協力が望まれており、日本の国際協力の実施・運営体制が、地方自治体の幅広い参画を前提に刷新、強化されるためのさまざまな施策が望まれる。

第一章

国際協力時代の新たな到来

創価大学経営学部長 江口 雄次郎

1 国際政治環境の変化と求められる国際協力像

21世紀に向けて、世界は国境の壁が一段と低くなり、イデオロギーの違いを超えて貿易・投資など、ますます経済交流が活発化してゆくことが予想される。東西ドイツの統合、東欧の社会主義体制から市場経済への変革、ソ連社会主義体制の崩壊と市場経済への転換、こうしたことに象徴される国際規模の変化が従来の国際システム概念を根本的に変えることとなった。

これまでの国際システム概念は、例えば“自由主義経済 VS 社会主義経済”のように両極を対立として捉えてきたように、旧来のイデオロギーに立脚している。そのような対立に基づく安全保障概念は軍事面を主軸にしたものであり、今後は新たな経済安全保障への比重が高まることが予見される。この変化は、明らかに国際環境における相互依存関係の拡大、協調による安全保障の重要性を示しているのである。

そのような大きな変化の流れの中で、通貨体制（為替の安定）、自由貿易体制（ガット・ウルグワイ・ラウンド）、資本供給体制（民間資金・経済援助）のあり方など、第二次世界大戦後作られてきた国際制度、体制を全地球的な立場から修復していこうとする潮流が強まっている。

例えば、資本供給体制（民間資金・経済援助）について言えば、資本がこれを必要とする発展途上国より先進工業国に集中する傾向を見せており、公的な経済援助拡大の必要性とともに民間投資資金を積極的に発展途上国に振り向けていく必要が生じている。つまり、これまで以上に国際協力の量的拡大と、質的向上を必要としているのである。

最近、わが国の貿易黒字が東欧の経済開発・中南米の債務問題の解決のためには不可欠であるとする国際認識が強まっている。この考え方により市場開放努力にブレーキが掛かってはならないが、わが国の資金供給力は新しい世界の構築にとって重要な意義を持っている。IMFの大幅増資の必要に伴い、わが国の出資額が西独と並び、米国について世界第二位に引上げられたことなどはその一例である。

このような経済面での相互依存関係の拡大と協調による安全保障といった国際環境の新たな枠組が出現した結果、国際協力の実施に際してはその目的がより明確にされることとなる。国境の壁が低くなった結果、イデオロギーの違いを超えて、全地球的な視野からの国際協力の展開が求められ、そして、質的に高い理念に基づいた国際協力の推進の必要性が強く認識されるようになるであろう。

すなわち、「道徳的立場からの国際協力」が重視されるようになる。具体的には、例えば最貧国援助、教育援助、識字率向上、人口対策のための協力、環境問題など地球的課題への本格的な取り組み、などが挙げられる。これまでわが国の国際協力は道徳的な意義を重視し、公平な立場にたって行なわれてきたが、一面、援助が輸出戦略的と批判されることもあった。しかし、現在では道徳的な性格を帯びた援助がますます重視され、実際にその件数は増加してきている。こうした流れが今後も強まっていくであろう。途上国側において“人造り”に焦点をあてた開発計画の取り組みが徐々に重要性を増している

こともわが国援助の変化の一つの理由でもある。

次に、EC圏の地政学的変化が地域概念に大きな変化をもたらしつつある点に注目したい。すなわち、EC圏のような地域的な国家連合が本格的な拡大を示しており、まさに「欧州共同体」が具体化してきていることである。

ECは完成度を高めつつあり、EC域内で人的移動の完全自由化の具体化計画に入るなど、その目的が国境機能を重視した国家連合から地域コミュニティ間の連携へと協力関係の比重を変化させつつある。さらに最近では同じ経済体制を持った国どうしの地域協力（例えば、欧州経済共同体－EECおよびコメコン）から、経済体制あるいは政治イデオロギーの違いを超えた国どうしの地域協力へと急激な変化を示している。東欧とソ連共和国の一部を含む大欧州圏の形成が「地域と地域協力」の基本概念に変化をもたらしているのである。最近の欧州における変革は、これからの国際地域政策の原形を、21世紀世界にむけて提起しているといえることができる。

すなわち、国境の壁の高い国民国家利益に基づく地域主義から国境の壁の低い地域コミュニティ間の国際協力が増大することになり、これは地域コミュニティ（自治体）を中心とした地域全体に係わる国際協力という性格が強まることを意味する。今後、イデオロギーの相違が薄れると同時に、国境機能が開放されることで、「コミュニティ（自治体）間の国際協力」が増加していくことになるであろう。つまり、国際協力の分野で各国の自治体が前面に立つことを意味する。まさに地域コミュニティ（自治体）による国際協力時代の幕開けである。

また、わが国についても、対外政策の基本をなす日米関係も狭義の安全保障の保持から、「全地球的視点に立った国際協力」（グローバル・パートナーシップ）に共通の利益を見い出すようになるであろう。

う。自由貿易体制の擁護（ウルグアイ・ラウンドの推進）、国際金融協力、地球環境保護、エネルギー問題など、今日、地球全体が抱える問題の解決のためにグローバル・パートナーシップが不可欠となる。

他方、日本の経済パワー（金融力、技術力、援助力の三大パワー）に対する見方も変化し、その拡大を海外諸国は潜在的に脅威と感じるようになる。同様に経済協力についても、世界第一位の援助国となった日本の援助の拡大は脅威として受け止められる可能性も高い。そこで、日本の国際協力面での直接的圧力を緩和するための方策が求められる。ここでは「経済大国日本の国際貢献」の具体的内容、その方向が問われているわけである。結局、21世紀へ向けて、改めて、経済評価（市場に直結した利益）を超えた広い「人的、文化的、社会的価値に対する協力」、例えば人材育成、基礎教育、地域言語、放送・出版等のコミュニケーション、文化財保護、基礎研究、などへの協力が比重を高めていくものと予想される。また、国際開発協力分野における世銀・IMF、国連などの国際機関に対する要請が拡大し、多国間協力の比重を高めることが求められる。

特に、発展途上国にとっては、上記の諸課題は自国の発展と開発計画の実施において密接な関わりを持っているだけに無視し得ないものであろう。

2 地球的課題と地球的コミュニティ・ネットワーク

地球的環境問題の登場（温暖化・汚染問題、人口問題・エネルギー問題）と国境機能の変革（貿易・海外投資の拡大、交通・電気通信の技術革新、観光・文化・教育交流—人的交流の拡大—ヒト・モノ・カネの移動）が進展している。前者では、全地球的取り組みが求めら

れ、後者には新しい都市機能（コミュニティ機能）の拡張（都市間交通・情報通信ネットワークの拡大、国家機能の縮小・都市機能の拡大、地方分権化の促進）等の意味が読み取れる。特に、人的交流の拡大は予想をはるかに越えるものがあり、その傾向が世界の様相、文化地図を大きく変化させる可能性を秘めていると思われる（最近の航空旅客・海外観光客・海外教育の激増）。

他方、薬物（麻薬）使用者、エイズ患者、交通事故死者の激増など、都市型、現代文明的課題も登場している。

以上の現状を見ると、21世紀へ向けての国際協力は、都市問題、教育問題、環境保全など「地球的コミュニティ・ネットワーク」（ルネッサンス・大航海時代の再現）の積極的な構築を通じて解決されなければならないようになってきている。そこで「地球的コミュニティ・ネットワーク構築の視点にたつ国際協力」が求められてくる。前述した国際政治環境の変化、および、21世紀にむけての日本をめぐる国際環境の変化を見ると、日本の役割はグローバルな視点にたって、平和の維持と国際協力の推進を行なうことにあるといえよう。このような背景から考えるとき、海外のみならず、日本国内の国際化からの要請に応じていくために、これまでの中央集権的な国際協力に加え、地方分権的な国際協力を強化・発展させていくことの必要は看過できない。

もともと、国際協力（経済協力）は多様な内容で、分権的な側面を持っていた。戦後の経済復興期には経済インフラの復興に焦点が集中されていたために、中央集権的な実施体制を取らざるを得なかった。しかし、現在、状況は大きく変わった。「人造り」などソフト面での国際協力の比重が高まりつつあることから、地方分権的なコミュニティ・ベースで実施されるべきものが増加している。今後、わが国の国際協力については資金協力と並んで技術協力の重要性がますます増大し、人造りに焦点が置かれることから、きめの細かい、機動的な体

制が強化されなければならないであろう。

3 国際協力の運営・実施体制

これまで述べてきたように、これからの国際協力にはニーズの変化、多様化に即応した実施体制を導入していかなければならなくなっている。他の先進諸国（例えば、欧州諸国、米国などの地方分権型国家）では、これらの環境変化に沿って、自治体のみならず多様なNGOを通じて国際協力が活発に実施されている。そのようなあり方も今後の日本の国際協力体制の一つのモデルとなるであろう。そこで以下の点を検討課題として提出したい。

①多様化するニーズに応えるJICA事業の実現の観点から、地方自治体の参画を含めた実施組織・運営体制、実施体制について積極的な検討を行っていく必要がある。

②地方自治体の参画を含めた国際協力長期ビジョンを確立し、事業の実施種目、実施計画に応じてJICAと自治体の役割とその分担について明確にし、JICAと自治体両者の機能的連携を密にしていく必要がある。そのため、現在国内各地にあるJICA機構と自治体とのネットワーク化を強化していく必要がある。

③自治体の国際協力事務の一層の効率化、機動化を図るため、第三セクターを設立し、これによる実施をすることも検討する必要がある。

④実施機関の多様化による情報混乱を避けるため、恒常的な情報交流の場（国際技術協力自治体連絡協議会の設置など）が必要となる。

⑤各実施機関に対する情報交流と共有を考え、JICAに海外技術協力情報センターを設けることが考えられる。

そのほか、予算の単年度主義、中央と地方との予算執行上の諸問題の解決など、これまでの懸案の解決が必要なものもある。

1) 中央・地方と多様化するニーズに応える J I C A の体制整備

これまで見てきたように、中央・地方と国際協力のニーズが多様化し、これに対応する J I C A の体制整備を急ぐ必要が生じている。現在のように、社会経済活動がボーダーレス化している時代において、公的な機関ではその組織体制が国内、国外に二分化され、その目的によってどちらかに偏っている場合が多い。国際協力においては、事業の執行が発展途上国にあることから、日本国内より、外に向かって体制が敷かれてきた。事実、J I C A 在外事務所はアジア地域12、中近東地域 2、アフリカ地域13、中南米地域20、オセアニア地域 4、その他地域 3、合計 54 カ所置かれているのに対して、国内には附属機関として13、国内支部 9となっている。活動内容から見て、海外に比重が高いのは当然のことであるが、国際協力において、日本国内における人材育成の要請の高まりや、地方自治体からの国際協力の実績が積み重ねられている状況下において、国内に向かっての体制整備の遅れが目立っている。

ここで考えるべきこととして、① J I C A 研修センターと地方自治体とを直結する必要性の確認、②その結び付きの方法（県、市いずれか）、③同時に J I C A の国内出先機関の拡充などが挙げられよう。これらの点については、海外出先機関の充実を優先させたいという要望と競合するであろうが、日本国内で技術研修を行う効果、あるいは地方自治体および地方企業に蓄積された開発ノウハウを生かす意味からも、国内出先機関の拡充は重要な意味を持っている。

2) J I C A と自治体との役割分担についての長期ビジョンの確立

J I C A から自治体へ向けてと、自治体から J I C A へ向けての国

国際協力の二つの活動の流れをきっちり捉えるためには、国際協力に対する J I C A と自治体との役割分担について長期ビジョンを描く必要がある。おそらく、J I C A は国際協力の方向性の調整を必要とするであろうし、自治体は国際協力を通じての自らの国際化、グローバル化のビジョン提出が求められよう。

そのため、7～10年を展望して、向こう3年程度をさしあたりの目標とした、J I C A、自治体の国際協力ビジョン作成の共同作業を行うことが必要である。このことによって、具体的な課題項目が挙がってこよう。

3) 国際協力遂行のための第三セクターの設立

国際協力が多様な内容を持っていることから、かなりの自治体は、例えば国際交流協会といった第三セクターを通じてその活動を行っている。また、N G O や民間企業の活動も、広義にはこれに含まれよう。幅広い協力体制を通じて実現していく国際協力のあり方が求められている。

4) 恒常的な情報交流体制の確立

今後、自治体において、国際協力の実施機関が多様化し、その活動状況についての情報混乱が生じることが予想される。そこで、まず自治体側で「国際技術協力自治体連絡協議会（仮称）」を設立し、恒常的な情報交流体制を確立していくことが考えられる。そこに J I C A もメンバーとして参加することで、より客観的な情報を得ることができる。同時に、J I C A も事業計画等についての情報を提供する場を得ることとなる。

5) 海外技術協力情報センターの設立

J I C A は海外技術協力の実施機関として長い経験を蓄積してきている。しかしながらこの経験、ノウハウをもっと外に向かって活用していくことが望まれる。特に、中小の自治体は国際協力に関して未知

の課題を多く抱えており、その解決については経験を積んだ他の機関、自治体から学ぶべき点が多い。

また、研修コースも多様化しており、自治体間で競合する場合も出てきている。その場合、同様な研修コースを設定しようとしている自治体とこれまでの実績を持つ自治体間で情報交流が始まることは明らかである。また、新しい研修コースについては有用なものであれば、計画自体をデータとして将来にむけて蓄積していくことができる。

6) その他

これまで、いくつかの制度改善について述べてきたが、国際協力には人造りの比重が大きく、それを成功させるためには長期的展望に立った計画立案がどうしても必要である。国、自治体において、2～3年にまたがる事業が長期化するのには当然である。そこで、予算の単年度主義はこれを改め、限られた予算の実行性を図るために、あるものについては複数年度にまたがることも受け入れられることとするような、制度面、あるいは運用面での改善が望まれる。そのことによる経済協力の実施効果はきわめて大きい。予算制度の改善はわが国行政制度の大きな改革に関連したものであり、一朝一夕には改善されなくても、運用面での変更については検討する価値がある。

いずれにしろ、以上の施策を実施検討してゆくためにも、現在国内各地にあるJICA機能と自治体とのネットワーク化を強化していく必要がある。その方法として、年2回JICAと自治体との交流会議を開催し、国際協力活動の情報交流と、担当者の人的ネットワークの形成を行う。それにより、自治体としての窓口の一本化も進むことになる。それは今回の研究会が人的交流の促進に大きな効果をあげることができたことによっても示される。将来的にはこれらの人的ネットワークが基礎となり、国際協力を中心としたデータ・ベースの創設にもつながるであろう。

第二章

国レベルの国際協力事業と 地方自治体

国際協力事業団（JICA）企画部次長 中村 信

1 わが国の開発途上国援助をめぐる問題

日本の対開発途上国援助は、1954年、日本がコロンボ計画の加盟したときから始まる。 当時は、技術研修員受入れ等の技術協力が中心で、当時の予算規模は約 1,800万円（約 5万米ドル）であったが、1989年（平成元年度）の政府開発援助（ODA）は、1兆 2,358億円（約90億ドル）、為替レートの変動により多少の差はあるが、世界第一位の米国と肩を並べるまでに成長している。このODA予算の急速な伸びは、ここ10年くらいになされたものであるが、他の先進諸国の援助疲れもあり、先進国、開発途上国双方から多大の関心と注目を集めている。また、ODA予算の急速な増大にともない、援助の効果的実施についての日本国民の関心も高まっており、最近は一部において援助の実施のあり方について批判的な論評も見られる。

1988年 5月、日本政府は経済大国として応分の国際協力をする姿勢を示す国際協力構想を発表した。この構想は、①平和のための協力、②政府開発援助（ODA）の拡充、③国際文化交流の強化、の三つの柱からなっている。これを受けて、1988年 6月、ODA第4次中期目標が発表されたが、その中身は1988～92年の5年間のODA規模を

500億ドル以上にするというものであり、現在この第4次中期目標に沿って着実に拡充がなされている。

一方、開発途上国サイドにおいては、近年地域によって、開発ニーズのさまざまな多様性を示している。

すなわち、アジア地域では、NIES、ASEANのように経済成長の著しい国々と、バングラデシュ、インドのような巨大な貧困層を抱えている国々が並存しており、また、多くのアフリカ諸国においては干ばつ等の自然災害、農業政策の失敗、一次産品への高い依存、人口圧力等で1人当たりのGNPはマイナス成長になっている。また、同じように中南米諸国も大きな累積債務、低い経済成長およびインフレ等の経済的困難に直面している国が多く、このような地域的な多様化の進展は多様なニーズを生み出している。日本のODAもこれらの多様化しているニーズに対して、的確に対応してゆく必要がある。

以上のような援助をめぐる世界の情勢の中で、日本の政府ベース技術協力、無償資金協力の促進業務を担当するJICAの役割は、今後ますます高まってゆくものと思われる。JICAにとっての当面の基本的課題としては以下の諸点が挙げられる。

1) 技術協力の質的、量的拡充の必要

日本のODAは、他のDAC諸国との比較において、贈与比率（ODAに占める贈与）は最も低いレベルにあるため、技術協力、無償資金協力を拡充してゆく必要がある。また、途上国側の開発段階の多様化に伴う開発ニーズの的確な対応、東欧諸国に対する援助等JICA事業の地域的拡大も求められている。

2) 環境問題等、世界的課題への取り組み

近年、地球温暖化、オゾン層破壊、熱帯林の減少、砂漠化の進行といった地球的規模の環境問題についての認識が世界的に急速に高ま

り、あるいは大気汚染や水質汚濁といった途上国における都市化の開発や不均衡な開発から起きる環境問題も非常に深刻化している。こうした環境問題解決のためには、世界的な取り組みが不可欠であるが、その中で先進国から途上国に対して技術、資金の両面で協力を拡大することが重要となっている。

また、貧困、開発における女性の役割（WID）などの問題にも取り組むため、JICAは国際協力総合研修所において分野別研究会を設置し、それぞれの課題に取り組んでいる。

3) 援助の効率的、効果的实施

JICAは、政府の国別援助政策に沿った国別アプローチの強化を図るとともに、世界銀行、UNDP（国連開発計画）、USAID（アメリカ政府国際開発庁）等との連携協調を強めており、UNDP等とは定期的な協議を行っている。

4) 実施体制の拡充と国民的理解の増進

前述のようにわが国のODAの量的拡大はここ10年間くらいのうちに急速な増大を示してきているが、実施にあたってはこれまでは比較的中央官庁の人材、施設に依存してきている。ところが、量的拡大に加え、多様化している途上国サイドの開発ニーズに的確に対応してゆくためには、中央官庁および首都圏だけではもはや対応は不可能となっており、地方でのさまざまな展開を考えていかねばならない。

また、幅広い対応力を備えるためには、政府開発援助について国民の幅広い理解を得る必要がある。そのためには国民の税金で成り立っている政府開発援助の実施の仕組み、評価などについて透明性を高める必要がある。開発途上国の開発協力には、援助国サイドあるいは被援助国サイド双方から起因するさまざまな問題があり、このため初期の目的が十分達成されず、批判的論評の的となりがちであるが、これら国際協力実施に伴う諸々の障害要因についても広く国民に公表する

ことによって、国民的理解の増進を図る必要がある。

2 国民参加の国際協力を目指して

1) 援助理念の整理

上記のように、日本は政府開発援助（ODA）において世界のトップ・ドナーとなった。そして、国際情勢はここ1～2年の間に目まぐるしく変化し、東西対立の解消、これに伴う東欧の民主化、また、地球的規模の環境問題、地域ごとに異なる開発ニーズ等、わが国に課された国際的責任はますます重くなるとともに、援助についての国民的理解と参画なしでは、この重い責務を今後着実に果たしていくことは大変困難になる。

これまでの日本政府の援助理念は「相互依存」と「人道主義」に整理されてきた。しかし、上述のように援助の対象が非常に多様化してきた現在、援助理念について国民一般に分かりやすい政策、世界をリードしてゆく政策を検討する研究体制を確立してゆく必要があると思われる。

2) 情報の公開

本研究会においても、地方自治体の委員から、再三にわたり、ODAの実施、途上国のニーズ等についての情報が地方においては不足している旨の指摘があった。

最近の国内の論評には批判的なものもしばしば見られるが、それらの中にはODA事業の理解不足から誤解を招いている面もないとは言えない。現在、外務省、JICAとしては、特に援助事業の評価については、その公開性を高めるべく最大限の努力をしているところであるが、さらに一層ODAの国民的理解を深める努力を重ねる必要があると思われる。

ODAについての国民的理解を得るには中央官庁や援助実施機関の努力のみでは不可能であり、ここに地方自治体あるいはNGOの果たす役割がクローズ・アップされてくる。

3) 地方の国際化気運の高まりと国際協力

わが国の国際的経済地位の高まり、円高によるわが国の経済構造の変革等に伴い、国際化をめぐる気運が急速に高まってきている。このいわば、内なる国際化の気運の高まりが、国際親善交流から、実質的な国際協力に変貌しつつある現象についての分析は、他章に譲ることとして、政府レベルの国際協力の実施事業と、この内なる国際化気運との接点あるいは協力をいかに緊密にしてゆくかを見ることとしたい。

国際協力は国だけが行っている事業ではなく、地方自治体あるいはNGO等のレベルでも行われており、それぞれ近年活性化の度合いが高まっている。しかし、わが国と欧米諸国との違いは、国、地方自治体、NGO等の国際活動がうまく調和がとられていない点にあると思われる。その理由はいろいろあると思われるが、国の行う援助は比較的開発途上国、とりわけアジア諸国の経済インフラ整備に向けられていたということも説明の一つになるかもしれない。しかし、わが国の国際協力の特徴のもう一つは、人造り協力を力点を置いてきたことである。ともかく、経済インフラの整備にしる、人造り協力をしる、従来は援助のリソースは中央官庁の関係機関に求めるところが多かったことは否めない。

途上国の開発ニーズは、それぞれの国の開発段階に応じて多様化しており、経済成長の良好なアジア諸国は経済インフラの整備にはいまでも強いニーズを有していること、同じアジアでも巨大な貧困層を抱えているインド、バングラデシュ、フィリピンなどでは貧困問題、また、開発における女性の役割等があり、地球的規模の問題では環境問

題がある。いずれの開発問題についても、わが国の地方自治体には重要なノウハウと経験が蓄積されており、日本各地域の国際親善交流から国際協力への流れのコンテキストにおいても、地方自治体のエネルギーが国際協力の分野に導入されることは、一方で地域の活性化にも十分に貢献することと思われる。

4) インターフェースとしての地方自治体の役割

前述のように、一方では日本の各地域での国際化の気運の高まり、特に姉妹都市関係とスポーツ、文化、学術、青少年、婦人等の交流が活発に行われ、地方の経済、文化の活性化に、いわゆる地方の国際化に非常に貢献しており、片やわが国の政府開発援助については、わが国は世界のトップ・ドナーとなり、国レベルにおいても、その援助の裾野を広げ、国民の総力の結集を得て開発途上国との強化を図る必要性に迫られている。この意味においては、地方の国際化の動きの高まりと、ODAの支援基盤の拡充とは非常にタイムリーにマッチングできる時期にさしかかったと言えよう。しかし、この際、国レベルの国際協力事業を、わが国の各地域のニーズや特性を十分考慮せずに、ただ地方に下ろしてゆくという方策は、政府事業が当該地域に将来的にも定着するかという観点から見ると賢明な方策とはいえない。また、各地域もそれぞれの地域の特性と展望を踏まえたうえでの参画でないと、長続きする国際協力には結び付かないのではないと思われる。

本研究会でも地方自治体の各委員から指摘があったように、わが国の国際化は LOCAL TO LOCAL（地方から地方への国際的連携）の時代に入った観がある。現在のように交通手段、通信手段の発達した時代では、世界各地域からの情報は、必ずしも首都圏を通さなく、日本のどの地域でも入手できるようになっている。しかし、姉妹都市提携とか、文化、スポーツ等の交流だけでは中身に乏しく、もう一步深みのある国際協力事業に参画したいという意欲が日本の各地域に強く芽生

え始めたといえる。21世紀に向けて、わが国はこれまでに経験したことのない国際化の嵐の中に晒されることは明らかである。そのためには、日本の各地域がそれぞれの特性を生かした国際交流、国際協力をベースにしたわが国の国際対応能力を醸成する必要性に迫られている。

上記のような国際環境の中に置かれた日本が、国民参加が他の国際協力事業を推進していく場合のインターフェースとしての地方自治体の役割の重要性はますます増してゆくものと思われる。すなわち、地方自治体は当該地域の国際化、国際協力事業に参画する場合の、その地域の文化的、技術的、社会的特性を見極め、地域性のある国際協力、国際協力事業を推進しないと、日本全体としては、特に文化的な意味においては特性のない日本とさえもなりかねない。

3 地方自治体との連携強化の具体策について

平成元年12月に発足した本研究会においては、

- ①地方自治体の国際協力、交流事業の現況と課題
- ②欧米諸国における地方自治体の国際協力の現況
- ③地方自治体とJICAとの連携強化の方策およびJICAへの要望等について討論が重ねられてきた。

しかし、本研究会においては次のような問題および課題が提起されている。

- ①地方自治体の議会の理解の取り付け
- ②財政問題
- ③ODA事業および途上国の開発ニーズに関する情報不足
- ④国際協力事業担当実務者の量的、質的不足
- ⑤地域住民への啓蒙

以上のような地方自治体の抱える問題を踏まえ、JICAとしては、まず地方自治体がイニシアティブをとる国際協力事業への協力、助成を強化する必要がある。

このためには、次のような具体的アクションプログラムが考えられよう。

1) 人材の養成

ア. 地方実務者研修コースの設定（国内および海外研修）

イ. 市民講座、セミナーの開催（地方自治体への助成およびJICA広報事業の強化）

ウ. 海外長期研修の地方自治体枠の設定

2) 情報の提供

ア. JICA国内機関を通じたの情報提供の強化

イ. 地方自治体既存の情報システムのオンライン化

3) 地域住民への啓蒙活動への助成

ア. 広報資料の提供

イ. 小・中学生の海外派遣

4) 地方自治体国際協力推進協議会強化への協力

次に、地方自治体のJICA事業への参画の量的、質的拡充の具体策としては次のように提言できよう。

5) 研修員の受入れ

ア. 研修コースの地方における拡充

イ. 受入れ可能調査の拡充

ウ. 研修施設増にかかる可能性調査

6) 専門家の派遣

ア. 人材の供給能力調査

イ. 帰国専門家同窓会の地域別設置

第 二 部

グローバル時代の地方自治体

グローバル時代の地方自治体とは、国際的な競争力を持つ地域社会を構築するための取り組みを指す。地方自治体は、地域住民の生活の質を向上させ、地域経済を活性化させる役割を担っている。グローバル時代は、地域間の競争が激化している。地方自治体は、国際的な競争力を持つ地域社会を構築するために、様々な取り組みを行っている。例えば、国際的なネットワークを構築し、国際的な競争力を持つ地域社会を構築している。また、国際的な競争力を持つ地域社会を構築するために、様々な取り組みを行っている。例えば、国際的なネットワークを構築し、国際的な競争力を持つ地域社会を構築している。また、国際的な競争力を持つ地域社会を構築するために、様々な取り組みを行っている。例えば、国際的なネットワークを構築し、国際的な競争力を持つ地域社会を構築している。

要約

“日本社会の国際化” “地方の国際化” をめぐる議論とさまざまな施策は、日本経済の急成長、そしてともに拡大しつつある潜在的な政治的、文化的、社会的影響力が国際社会の中で無視し得ない存在となっている実情に対応する形で提出されている。そのようなマクロな環境変化の中で地方自治体が改めて、地域の国際化をテーマに取り組むためには、その出発点は何か、求められる視点や課題は何かなど、いくつかの要点を整理する必要がある。

ある意味で“地域”に限定されてきた自治体の諸施策が国際舞台にリンクしてゆくための諸活動は、日本の中の地域という位置付けから、世界の中の「地域」へとその視野を拡大し、狭義の「地益」概念から広義のそれに置き換えてゆく作業である。

現実には、自治体が後追いつく関係にもなっている実際の人、もの、情報、技術、資本の動きやそれらが地域に与えている状況を改めて把握する必要がある。外へ向けられた国際活動も重要であれば、これまでの歴史で取り残されてきた内なる国際活動もそれ以上に見逃すことはできない。なぜなら、国際化は言うまでもなく、これらが車の両輪の関係で発展してゆくことで地域社会の発展の一プロセスたり得るからである。

一方、従来、国の専権事項とされていた国際政策が、今日、実際には法的根拠が整理されていないまでも、さまざまな政府施策によって、必ずしもそうではなくなっており、結果的に積極的に肯定されている現状がある。何にせよ、過渡期的状況においては、はっきりとした政策化の根拠を見いだすのが現実であり、法制度上の政策的根

拠が整理されない、といった状況がある。しかしながら、この状況をもって地方自治体の国際政策すべてが地方自治法の範囲外である、とは言えないのである。一方でそのような実情にあった法制度上の整備は政府機関の努力に求められる緊急な課題でもある。

さらに、それら環境の整理とは別に、地方自治体が主体となって国際協力を実施する動機、つまり、地域の国際化のアイデンティティーについて、姉妹都市交流を例にとってみると、これがある種のブームにのっとりた方策であったことが浮かび上がってくる。その性格はおおよそ一様に、セレモニーとしての性格が強く、その結び付きから何か新たに生み出されてくる、といった発展型のものではなかったようだ。しかし、一部ではすでに姉妹都市（ツイン・シティ）交流から相互に地域のあり方、行政手法など幅広く学びあう都市提携交流への変化が見られるなど、よりコミットメントの強いコミュニティー・ネットワークが築かれつつある。つまり、地方自治体が国際政策（化）を行なうのは、自らの地域をより豊かにすることであり、この点でも地域の国際化は、ファッション性のある文化であると同時に、改めて日本の開放的地域発展の一プロセスであることが確認されてくる。

しかし、従来、日本の地域社会作りは欧米諸国を一つのモデルとしており、そのあり方は国際化を考える視点として、改めて問うべき視点であろう。すでに第一部の要約でも述べたように、アジア、アフリカやラテン・アメリカなどの南の途上国の抱える貧困、人口、環境などさまざまな課題は、国際社会のあり方に大きな影響力を持つ地球的

要約

な課題である。当然のことながら、世界の中における「地域」の視野を構成する重要な要素でなければならない。

今日、南北問題を課題とした国際開発協力分野での日本に対する期待感は、途上国のみならず、先進国を含めた諸外国の間でも強く、それらにいかにか効果的、発展的に応えるかという課題は、中央のみならず、地方をも含めて、日本社会のあり方に対して“国際化”の意味を根底から問うものである。この観点からも“国際”の意味が問われるべきであろう。

さて、今日、ほとんどの地方自治体において、いわゆる自治体インフラの整備が終了しており、地域の豊かなあり方の追及という課題は市民の幅広い関心や自発的な動き、参加がその基礎となり、鍵となるであろう。その中身の一つである国際化活動の実施においても同様である。つまり、自治体に期待されていることは、それらの動きを積極的に側面支援する協力体制作りである。

第一部の要約で、すでに政府機関主導の国際政策と国家連合による国際社会のあり方が問い直されつつある現状に触れたが、同様に地域における自治体主導の国際化政策（例えば、姉妹都市交流）もここでは、市民の参画という観点から問い直される必然に直面している。

いずれにしろ、日本における地方自治体と国際協力、あるいは地方自治体と国際化という今日的テーマは、多くの自治体において過去10年程度の歴史しか持っておらず、それを促進し、活発化するためにはまだまだ、第一線にたった担当者の“新たな道を拓く努力”に負うところが大きい、であろう。その基本的性格に留意するならば、関係者

の努力や少ない情報、各々の知恵を交流させることの意味は大変重要であり、その動きを軸にした国レベルの関連諸機関の支援・協力の体制がさまざまに整備されることが望まれる。

その観点から、JICAと地方自治体が協調した国際協力への取り組みは多方面の新たな、あるいは既存の領域において、多くの改善を必要とするものである。人材の育成課題や財政支援の制度的問題、運営上の組織的課題、法制度上の課題などなどである。

第一章

求められる視点と基本的課題

明星大学専任講師 渡戸 一郎

地方自治体と国際協力のあり方について考えていく前提として、初めに、今日の地方自治体が置かれている環境の変化と求められる視点、および基本的な課題を整理しておきたい。

1 三層構造のなかの地域社会の比重の増大

第一に、従来、ナショナルローカルの二層構造の枠組で位置付けられてきた地域社会や地方自治（行政）は、人、モノ、情報、技術、資本などのグローバル化、ボーダーレス化が急速に進行することによって、単に国家の中の地域社会、地方自治という視点だけでは、新しい時代に適応する地域作りが困難になってきたことが指摘されなければならない。国際的に見ても、国家の壁が総体的に低くなると同時に、「近代国民国家」の存在そのものが相対化されつつある今日、地域社会がダイレクトに世界の各地域とさまざまなレベルの国際関係を形成する傾向が次第に顕著になってきている。すなわち、国際環境において直接に地域社会が果たす役割が比重が増大しつつあると言ってよいだろう。地球社会（または国際社会）、日本社会、そして地域社会という三層構造における地域社会や地方自治の再規定が必要になってきたのである。

2 「地益」概念の見直しの必要性

そこで、第二に、地方自治体が依拠してきた「地益」概念の見直しが必要になってきている。すなわち、地方自治体は第一義的に、地域社会とそこに住む住民やそこで活動する企業等にとっての公共的な利益（ローカル・インタレスト＝地域的利益）を追求する存在であるが、国際環境への地域の編入がより深く進行する中で、これまでの二層構造における「地益」概念が大きく揺すぶられ始めているのである。特に、わが国の場合、世界経済の中核国に属する自治体として、足下を支えるグローバルな相互依存の構造に対する視点から、中長期的な「地益」概念の再構築が課題であると言えよう。

3 国際環境の変化に対する中・長期的認識の要請

それでは、90年代初頭の現在、わが国の自治体には、国際環境の変化に対するどのような中長期的認識が求められていると言えるのだろうか。諸国間の交渉レジームや領域国家への移行等による世界経済の構造変化、軍事力中心から経済安保、環境保全へという国際政治における安全保障の焦点の変化について詳述する余裕はないが、「世界のなかの日本」の地方自治体の中長期的な役割としては、以下の三つが浮上ってきていると指摘できる。これらは、日本の自治体側の自己認識として顕在化しつつあるとともに、日本の自治体に対する諸外国自治体からの役割期待でもあるといえる。

第一に、産業化、近代化の先進国自治体としての役割である。「先進」国という概念は本来正確ではなく、西欧社会をモデルとした産業化、近代化の「先発」「後発」ということでいえば、日本も「後発」国の一つである。また、西欧モデルの単線的な産業化、近代化が絶対

ではなく、「多様な発展可能性」が認識されつつある今日、あえて「先進」国であるということは一種の僭称にも等しい。そこでここでは「先進」国の意味を、政治経済面で西側諸国の価値観を一応達成してきた国としておこう。そして、今日の日本が、地域社会のグローバル化、ボーダーレス化の進行の中で、その達成の内実を内外から大きく問われていることは、周知のとおりである。このことは、地方自治体にとってもけっして無関係であるわけではない。地域における広義の「経営資源」（民主主義、文化、技術、企業経営、都市経営等）が諸外国から注目を浴びると同時に、グローバル時代に対応する見直しも要請されているのである。

第二に、アジア・環太平洋地域の自治体としての役割である。これには、このところのソ連や朝鮮半島情勢の変化も考えるなら、環日本海地域の自治体としての役割も当然含まれる。この地域は、日本にとって最も深い関わりを持つ地域であり、実にさまざまな形態の国家や地域が存在している。その中で日本は「成功した豊かな国」と見なされており、垂直分業だけではなく、水平分業の形成も近年見られるようになってきているが、特に日本企業の持つ「高度な」産業・経営技術の移転への期待は高まる一方である。その期待は姉妹・友好都市交流においても表われている。しかし、戦後日本の自治体は北米・南米・中国等の一部の国を除いてこの地域との交流の蓄積は少なく、関心が芽生え始めたのはつい近年のことであるといえよう。

また、歴史的に見るならば、日本は中国、そして米国という「文明国」の「周辺国家」であったことから、「文明国」に対する憧れと反発というアンビバレントな感情を抱いてきたし、現在でもそうした感情構造（特にアジアの周辺地域に対する感情のありよう）を基底に潜ませていることも、思い起こしておく必要がある。自治体職員や住民の国際理解の促進という場合に、こうした点はぜひ留意したいもので

ある。

第三に、世界の中で孤立する「経済大国」日本の自治体としての役割である。米国の一部にある「日本異質論」の是非はともかく、世界中にメイド・イン・ジャパンのモノ（商品）と金を持った日本人観光客ばかりがあふれ、ホテルやゴルフ場を買収するジャパン・マネーが横行する中で、日本の国際的評判は芳しくない。「孤立」という言葉は日本人にとって耳障りが良くないが、ある意味では現実として冷静に受け止める必要がある。日本の中央政府ももっと努力する必要があるが、地方自治体が地域の国際化に積極的に取り組み、独自に形成する国際関係を通じて果たしうる役割もかなりあるとよいだろう。

4 地方自治体の国際政策の基本枠組み

以上の課題や視点を踏まえれば、自治体の国際政策の基本枠組みは、次のようになろう。

第一に、国際的な視野をもち、グローバルにも行動できる市民や自治体職員の育成である。“think globally, act locally”（広く世界を考え、地域で行動する）とは最近よくいわれる言葉だが、これからの人造りにおいては、同時に、“think locally, act globally”（地域のことを考えるならば、広く世界的に行動する）もできる人材の育成が求められる。かつてのような、国内派（民族派）か国際派かという二分法の時代は終わったというべきである。この面では、広く第三世界までを含めた世界と地域の具体的な関わりやその意味を学習する機会をさまざまな形で提供していくことが基本になる。

第二に、対外的にも対内的にも開かれた平等な地域社会づくり（内なる国際化）である。子供、女性、高齢者、ハンディキャップ、外国人の人権が守られ、当たり前の市民として生活できるようなコミュニ

ティづくりである。この面では、「異質との共存」と猛々しく構えるよりも、日常生活に根ざすボランティア・スピリットの涵養が最も重要であろう。第三に、精神的にも物質的にも真に豊かな市民生活づくりである。企業と国は富めども民の生活は依然として、住宅、公共施設、余暇時間、交通費などの面で貧困な条件にある。自治体としても21世紀に向けて何が地域社会の豊かさの基礎条件なのか、改めて検討し直す段階にある。その一環として、世界的にも誇れるような、美しく魅力ある街づくりのデザインも求められよう。

第四に、国際社会の安定と向上への貢献、特に草の根からの国際協力の推進である。環境保全、保健・医療・福祉、教育、産業技術、都市計画、地域経営等、地域から国際協力に寄与しうる資源は、相当にあるはずである。特に高齢化社会に向けては、退職高齢者のうち意欲ある者の国際的な活躍も期待できる。その意味で、地域のNGOばかりではなく、多様な分野の市民活動グループと連携した自治体の国際協力推進体制の整備が望まれる。

最後に、国際的視野にも立った地域の成長政策の確立と推進である。前述のように、これまでの地域振興が主として国（中央政府）との関係の中で行われてきたのに対し、これからの地域の成長政策にはグローバルな視点の重要性が高くなる。また、自己中心的な成長政策も通用しなくなるのではないかと考えられる。その意味では、内外の地域との交流と連動した地域間の役割分担や協力体制がますます求められる時代となろう。

第二章

地域からの国際化の展開

明星大学専任講師 渡戸 一郎

1 地域レベルの国際化の歩み

ここではまず、1960年代以降のわが国における地域レベルの国際化の歩みを概観しておくことにしよう。

1) 1960年代～70年代前半

戦後復興期を経過し、経済の高度成長を果たすこの時期は、国際姉妹都市交流を中心とした欧米志向の親善・文化交流の段階であり、一部の地域エリートが担い手であった。しかし、この時期にわが国は、64年の東京オリンピックとIMF東京大会の成功によって、先進国になる自信をもち始め、また、経済の海外進出が盛んになる中で、「通商国家」としての日本の自己形成は、資本を中心とした「国際化」を課題に位置付けるようになった。

2) 1970年代後半～80年代前半

70年代の前半は、日本の経済進出が特に東南アジアで摩擦を引き起こし、74年には反日運動が激化した。日本批判が高まる中で、首相や外務大臣の演説で「相互理解」が強調された。

こうした中で72年の国際交流基金の設立を一つの契機として、民間

の国際交流団体が増加し始める。70年代後半以降、この傾向は高まり、国際交流は大衆化し始める。これに伴って、国際関係をもつ地域主体も多元化し、交流分野も拡大していく（生活文化交流、経済交流）。しかし、交流の対象は中国を除き、依然として欧米志向の傾向が強い時代であった。

一方、この段階には、地域振興にからめた独自の国際交流（大分県大山町のキブツへの青年派遣研修、岩手県田野畑村の国際理解教育、札幌市の北方都市会議など）や、自治体独自の「民際外交」政策（神奈川県）が取り込まれ始めるが、他方で、従来型の姉妹都市交流の形骸化・ゆきづまりの傾向も顕著となっていた。

また、この時期には、地域のNGOや自治体による国際協力活動も広がり始めた（アフリカ難民救済キャンペーンの広がり、北九州国際研修協会の取り組みなど）ことも指摘しておこう。

3) 1980年代中期以降

80年代中期以降は、日本の経済社会のあり方ばかりでなく、地域レベルの「国際化」が大きく課題となった時期である。その背景としては、日本の経済大国化の進行、国際貿易摩擦の高まり、急激な円高、新たな外国人の流入（国際労働力移動の波）、国民意識の変化などが挙げられよう。

地方自治体についてみると、まず外部からの要請（「横からの入力」）に対する受動的対応としての国際化が緊急の課題となり、やがて地域間競争のグローバル化の中でより能動的な「地域からの国際化」の政策的重要性が認識され始める。それにともない、地域の活性化を目指した自治体としての国際（化）政策の確立への模索へ向かうようになってきたといえよう。

その内容としては、従来からの姉妹・友好都市交流に加えて、経済

技術交流、組織や施設の整備、在住外国人支援、地域での国際交流、ボランティアの発掘・育成、異文化理解、平和教育、外国語講座、日本語講座、伝統文化紹介、国際コンベンションの誘致・開催、外国大学や国際機関の誘致などが、次第に全国的に取り組まれるようになってきている。

国際交流も、①より目的を明確にした各分野ごとの交流へ、②日本からの一方的な出超ではなく、対等な交流へ、③欧米志向から第三世界を含めたグローバルな交流へ、④国際交流から国際協力へ、などの展開が課題になりつつある。

また、この間、国の地方国際化への積極的な支援政策が展開され、国と地方との間での連携が構築され始めると同時に、他方では解決されなければならない各種の問題も顕在化してきている（国と地方の役割分担のあり方、法的規制、ODA予算の地方配分の問題など）。

2 地域からの国際協力の取り組み

NGOや自治体による地域からの国際協力は、以上の時期区分の中では、70年代後半以降に活発化する（もちろんそれ以前の時期に設立されたNGOもある）。市民の海外協力を考える会編『市民の海外協力白書』（経済評論増刊 日本評論社 1985年9月）には、海外協力団体として148団体、また海外協力に関連する学習・研究・交流グループ64団体がリストアップされている。

自治体による国際協力はJICAベースや青年海外協力隊事業への協力などを中心に70年代から歴史を持つが、自治体の主体性が強くなっていくのは80年代においてであるといつてよい。中でも北九州市の「財団法人北九州国際研修協会」（設立80年）は、地元産業界や市民の広範な協力・支援によって、これまで多くの途上国研修員を受入れ

てきた先駆的取り組みである。この背景には、北九州市が歴史的に培ってきた膨大な近代産業技術の集積という地域資産を国際的にも生かし、引いては地域の活性化にも役立てたいという地域の願いがある。

札幌市は、北方都市会議を通じた都市技術の情報交換を重ねてきたが、80年代中期からアジア・太平洋地域との交流拡大の切り口として技術協力を通じた多様な交流を展開している。特に、87年7月には、産・学・官の有識者からなる「札幌海外技術協力推進会議」を設立し、技術研修コースの開発、研修員の受入れ、市民理解の促進（広報紙SAITECの発行等）に取り組んでいる。

横浜市は独自の国際協力を展開してきた。77年に民間企業と市が一体となって「横浜海外技術交流事業」を開始しているが、これは途上国の国造りに人材育成を通じて協力するとともに、横浜の地場産業の国際的ビジネス活動の進展に寄与することを目的とするものである（通産省の所管する財団法人海外技術者研修協会【ATOS】の制度を利用）。また、87年には第2回国連アジア太平洋都市会議（YLAP）で、ESCAPと横浜市の提案により、アジア・太平洋の都市間で継続的に技術交流を行うための組織「シティ・ネット」がつけられ、89年上海で設立総会が開かれた。

大阪市では、人と情報の援助を積極的に行っていくことにより、「世界に貢献する都市大阪」を目指しており、具体的には、JICA事業への協力と市独自の交流を通じた種々の技術協力を行っている。市独自の事業としては、レニングラード、上海との都市工学技術交流等、姉妹都市交流の一環としての技術協力のほか、港湾技術交流、中国愛国衛生運動（四害追放）への協力、医療研修生の受入れ、シンガポール事務所の開設等が挙げられる。

以上のほかにも、都道府県の活動や小規模自治体の活動など、自治

体レベルの国際協力事業は着実に拡大しつつある（詳しくは資料編の各事例報告を参照）。このように、自治体の国際協力は地域に根ざした国際交流を基盤として展開されていると言えるが、ここでその事業（活動）形態の整理を試みるならば、以下のようになろう。

一つは、JICA事業や青年海外協力隊事業への協力である。1988年の実績では、技術研修生受入れ 6,051人、青年招へい 1,085人、専門家派遣 3,764人、調査団派遣 6,826人、協力隊派遣 2,612人となっている。

第二に、姉妹・友好都市交流を通じた独自の国際協力である。これは、相手都市の協力ニーズを直接把握でき、効率的な援助が可能であるという意味で、これからも大きな期待が寄せられる協力形態であるといえる。

第三に、地域特性に基づく独自の国際的な圏域交流の中での相互協力である。札幌市の北方都市会議や横浜市が呼びかけて発足した「シティ・ネット」などがその例である。

第四に、地域における国際協力である。これには、留学生や難民など在住外国人への支援、地球環境保全に向けた地域内環境の保全、放置自転車等の海外贈与、反アパルトヘイト運動等への支援を含む平和都市運動の展開、国際理解教育の取り組みなどである。

これらの国際協力事業を支えているのは、一つは自治体がこの間の街づくりの実績を積み重ねる中で培った自らの仕事に対する自信であり、もう一つは、グローバル化する地域社会の捉え直しの努力である。しかし、わが国の場合、自治体レベルの国際協力の歴史はまだ浅いといわなければならないし、NGO等市民団体との連携はこれからの課題であるといえよう。

第三章

地方自治体と 国際化・国際協力の法的側面

法政大学教授 江橋 崇

1 自治体の国際協力の法的な根拠

社会、経済の全般にわたって国際化が進んだのに伴い、自治体の国際活動は、国際交流、国際協力、地域の国際化推進の各方面で質量ともに急速に増大した。そのための法的な基盤の整備は十分ではなかったため、自治体の国際活動は、事実先行型で進んできた。そして今日では、こうした活動の軌跡の中に新しい基盤が見えはじめている。

まず、理論的には、自治体の国際活動は自治事務の一種と考えられるようになった。国際交流や国際協力は、国外の自治体などとの友好、相互理解、相互協力によって、自分の地域の特性を自覚し、住民の心を外部に向けて開くきっかけになる。交流の相手方からよい点を学び、自己のよい点を再認識して、みずからの社会、文化を、開かれた、普遍性のあるものへと高めていくことができるという効果が認められるようになったのである。この際には、地域の国際化への対応施策も関連してくる。

今日では、民間団体、企業、市民個人の自主的な国際活動も盛んである。自治体の施策は、こうした市民の活動と結びつくならば、おおいに盛り上がり、いっそうの効果が期待できるだろう。

こうした意味で、国際活動は、国際化の時代にあつて、それに対応して自治の基盤を整備する、自治体固有の仕事といえるのである。

さらに具体的に検討すると、まず、今日では、全国各地の自治体に、国際室や国際課など国際交流、国際協力を所管する部課が設置されるようになった。また、地域の国際化の推進という面では、これが総合的な施策の課題であることから、国際交流、国際協力の担当部課を幹事とする連絡調整の会合が設定されるようになってきた。国際活動を自治体固有の活動領域に含ませるのが普通になってきたのである。

第二に、国も、自治体の国際活動を消極的に評価して、「抑制」しようとした時期の政策を改めて、それを積極的に評価して奨励するようになった。

自治体の国際活動を抑制して、中央政府がそれを独占する政策は、日本がまだ貧しく、貿易、為替、外貨管理を厳格に行う必要があった時代には国益にならなかったものであった。敗戦後の経済、政治の困難を克服する上で、こうした独占政策が果たした意義は大きいものがある。

だが、ヒト、カネ、モノが自由に往来するようになった今日では、かつては進歩的だった政策も逆に機能するようになる。内政即外交、外交即内政といわれるような国際化の時代にあつては、国際関係の変化や国の対外政策のありようが直ちに地域や自治体の経営に大きな影響を与え、逆に、地域における自治のありようが直ちに国の対外政策に影響するといつてよい。こうした時代には、自治体が対外的な活動に関心を持つのがあたりまえであり、それをあえて抑制したり、無理に国の指導性を貫こうとしたら、自治体側からの激しい抵抗を受けることになる。

また、自治体や民間団体、企業、市民グループの行なう各種の交

流、協力活動が活発になってはじめて、国と国との関係が真に平和的で友好的なものになるともいえる。そうした意味で、自治体の国際活動には、国の対外活動を補完して、厚みのあるものにする動きがある。

そこで、最近、政府も、自治体の国際活動を奨励するようになった。たとえば、数年前から、外交青書には、『地方の国際化』に対する支援の具体策が載せられている。昭和59年版の青書に「文化交流および報道・広報活動」の一環として、「地方自治体や民間と密接に協力し、幅広い国民外交の展開を目的とする各種活動」が登場するのが始まりで、以後、毎年同じような記述がある。昭和62年版の青書には、昭和61年2月に「国際化相談センター」を設置して自治体の国際化、国際交流に関する紹介・相談、姉妹都市提携の支援を行っていること、地方で「一日外務省」や「ミニ外務省」を開催していること、各地の国際交流の実務担当者を対象とした「国際化相談キャラバン」を始めたことなどが報告されている。同じく昭和63年の青書では、「地方の国際化」の支援が独立した項目になり、自治体側の国際化の動きが紹介され、この気運は歓迎すべきであり、外務省も積極的に各種の支援・協力を行っている」と述べられた。その基調は、平成元年版でも受け継がれている。

また、自治省は、「地方公共団体における国際交流のあり方に関する指針について（昭和62年3月17日付け自治画第37号）」、「国際交流のまちづくりのための指針について（昭和63年7月1日付け自治画第97号）」に続けて、平成元年2月14日自治画第17号で、都道府県および政令指定都市に、「地域国際交流推進大綱」を策定し、総合的かつ計画的に地域の国際交流、国際化を推進するように求めている。

第三に、法制度そのものの中にも、自治体の国際活動の権限を認めるものができはじめた。地方自治法には自治体が国際活動を行う権

限を直接に根拠づける条文は存在しない。他方で、同法 2条10項で、司法、刑罰、通信、郵便などとともに「国の事務」に留保されて自治体の関与が否定されたものでもない。いうならば、地方自治法は、国際活動については沈黙していることになる。

一方、個別立法では、自治体には国際活動の権限があることを前提にした国の法律がいくつか制定されている。たとえば、国際協力事業団法40条がその例である。同条は、事業団が事業を展開するうえで、自治体と密接に連絡し、自治体側も業務の運営に協力するよう求めている。これに基づいて、自治体は、青年海外協力隊の事業についての自治体の支援・協力、とりわけ自治体職員の現職派遣を定める条例や要綱を制定して、長期にわたって協力してきた。たとえば長崎県青年海外協力隊員派遣要綱 1条は、「長崎県は、国際ボランティア活動に積極的に参画し、もって国際県長崎の確立をめざし、併せて国際的視野に富む職員を養成する。」と述べている。

さらに画期的なのが、昭和63年に制定された「地方公務員海外派遣法」である。これは、①姉妹都市協定、姉妹自治体協定などに基づいて、あるいは、国際協力事業団の専門家派遣事業や青年海外協力隊事業に協力するものとして、職員を海外に派遣して、専門知識や技術を外国に提供する場合、②自治体と外国政府機関との協定や公共教育研究機関と国外の公立大学、国立大学、国公立研究機関などとの共同研究協定、共同調査協定、職員派遣協定等に基づいて、大学教員や研究公務員に国外の大学や研究機関で研究、教育に従事させる場合、③海外情報の収集や海外での地域の貿易、観光などの広報に従事する海外事務所派遣職員の場合、④災害救助などについて、外国の自治体や政府からの直接的な支援要請や、国連、ユネスコ、WHOなどからの派遣要請に応じて職員を派遣する場合、⑤国連、ユネスコ、ILO、WHO、OECD、UNHCRなどの国際機関への派遣の場合など、

自治体職員の海外派遣に伴う法的な処遇を広範囲に定めている。職員の派遣先などは自治体が独自の判断で決定することがとされ、派遣制度の導入は条例事項となっている。かつて、一部の自治体では、国際活動は機関委任事務であると理解されていたが、それは誤解であって、協力、自治体の政策的な決定、条例による法的基盤の整備という方向での立法は、自治体の国際活動が固有の権限であることを前提にしたものと理解されよう。以上から判読できるように、自治体の国際活動をめぐる今日の法状況は、自治体固有の権限が個別法によって制度化されつつある段階といえる。そして地方自治法に関していえば、その「沈黙」は禁止、排除の意味ではなく、許容の趣旨であると理解してよい。いずれ、将来、次のステップとして、地方自治法のような基本法で、抽象的、一般的に自治体に国際領域での活動権限が明示されるときがくるであろうが、そのときまでは、地方自治法の沈黙を許容の意と理解して、国、自治体の双方で個別立法を行ない、創造的な活動を進めていくことが必要である。

2 国の対外活動との関係：補完、並存、対立

自治体の国際活動と国の対外活動は、これを法的な権限のレベルで見れば、部分的に重なり合う二重の円として理解される。つまり、自治体の権限の中には、地方自治の本旨として自治体の手に専権的に留保された事項と、国の活動と関連、重複する事項とがあるように、国にも、憲法上または法令上で国の専権事項として留保されたものと、自治体の活動と重複、競合する事項とがある。

自治体は、国際活動の展開に当たって、まず、憲法上、法令上で国に「留保」されている専権事項、たとえば、憲法 7条、72条、73条などによる、国家間での外交関係の設定、維持、更新と、国家間条約の

締結の権限を尊重する必要がある。また、憲法98条 2項にいうように、国が締結した条約および確立された国際法規の遵守義務を負っている。さらに、憲法65条にいう行政権の一部として国に与えられた「外務行政権」、特に出入国管理の権限を尊重する必要がある。

他方、国も、自治体の国際活動には、地域の活性化と発展、住民の権利と福祉の向上を目的とし、憲法92条の「地方自治の本旨」に含まれる要素があることを十分に配慮する必要がある。自治体の国際協力活動を国の短期的な政策目的のために一方的に利用、動員しようとするのは、この点での配慮に欠けるといえる。また、ヒトの大量移動の時代であるので、国の権限、特に出入国管理政策のありようは、自治体の施策に大きな影響を及ぼす。国は、自治体の要望に配慮した施策の展開が望まれる。

だが、自治体の国際活動の相当部分は、自治体の権限と国の権限の円が重なるところにある。この部分では、両者の関係は補完、並存、対立の絡み合いになる。これは、自治体の行う国際交流活動でも現われるが、国際協力活動の場合には、いっそう明確な形をとる。国際協力事業のうちで、国の行うODA事業に自治体が協力する場合は、補完の要素が強いが、自治体が独自の財源で海外協力事業として展開するときには国の対外協力活動と並存する要素が強く、日本と国交のない国や政府、あるいはその自治体からの要請に応じて自治体が支援活動を行うときには、対立の要素が強まるといえる。

ただ、国際社会は複雑で、日本と国交のない国といっても多様である。第二次大戦の戦後処理が未完の地域との間では、対中国関係のように、民間や自治体の交流、協力事業が先行して国交回復の道が開けた例がある。アフリカやインドシナ半島など、戦乱の続く国や地域での難民支援事業や緊急医療援助などでは、非国家的であることが事業の展開を可能にした例がある。独裁政権崩壊直後の国の自治体から緊

急援助を要請された場合や、姉妹都市提携を行っていた相手方が所属する国家からの分離独立を宣言して支援を求めてきた場合など、政治と人権の絡みで複雑な配慮が必要な事例も続出している。こうした局面では、国と自治体の対立関係が目立ちやすい。しかし、自治体の国際活動は、憲法の規定などの枠組みがしっかりしていれば、長い眼で見れば国益にかなうことが多い。日本では、とかく対立の面だけが強調されるが、それは適当ではなく、長期的な視野からの評価が望まれている。

また、国の権限と競合する領域で自治体の国際活動が適切に行なわれるには、国側の法律の整備が必要である。すでに触れたように、職員派遣の法的整備は評価できるが、国際協力活動の面では、国と自治体の関係、国際協力事業の評価制度などについて、なお今後の課題として残されているものが少なくない。

たとえば、国際協力では、自治体が地域規模で把握している都市生活に係わる技術の指導、協力が相手側から望まれる場合がある。ところが、こうした技術協力は、それを生かす基盤である地方自治が十分に存在しない地域ではうまく根付かない恐れがある。そこで、今後は、第三世界の諸地域で地方自治が定着するように、いわば自治そのものを援助することが必要になってくる。

あるいは、協力の相手方が、日本のハイテク技術を移転、導入するよりは、第三世界内部の自治体間でのローテク技術の移転により大きな効果を見出すことがある。このような場合には、自治体に期待されている協力活動の内容は、第三世界の地域間での技術移転の斡旋、仲介であるが、現状では、日本の援助法体系には、こうした発想を支持する制度はない。

また、すでに国連のナミビア独立選挙管理への参加で実例が生じたように、国連やその他の国際機関による国際の平和、環境、人権を守

る事業に参加したり、相手地域での民主主義や人権保護の促進に係わる協力事業も今後増大するであろう。

こうした新しいタイプの事業に自治体が関わるように、関連する法律の整備が待たれるのである。

3 自治体固有の内なる国際化施策

自治体の国際活動には、国際交流、国際協力とともに、地域の国際社会化への対応という内容も含まれる。

日本では、難民条約加盟にともなう関連国内法の改正によって、福祉、教育、住宅、医療などの各種の行政サービスから外国人住民を締め出す制度が大きく改善されて、サービスが外国人住民にも開放されるようになった。それにともなって、居住地域での外国人処遇の事務を第一線で受け持つ自治体の果たす役割が大きくなった。在日韓国・朝鮮人の処遇という古くからの問題と、この10年の間に新しく生じた、インドシナ難民の受入れ、アジアからの留学生、就学生の増加、研修生の大量受入れ、帰国残留孤児とその家族の日本定住、アジア人花嫁とアジア人労働者の流入、南米の日系移民の就労目的での里帰りなどの諸問題に、自治体として取り組まなければならないということである。

自治体は、福祉、住宅、医療、保育、教育、就職、労働などの面で、外国人住民および滞在者の生活上の諸問題に取り組むこととなった。もともと、自治体の国際協力活動は、第三世界の人々が人間として基本的に必要とする衣、食、住などへの欲求の充足を支援する活動である。そこで、第三世界の人々が、本国で日本側の協力、支援を受けるのではなく、日本にやってきて本人と本国に残してきた家族の衣、食、住などの基本的な生活上の欲求の充足を図ろうとするとき、

それを支援し、生活上の諸問題に取り組むことは、内なる国際協力事業と呼ぶことができる。たとえば、日本にやってきた技術研修生に日本国内で技術教育を行なうことは、専門家派遣事業で、現地で教えることに近い。あるいは、日本への留学生の滞在に必要な諸施設、設備を整備することなども、こうした事業に含めて考えてよかろう。そして、地域での外国人住民と滞在者の処遇が適切でなければ、自治体は、対外的な活動の場面で必要な信頼を勝ち取ることができないであろうという意味でも、内なる国際化の施策の推進は国際交流、国際協力事業と結びついているものである。

外国人住民の適切な処遇の中身としては、しばしば、「外国人に住みよい街づくり」があげられるが、それは、単に生活の便益を提供するだけでなく、「外国人の人権の守られる街づくり」でなければならない。日本の法制度は、この面でも、急速な変化に追いつきかねていて、以前からの在日韓国・朝鮮人への差別問題に加えて、最近では、アジア人の人権問題がしばしば各方面で取り上げられる。西欧諸国の例にならって、日本でも、在留外国人の権利保護のために、法的な基盤を整備して政策を展開することが望まれる。

この点で特に留意しなければならないのは、出入国管理についての中央政府の政策との関係の調整であろう。かつてのような労働鎖国政策が改められ、熟練、専門労働力を海外から導入するとともに、いわゆる単純労働についても研修生を受入れるようになれば、留学生、就学生ともあわせて、地域に外国人住民が増えることになる。しかも、ひとたび国境線を越えてしまえば、外国人にも日本国内での居住、移転の自由が認められるので、特定地域に人口が集中して、予想外の外国人多住地域が形成されることもあろう。自治体はその流れをコントロールできないのであって、出入国管理の権限を有する政府に対して、混乱を呼ぶような急激な変動を避ける適正な管理を要請すること

ができるだけである。

自治体は、「地方公共の秩序を維持し、住民および滞在者の安全、健康および福祉を維持すること」（地方自治法 2条 3項 1号）など、住民の生活と権利を保護する責務を有する立場から、生活者および被雇用者としての外国人住民の権利を保護する施策を展開しなければならない。しかも、そうした住民の数は、自治体の意向や計画と無関係に増減するのであって、自治体によるコントロールは不可能である。したがって、自治体の行なう内なる国際化施策は、現に外国人住民が居住、滞在しているという事実から出発しなければならない。在留資格や国籍の有無にかかわらず、住民としての生活が行われているという事実から始まる、権利保護のための法的制度の整備と施策の展開が望まれる。この点では、大阪、東京、神奈川などの外国人住民の多住地域の自治体による取り組みが参考になろう。

第四章

地方自治体は なぜ国際協力を行うのか？

コミュニティ・リンク・インターナショナル・
インスティテュート（フロン）
代表取締役（地方国際化コンサルタント）

吉田 新一郎

「変貌する国際環境の中で、自治体はもはや国際交流だけでなく、国際協力にも取り組むことが求められている」という大前提が、この報告書の基調として存在している。それは、この「地方自治体と国際協力」研究会の成り立ちからして当然のことかもしれない。しかし、その前提は、この報告書の読者の方々にすんなり受け入れられる前提なのであるか。この節では、「国際協力」を「国際化」や「国際交流」と置き換えた議論も含めて、「地方自治体はなぜ国際協力を行うのか」を考えてみたい。

3年ほど前に行われた『地方の国際化の現状と問題点』（昭和62年度外務省補助金の交付を受けて財団法人国際協力推進協会が実施した研究調査）で明らかにされた課題の一つに、多くの自治体担当者が「なぜ国際化（ないし国際交流）なのかよくわからない」「これをやればいいというのが提示されていない」という悩みを抱えていることがあった。3年を経た今、これらの悩みは解決されたのであろうか。

「地方自治体と国際協力」委員会に委員として出席していた自治体からは、全国に3千以上ある自治体の中でもこうした領域に早くから取り組み始めている自治体が意図的に選ばれていたということもあって、「姉妹都市交流は、一般市民の支持を得ることができた」「国際

協力は国レベルという意識が強い。積極的に取り組めるのは国際交流」「国際協力は、国の事業の下請けとしてなら、やる意味がない」などの意見が出された。要約すると、国際交流は姉妹都市交流等の長年の蓄積で市民にも受け入れられてきているが、これら最先進自治体ですら、国際協力については緒に就いたばかりである、というものである。しかし、姉妹都市交流を中心とした国際交流はすでに一般市民や庁内職員の理解と支持を十分に得ているのであろうか。この辺を明らかにすることが、実際事業を展開するにあたっては姉妹都市交流との共通点が多い国際協力にも参考になるとと思われるので、姉妹都市交流に関するいくつかの異なる見解を紹介することから始めたい。

1 姉妹都市交流に対する異なる見解

1) 自治体レベルの見解

少なくとも自治体にとって、最も好ましい見解は以下のようなものであろう。

「地方自治体が行う国際交流活動は、さまざまな形態があり、地域の特性を活かした多様な交流が行われているが、その典型的な交流形態として姉妹都市がある。この姉妹都市が最も典型的な交流形態であるといえるのは、行政レベルでの提携が基となって、行政レベルだけでなく、民間レベルまで種々の活動が展開され、内容的にも裾野が広がって、地域の振興にも寄与しうる形態であるからである」¹⁾

2) 研究者の見解

それに対して、研究者の見解はかなり厳しいものが多い。

「姉妹都市提携の地域的傾向から見る限り、第一に欧米等の先進

国偏重がほとんど変わっていないこと、第二に、途上国との提携は中国とかブラジルなど特殊な文化的、歴史的、さらには人的なつながりのある社会を除けばほとんど進んでいないこと、そして第三に、国家間政治の影響が相変らず強いこと、を特徴としてあげられる」²¹

あるいは、

「姉妹都市提携に基づく交流事業を眺めてみると、一過性の交流事業という傾向が強いことがわかる。つまり、金のかかる記念碑をつくったり、提携先の代表のために豪華なレセプションを開いたりするなど、イベント重視の発想が感じられる……。国際交流活動の印象は住民不在で行われているという点が非常に強い。贈り物の公的交換、相互訪問、公式行事等のほとんどが住民不在で役所主導で行なわれているため、住民レベルでの相互交流は極めてまれである」²²

3) 自治体担当者の見解

担当職員の見解には、建前と本音の2通りがある。まず、建前。

「国際理解や国際感覚の向上、国際親善に寄与しており、自治体が国際化ないし国際交流ということを考えるとき、姉妹提携は極めて取り組みやすい方法である」⁴³

それに対して、本音の部分では問題が山積みしていることがうかがえる。

「市民の国際化に役立っているのか？」

「効果があるのか？」

「先が見えない」

「ホームステイの受入れを実施しているが、受入れ家庭はいつも同じで広がりがない」

「行政主導をどうすれば民間主導に改められるのか？」

「市民レベルで熱心に活動している人やグループとどうかかわれるのかわからない」

「自治体が独走してきたことは認める。しかし、“ここは姉妹交流をしなくてもいいんじゃないか”という住民運動があってもいい」

「市民の理解が得られない。しかし、より大きな問題は庁内の職員の意識・関心のないこと」⁶¹

4) 一般市民の見解

以上の自治体担当者の見解に対して、一般市民の見解は大きく3通りにわかれる。まず、圧倒的多数の市民にとっては、たとえ自治体担当者が「姉妹都市を4つももって、積極的に国際親善に取り組んでいる」と言おうと、「その存在すら知らない」というのが実態のようである。⁶¹

実際、何らかの形で姉妹都市交流にかかわった人たちの中には、肯定的な意見を持っている人がいる。

「青少年の交換プログラムは大変よいので、ぜひ継続して実施してほしい」

「ホームステイ・プログラムは市民の交流のきっかけとしては、十分効果を果たしている」

「以前は絶対反対の立場だったが、他にはチャンスのない人が参加しやすいのでいいと思う」⁷¹

しかし、国際交流や国際協力に関心を持ち、しかも実際自分たちで活動している人たちには、逆に否定派が多くなる傾向がある。

「アジア(=途上国)のことは議会に説明できないからという理由で、欧米ばかりとやるようになっている」

「自治体にとって国際化とは何なのか。なぜ国際交流なのか。率先して、主導的にやっていくだけの性格付けを持っているのか」

「市民をボランティア（＝手足）として使おうとしている」

「テーマや課題を持ったり、あるいは問題（たとえば、環境問題など）を扱うと、それは価値や思想の問題だと見なされる」

「行政は、華々しいのが好き。行政にとっての成果の基準は、人が集まることとマスコミに書かれること。したがって、一過性のもものが多く、継続性は望めない」

「もっと民間の動きを積極的に支援することはできないのか」⁸¹

5) 在日外国大使館・国際交流担当官の見解

最後に、在日外国大使館（特に欧米系）の国際交流担当官の見解を紹介する。

「西洋では、一般的にいて姉妹都市への関心は薄れている」

「まず、目的を具体的に追求される。“世界平和、国際親善”といえはすむ日本とは大違い」

「内容に比して、費用、労力がかかりすぎる」

「学校など、もっと小さな規模ならともかく、都市のサイズでは意味がない」

「非公式だが、“これまでの経験からすれば、従来型の姉妹都市はあまり意味がない”が共通の認識。そこからは、何ら得るものもないし、何の変化ももたらしていない」

「テーマを明確にして、行政担当者どうしが、経験を交換し、地域社会のあり方やそのための行政的手法などを学び合って、地域社会／住民にその成果を還元する新しい形での国境を越えた都市の提携（reference city）なら大きな意味がある」⁸¹

以上、多少長くなったが、現時点では自治体レベルの国際化の試みとしては代表的な位置を占める姉妹都市について、異なる立場からのさまざまな見解を紹介した。姉妹都市に対する評価が、あまりに厳しすぎたであろうか。しかしながら、前にも触れたように、自治体レベルで行われる国際協力が姉妹都市交流と共通項を多く持っているので、それを十分に検討し、その経験から学ぶことは、「自治体がなぜ国際協力を行うのか？」を含めて、今後の展開の参考になる点が多々得られることは間違いない。

2 自治体はなぜ国際協力を行うのか？

1) 「自分たちの地域をよくすること」が目的

自治体の目的は、いうまでもなく地域住民の福祉や教育の向上であり、生活環境の整備・充実である。そうした自治体にとっての基本的な役割とは別なところで、つまり地域・自治体の課題や住民一般の関心とはかけ離れたところで、いわば、“お飾り”的なものとして実施されてきたのがこれまでの自治体レベルの国際交流事業といえるかもしれない。

しかし、今後は、多少利己的に聞こえるかもしれないが、国際交流にしる、国際親善にしる、世界平和にしる、あるいは姉妹都市交流にしる、国際協力にしる、それ自体は目的ではなく、あくまでも自分たちの地域をよくするための「手段」であると明確に位置づけることがまず必要であろう。

そのことは、すでに在日外国大使館の国際交流担当官の姉妹都市交流に対する見解の中の「テーマ（ないし地域の課題）を明確にして、行政担当者どうしが、経験を交換し、地域社会のあり方やそのための行政的手法などを学びあって、地域社会／住民にその成果を還元する

新しい形での国境を越えた都市の提携 (reference city) なら大きな意味がある。」という発言にも現われているし、日本国内でも越谷市や札幌市 (北方都市会議) などのようにそれをすでに実践に移しているところもある。(事例報告参照)

この点に関して、海外の事例のところでは触れていないオランダの自治体の経験を紹介しておく。1925年に、暴風雨によって災害を受けたオランダ国内の自治体に他の自治体がきわめて少額の資金を提供しようとしたが、「それは、自治体のすべきことではない」という理由で政府のストップがかかった。それが、1972年には国会でオランダの自治体が途上国の自治体を資金的に援助していいのか、ということが真剣に論じられ、オランダ・サイドの地域住民の積極的参加があることを理由に許可されたのである。

ここで注目すべきは、許可のおりた根拠が地域住民の積極的参加、あるいは地域住民のメリットになるということである。このことが、オランダや西ドイツなど事例編のところで紹介しているように、住民の理解と参加を促すための情報提供や教育活動に力を入れる所以でもある。¹⁰⁾

オランダの経験からも分かるように、もちろん地域の住民が積極的に参加し、地域住民にとって何らかのメリットになることはきわめて重要なことであるが、同時に「自分たちとつながりのある地域もよくする」という視点ももちろん忘れてはならないだろう。要するに、「自分たちがよくなる過程で、他の地域の人々もよくなる」ということである。

さらに、最近の地球環境問題への関心からすれば、他の地域をよくするという積極的な展開はできないにしても、「他の地域に迷惑をかけない」努力も忘れてはならないだろう。

2) 自治体職員のレベルアップ

札幌市の杉岡国際部長は、自治体レベルで国際交流・国際協力に取り組むことによって得られる最も大きなメリットとして、自治体職員のレベルアップをあげていた。一般的には、世界と直接触れ合うことによる学びの要素がきわめて大きい。より具体的には、日頃自分のやっていることを他人、それも外国人から評価されるので自信につながったり、あるいは説明するための準備の段階で、自分のやっていることを相対化して見るようになったり、さらには異なるやり方や思わぬアイデアを提供されたりといったメリットがある。

もちろん、ここであげたようなメリットを得るためには、いわゆる友好・親善の表面的なレベルでなく、テーマないし課題を明確化し、おたがいの恥部も含めて見せ合える関係を築くことが前提にある。

3) 自治体の国際協力への取り組みはすでに認知されているし、奨励されている

第一部でも明らかにされたが、すでに外務省が自ら、「もはや政府レベルだけの海外とのつながりでは行き詰まっており、草の根レベルや自治体レベルのつながりが求められている」そして「外交と内政を切り離せなくなって」もきている、と明言している。¹¹⁾

したがって、この稿の冒頭で紹介した「国際協力は国レベルという意識が強い」や「国際協力は、国の事業の下請けとしてなら、やる意味がない」という何人かの委員の発言も、すでに古いイメージの産物でしかない。

自治体レベルの国際協力への取り組みが認知され、かつ奨励されている今、積極的に、しかも創造的に事業化を図ることが期待されている（なお、法的側面から地方自治体の国際協力への取り組みを見る第三章-2でも、自治体の取り組みを積極的に支援・協力しようとして

いる政府の姿勢が明らかにされている)。

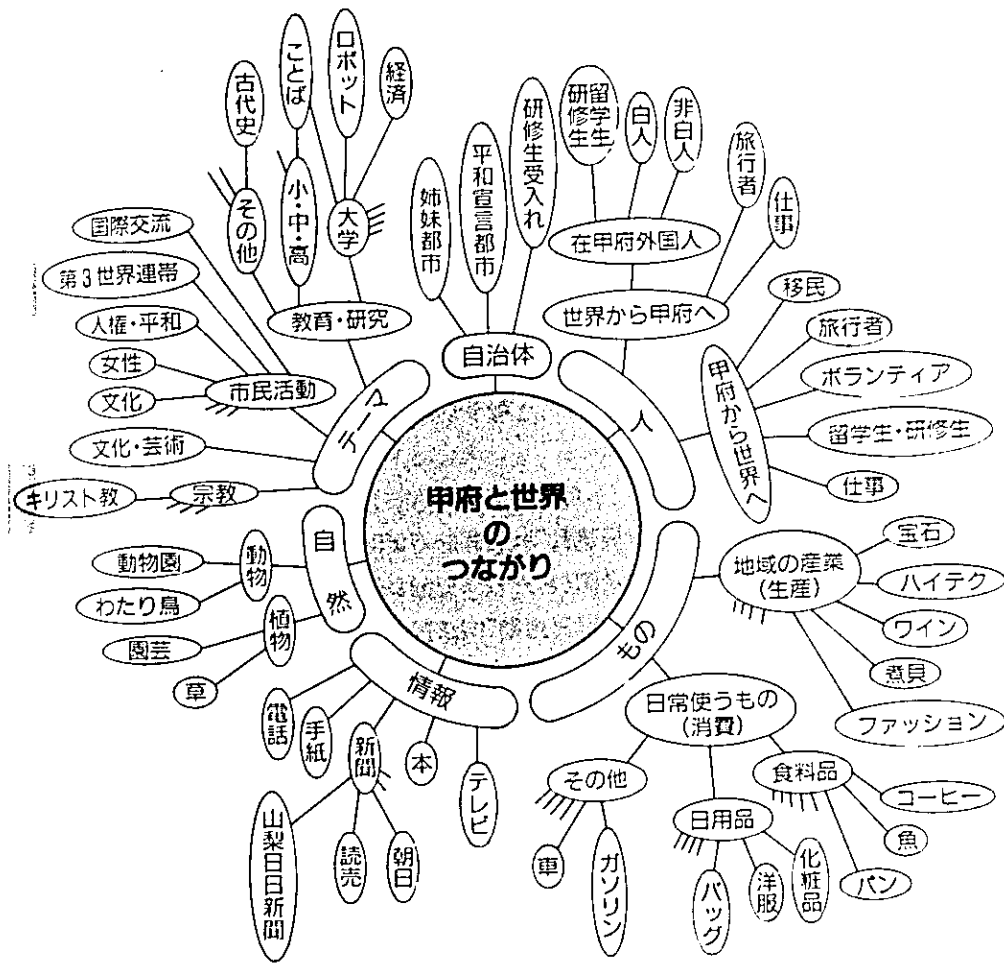
4) 国際協力で、一般市民の支持を得るための方法は何か？

国際交流も同じだが、一般市民の支持を得るための方法としては、参加、出会い、そして楽しいことの三つがあげられよう。

参加は、できるだけ多くの人に関心を引くために、多様なきっかけを提供することがまず必要である。その際、「国際」の冠をかぶせて提示するかぎりにおいては、参加してくれる人を自らが制限しているようなものかもしれない。多くの人にとって、「国際」は「英語」であり、「難しい」ことであり、そして「自分たちとは関係ない特別なこと」であり続けている。そこで、「自分とも関わりのある身近なもの」として提示する努力が不可欠となる。「国際」では参加しない人も、「食」や「教育」や「身近な環境」などのテーマや課題を明確にすることによって参加する糸口ができ得る。その際、外国語ができないことがハンディーにならないように、言葉以外の多様なメディアの利用を考えるなどの仕掛けも重要であろう。¹²⁾

出会いは、単に外国人との出会いばかりではない。それ以上に大切なのは、身近にいながらにしてなかなか出会うことのできない日本人どうしの出会いや、市民と自治体職員の出会い、あるいは新しい事実や知識との出会いかもしれない。特に最後の出会いについては、一般的によく言われる、異文化との出会いといった異なる価値観との出会いよりも、自分たちと世界とのつながりや世界の中の自分たちの位置づけが見えてくることこそが重要かもしれない。¹³⁾

そもそも深刻で重要なテーマ（“開発”は重いテーマ）を扱うのに、楽しもうとは不謹慎と思われる方もいるかもしれない。しかし、人にとって自分がいろいろな意味で楽しんでいるときが最も多くを学ぶ時であることも事実のようである。¹⁴⁾



3 欧米自治体の国際協力への取り組みの背景と最近の傾向

近年、欧米の多くの地方自治体が国際協力へ関心とかがわりを深めている。たとえば、オランダでは1980年代の初頭には20ぐらいしかなかったのが、今では400の自治体（全体の半分以上）が国際協力に取り組んでいる。取り組みの形態はすでに見たように、第三世界に関する情報提供を目的とした地域のイベントや教育プログラムに援助したり、第三世界の開発プロジェクトを援助したり、あるいは第三世界の都市と姉妹関係を結んだりするものなどさまざまである。なお、このような動きは、オランダや西ドイツのみならず、イギリス、ベルギー、フランス、オーストリア、スペイン、カナダなど他の欧米諸国にも見られる。

1) 基盤にある“第三世界運動”（1960～70年代）

先進諸国の中でも最先進国の一つといわれるオランダの例をまた引くが、1960年代から“第三世界運動”と呼ばれる市民レベルでの国際協力、国際理解教育（開発や第三世界の問題に特定化した教育なので“開発教育”と呼ばれる）活動が活発に展開されている。

いくつかの代表的なものをあげるが、最も広範囲に行われているのは、第三世界のコーヒー・紅茶・手工芸品などの物を売るという具体的なアクションを通して、第三世界の情報を流すことが主な目的の第三世界ショップ運動である。全国の三分の一以上の地域（自治体）にショップがあり、それぞれのショップは独立しており、主婦や学生を中心とした若い人たちのボランティアによって運営されている。オランダの第三世界ショップは、20年を超える経験を重ね、地域レベルの国際化という点で以下のようないくつかの大きな役割を果たしてきた。

- ・何かをやりたい人に手軽に活動できる場を提供する。
- ・人材を育てる。
- ・活動資金の獲得にも役立つ。
- ・国際協力にかかわる団体だけでなく、地域のほかの領域で活動する市民団体や個人の出会いと活動の場となる。

2番目は、20の都市に存在する開発教育センター。センターの目的は、①地域の問題と第三世界の問題を結びつけて提示し、地域の人々の第三世界・開発問題に対する意識を高めることと、②地域で活動する異なる分野の団体間のコーディネーションをすること。対象とする地域は都市の周辺町村までを含み、対象とする相手は学校、労働組合、婦人団体、青少年団体等である。

3番目は、インド、インドネシア、ニカラグア、チリなど、対象となる国ごとに40～50は存在する連帯委員会。それぞれが対象となる国の草の根グループとコンタクトを持っている。こうした委員会は、たとえばインドネシア連帯委員会は六つ、ニカラグア連帯委員会は20といった具合に、合計すると全国に200以上の支部を持っている。主な活動は、特定の国に関する学習、調査、情報提供、政府等の政策を変えるためのキャンペーン、そして人物交流など。

4番目には、最近日本でも展開されたアースデイの全国的なイベントのように、食糧、住宅、水、債務など特定のテーマを持って活動するグループの連合体（たとえば、1週間行われる「すべての人に食糧を」というキャンペーンには、およそ400の地域が参加した）がある。

ちなみに、最近日本でも新聞等で紹介されるようになった第三世界への資金援助団体の活動は、“第三世界運動”には含まれていない。

2) フィレンツェ会議からケルン会議へ (1980年代前半)

以上のような、市民レベルの20年にもおよぶ活動の蓄積は日本には存在しないのかもしれない。しかし、インドシナ難民問題を契機に (1979年~80年ごろから) 日本でもいわゆるNGO活動 (=市民レベルの国際協力・教育活動) が始まり、その後のアフリカ飢餓問題によって、日本でもこの種の活動が市民権を得るようになっていく。

それでは、日本に第三世界運動“らしきもの”が展開されつつあった80年代、欧米、特にヨーロッパではどのような動きがあったのか。アフリカ飢餓問題は、ヨーロッパの第三世界運動にも地理的に近いということもあって、かなりのインパクトがあったようである。また、1980年に出版された「ブランド委員会報告書」(本のタイトルは『南と北——生存のための戦略』日本経済新聞社。この邦訳は、すでに品切れとのこと。しかし、内容的にはそれと同じか、それ以上といわれる「環境と開発に関する世界委員会」、別名「ブルントラント委員会」の報告書が『地球の未来を守るために』というタイトルで福武書店から1987年に出版されている。ともに、欧米では国際協力に携わる人たちのバイブル的な本である)の影響も少なくなかった。

この本から、開発問題の緊急性と重要性を再確認した人々(その多くはすでにNGOなどに何らかの形でかかわる人々)は、「第三世界や開発の問題は、政府や国際機関やNGOに任されるものではなく、地方自治体も積極的に参加すべきである」と主張し始めたのである。

「それらの問題を、地域レベルまで落すことは極めて重要なことである。そうすることによって、極めて複雑な開発の問題に、多様に、しかも適切に対応できることになる。また、自治体もかかわる地域レベルのアプローチは、それらの問題により多くの一般市民を巻き込むことにもつながる。それは、より身近なレベルでプロジェクト援助や開発教育が行われることによって、多くの人が自分は地球社会の一員で

あることを容易に認識することができるようになるからである。さらに、地域レベルのアプローチをとることによって、第三世界などに関心を持つことなど考えられなかった人々を、第三世界の姉妹都市との関係などを通じて参加してもらうことができる。なお、地域レベルのアプローチを取る際に、最も重要なことは地方自治体と地域の民間団体（NGOや他の市民グループ）との協力である」

以上のような考えのもとに、NGOと地方自治体との共催の形で開催されたのが、1983年のフィレンツェ会議と1985年のケルン会議である。基本的に、フィレンツェ会議はケルン会議の予備会議として位置付けられるので、ここではケルン会議の中身についてのみ紹介する。

この西ドイツのケルンで開かれた「都市と国際協力に関するヨーロッパ会議」では、この分野での（過去5年間ほどの間に蓄積された）具体的な経験の交流が行われただけでなく、地方自治体と市民グループに向けて、国際協力を進める際の指針と具体的な行動案が宣言の形で示された。

「慈善から公正へ (From Charity To Justice)」というスローガンのもとに、この宣言は、南北問題に対する人々の関心を高めるにはまず「分権化」が必要であると唱っている。さらに、これを具体化する方法として、宣言には①情報提供・教育活動、②プロジェクト支援、③リンクがない姉妹都市提携、④キャンペーン活動が提案されている。より具体的には、すでに西ドイツおよびオランダの先進事例のところで紹介した活動などであり、事業を実施する際には自治体と市民グループとの協力が不可欠である点が明記されている。たとえば、リンクや姉妹都市に関しては、学校、サッカーチーム、労働組合、婦人団体など、地域内の多様な人々がかかわることが大切であり、また、プロジェクト支援についても、経験豊かなNGOに積極的に相談すべきであると宣言は提言している。

3) ケルン会議以降 (1980年代後半)

会議の後、EC (ヨーロッパ共同体) 加盟諸国、ないし西ヨーロッパを中心に地域・自治体レベルの国際協力活動をさらに推進すべく、「都市と国際協力」運営委員会が結成された。運営委員会の主な目的は、①ケルン宣言の普及、②都市と国際協力に関するあらゆる情報の収集と提供、③都市と国際協力が国や地域レベルで取り組む際の支援などである (この委員会は、現在オランダのハーグに事務局を置いている)。

欧州議会 (Council of Europe) は、1988年春に「北と南の相互依存と連帯のためのヨーロッパ・キャンペーン」を大々的に展開した。この通称「南北キャンペーン」の主な目的は、①ヨーロッパの人々に対して、先進諸国と第三世界の国々との関係が日々の生活にどのような影響を及ぼしているかを気づいてもらう、②この認識を、政治家や行政の参加も求めながら、南北関係の真のパートナーシップを構築するための政策立案に結びつける、③相互依存による諸問題を解決するために、北と南のあらゆるレベルの政策決定者が互いに会う機会を作り出し、かつ奨励することであった。なお、一概に南北問題、ないし北と南の相互依存関係といっても漠然としているので、貿易、農業、資源と環境、債務と財政、国際協力、労働力 (雇用)、社会的・文化的関係の七つのテーマが特に選ばれ、それらにまつわるさまざまな会議やイベント等が、ヨーロッパレベル、各国レベル、そして地域レベルで実施された。

具体的な取り組みの事例としては、欧州議会の一機構であるヨーロッパ地方自治体会議 (SCLRAE) も、北と南の真のパートナーシップを築くために果たす自治体の役割と可能性について、第三世界の自治体やNGOも招く形で、円卓会議を開催した。

“南北トレイン”と題する列車をヨーロッパ中走らせる企画も実施

された。列車には、北と南の人々が乗り込み、列車が着いたところでさまざまな情報提供や展示、あるいはパフォーマンスをした。

国レベルの例を見ると、西ドイツでは、ジャーナリストを対象にしたセミナーを実施したり、北と南の関係をテーマにしたポスターのデザイン・コンテストも行われた。

このようにケルン会議以降、全ヨーロッパレベルで情報交換やキャンペーンが展開されるようになったわけであるが、それまで自治体レベルの取り組みがほとんど見られなかったオーストリア、フィンランド、ギリシャ、ノルウェー、ポルトガル、スペインなどの国々でも「都市と国際協力」に関心を持つところが増えている。

オーストリアで推進役を演じているのは、オーストリア自治体連合である。1988年の段階で、第三世界との都市と協力関係を伴った姉妹提携を行っている自治体数は六つであった。

1985年までは第三世界の都市と姉妹提携をしている都市が一つもなかったフィンランドでも、ケルン会議の宣言と1986年の国際平和年を契機に「都市と国際協力」への関心が急激に高まっている。フィンランド都市協議会は、従来の他の先進諸国との提携を *friendship city* と呼んでいたので、この新しい第三世界の都市との提携はそれと混同しないように、*friend city* とすることまで提唱している。

歴史的に中南米とのつながりが深いスペインは、従来の姉妹都市関係を持っているところもかなりの数に昇る。しかし、それらに国際協力の視点が含まれているかという点、三つの都市を除くとほとんど皆無と断言していいらしい。三つの都市とは、コルドバとアリカンテとビクトリアである。特にビクトリアの場合は、国連が提唱している「予算の0.7%を途上国援助に向ける」ということを自治体のレベルで実践している世界的にも稀なケースである。ちなみに、スペイン都市連合の「都市と国際協力」に対する関心の度合いは低く、従って、スベ

インにおいてその推進役を務めているのは、中南米とアフリカの政治について研究している研究所である。

このように「都市と国際協力」ないし自治体レベルの国際協力は、ヨーロッパと一言でいっても、それぞれの国でかなり事情が異なることがわかる。しかしながら、ベルリンの壁が崩壊し、東欧諸国で急激に民主化が進んでいるのに情報の果たした役割が大きかったのと同じように、ケルン宣言をはじめ「都市と国際協力」等の情報は確実にヨーロッパはもちろん、他の先進諸国にも流れている。

4) 「国際協力」から「国際政策」へ向けて

ここまでは、欧米諸国における自治体レベルの国際協力への取り組みを中心に紹介してきたが、近年は国際協力も含めた「国際政策」ないし「対外政策」（外交政策とってしまえば、少し刺激的すぎるので）への関心と、実際の事業が目立つようになっている。というのも、国際協力と国際的なレベルでの経済、環境、平和、人権とは切り離すことができないからである。

すべての自治体は、日常使っているさまざまなものを通して世界と深くつながっている。いくつかの自治体では、すでに熱帯林を使った製品は購入しないことにしているし、フロンガスの使用禁止を打ち出しているところもある。また、かなりの数にのぼる自治体は、アパルトヘイト政策に反対して、南アフリカとの関係を持っている企業の入札を拒否したり、南アフリカの船の寄港を拒否したりしている。あるいは、多くの自治体がインドシナをはじめとして、南アジア、中近東、アフリカ、中南米からの難民を受け入れてもいる。そうした人々に、福祉や教育の部門でさまざまなサービスを提供するのは自治体であり、地域の民間団体である。

また、最近のソ連および東欧の動きで核の脅威は大分薄らいではい

るものの、80年代を通してヨーロッパの多くの自治体では、地域レベルでの平和政策が議会の議題としてとり上げられた。日本の「非核宣言」（それは、多くの場合「宣言」されるだけ）と違って、平和政策の一環としてさまざまな事業が展開されていることである。具体的には、以下のようなものである。

- ・平和教育の推進（単に、反戦・反核教育ではなく、家庭、学校、地域、国内、そして世界レベルでの平和と対立を扱うアプローチが取られている。）
- ・市民への情報提供
- ・平和団体を支援することによる、平和活動の促進
- ・東欧や第三世界との交流を促進
- ・市民防衛活動（civil defense）
- ・非核政策の実現（ミサイルを移動させない、核に関連した企業のボイコットなど）
- ・軍需産業から平和産業への転換を推進

以上のように、80年代に入って、特に後半以降は自治体レベルの国際協力がクローズアップされ、かなりのスピードで普及したことはすでに詳しく見たが、より広い視点からその必要性ないし必然性を見ると、世界経済や地球環境、平和、人権などとも切り離せないことがわかってくる。

4 ヨーロッパの自治体による国際協力の取り組みから学ぶこと

1) イギリスのリンクング：地域レベルで国際協力に取り組む前のチェックリスト

イギリスでは地域レベルの国際協力への取り組みを奨励ためのパンフレットが作成されているが、ここに紹介するのは実際には始める前

のチェックリストの部分である。¹⁶⁾ ちなみに、リンクングとは、途上国の町や地域とのコミュニティ・レベル（必ずしも、自治体レベルではない）の結びつきのこと、従来の自治体主導による他の先進諸国との姉妹提携は、トウィニングといわれている。

なぜ、リンクングか？

- ・目的や期待は何か？
- ・相手の期待は把握しているのか？
- ・相手を選ぶ基準にはどんなものが含まれているのか？
- ・掲げた目的を達成するのに利用できる他の結びつき（たとえば、海外からの労働者や留学生、経済的なつながり、あるいは民間団体を通したつながりなど）はないのか？
- ・目的を達成するための他の方法はないのか？

どのようなリンクングを望んでいるのか？

- ・誰が得をするのか？
- ・自分たちの地域や相手に対する影響は？
- ・何のためにするのか？
- ・どのような方法でコミュニケーションを図るのか？
- ・相手のニーズをどのように聞き出すのか？
- ・どれくらいの期間、実施するのか／継続性はどうか？
- ・十分な人の参加が得られるのか？
- ・資金の面での裏づけはあるのか？

対等な関係を築きあげられるか？

- ・自分たち自身の地域と相手の地域のどんなことについて知っておくべきか／調査しておくべきか？

- ・相手に、自分たちの地域やライフスタイルをどのように説明するのか？
- ・地域のどれだけの人を巻き込めるのか？
- ・リンクングを通して得られる知識をどのようにして広く一般の人たちに伝えるのか？
- ・相互交流は必要か？どのくらい頻繁に？
- ・どのような組織／委員会が望ましいのか？
- ・もし間違った方向に事が運んだ場合はどうするのか？
- ・どのようにして評価を行うのか？

情報やアドバイスを得るために、誰とコンタクトを取るのか？

- ・各国の大使館？
- ・地域のリーダー？
- ・民間援助団体（NGO）？
- ・現在イギリスに住んでいる相手国の住民？

2) オランダのリンクングからのアドバイス

「まず、リンクングをすることによっていったい何を達成したいのか、目的を明らかにする必要がある。その際、国際親善に寄与するか、世界平和に貢献する、あるいは教育や文化等の相互理解といった曖昧な目的では、達成度を評価できるような目的ではないので、もっと具体的に、かつ絞りこんだものにする必要がある。そして明確にされた目的を達成するためにしなければならないこと、したほうがいいことを検討する（このプロセスこそが大事。自治体のイニシアティブで行う際には、自治体があまりやり過ぎると、市民参加の低下を招く。諮問委員会的な役割を持った組織をつくり、多くの市民の参加を積極的に図る。そして、じっくり時間をかけて自分たちの目的や相手

先を探す。もちろん、その中には自治体職員や議員もメンバーとして参加することが望ましい。この間に、自治体側は地域にどのような民間団体があるのかを把握しておく)。その上で、3～5年くらいの中長期計画を立て、それに乗っ取って毎年の事業を展開する。評価・反省はかならず行い、常に次年度の事業にフィードバックするようにする。3～5年後には、掲げた目的が達成されたのか、達成されなかった場合はなぜかを徹底的に討議し、事業の継続、中止、拡大の判断も含め、次の目的および計画づくりに生かすようにする。なお、市民の参加は、目的・目標を設定し、それに基づいた計画を立てる段階だけでなく、評価・反省する際にも不可欠である。また、交流の相手とも協議する必要があることはいうまでもない」¹⁶⁾

3) 西ドイツ・ブレーメンの国際協力の経験から学ぶこと

最後に、ブレーメンが過去10年以上の間自治体レベルで国際協力を実施する中で、どのようなことを学んできたか整理しておく。

・主体的に行動する市民のグループを通じた協力関係が何よりも大切である。自治体にできることはそれをサポートすること。¹⁷⁾

・自治体は、自分たちもたくさん存在する海外協力のアクターのひとつでしかなく、かつ他のアクターとイコールの関係にあることを認識すること。自治体は他のアクターの発掘・サポートにこそ力を入れるべきであり、自分たちがすべてを実施してしまうようでは、本来の意味を失ってしまう(地域に存在する他のアクターとしては、民間団体をはじめ、大学や学校、企業などがある)。

・環境問題や平和の問題との関連で、「開発」の問題(=途上国と

のかかわり)をとらえる。

- ・たとえ宣言や提携という形で、自治体レベルのこの分野への取り組みが示されようと、一般市民の絶え間ない関心と、必要に応じた自治体への圧力がない場合は、すべてが「絵に書いた餅」になってしまう。これを避ける最もいい方法は、実際宣言や提携などをする前の段階から多くの市民に参加してもらうことである。

- ・地域住民、特に子供たちを対象にした情報提供および教育活動の重要性。その際、一般的な南北問題に関する知識を提供するよりも、プレーメンが直接かかわっている具体的なプロジェクトや団体、あるいは地域のことをさまざまな側面から情報として提供するほうが効果的である。

- ・具体的なプロジェクトへの援助や特定の団体、あるいは地域との連携は、議会や行政サイドの合意を得るのにも効果的である。

4) プレーメンの国際交流から国際協力への歩み

ここでは、プレーメンの国際交流から国際協力への歩みを、西ドイツおよびヨーロッパの状況を踏まえながら、簡単に紹介する。¹⁸⁾

第二次世界大戦でプレーメンの60%が破壊されてしまったので、戦後はまずその復興から始まった。その中で、戦後2年目には戦争中は敵国であったイギリス・フランスの都市と姉妹都市提携を行い、友好関係を回復させた。1950年代は、このように戦争中は敵国であった国々との姉妹都市提携が盛んに行われ、相互理解の掛け橋として非常に大きな成果を上げた。70年代に入ると、当時の首相であった社会民主党のブランド氏の新しい政策により、西側諸国との間だけで行われて

きた友好関係づくりが、東側諸国との間でも行われるようになった。当時ドイツは東西に別れた分断国家だったので、このプロジェクトは東西摩擦解消のために大きな役割を果たすこととなった。初めにポーランドのグダンスクと姉妹都市提携を結び、続いてソ連のリーガ、そして東ドイツのロストックとも友好関係を結んだ。これらの都市はブレーメンと同じく港湾都市で、いずれもバルチック海に面する都市である。もう一つ、イスラエルの港湾都市ハイファとも姉妹都市提携を結んだ。イスラエル（＝ユダヤ）の問題もまた、ドイツにとって大きな責任のあることだからである。

このように、西側どうしや西側と東側との交流は成功し、現在も継続されている。しかしこれらの関係は、地球上の人口の3分の1を占める北の国々どうしで行われてきたにすぎない。地球上の人口の3分の2の人々が住む南の国々は、この枠の外にあったのである。70年代の後半に、民間団体や一部の議員の中から、南の国々とも交流を深め、協力関係を作ることが提唱されるようになり、市民レベルでの南北関係についての意識も高まった。

南北関係では、第二次世界大戦後ヨーロッパの復興が終わった1950年代から、国際機関や政府開発援助を通しての、北の国々から南の国々への援助が始まった。しかしながら、その援助のあり方について、さまざまな問題をはらんでいるとして議論が起こってきたのである。60年代後半には、南北問題の根本的解決を考えない援助に対して、民間団体から批判が出されるようになり、70年代に入るとさらにその声が大きくなった。援助が継続して行われているにもかかわらず、世界の人口の20%が貧困ライン以下の飢餓の状態にあるという事実がある。また、環境破壊・軍事拡大などの問題が援助や貧困と複雑に絡み合いながら広がっており、先進工業国からだけの一方的な援助政策ではなく、全地球的規模で国際協力のあり方について考えなければいけ

ないことに気づいた。

西ドイツでは、1962年より正式な政府開発援助が始まった。西ドイツは、国連より出された「先進国はGNP（国民総生産）の0.7%を政府開発援助として南の国々への援助金とすべきだ」という提言にも同意し、援助を増やしてきた。また、多くの民間団体もこの政府の政策に、積極的に協力してきた。国際協力は、資金や技術を投下することによって、目標を達成できると考えられ、戦後西ドイツや日本の復興に成功したのと同じ工業化を中心に据えた開発戦略で、南の国々も開発していこうとしたのである。

しかしながら、1973年に、当時世界銀行の総裁だったマクナマラ総裁が従来の開発戦略を否定し、今後は草の根レベルからのアプローチが必要であることを指摘すると、多くの民間団体はこれに賛同し、従来の大規模プロジェクトではなく、南の国も北の国も共に住民が参加する、草の根からの国際協力を目指すようになった（しかし、当の世界銀行が開発プロジェクトを草の根からのアプローチで実施しているかということ、必ずしもそうはなっていないのが現状である）。

西ドイツの国際協力は、中央政府レベルで行われているのと同様に、11州の州レベルでも独自の国際協力が行われている。ブレーメン州は特別な州で、州であると同時にブレーメン市でもある。ブレーメン州の開発援助も政府開発援助と同じように、相手国の工業化を進め、結果的にブレーメン側からの輸出を促進するような援助だった。しかし、そのような援助は本当に貧しい人には届いていないことが指摘されるようになり、民間団体や一部の議員を中心に議論が巻き起こった。援助の現状が調査され、1978年の議会で徹底的に討議が行われた。その結果、わずか2票の差で、それまでの援助政策とはまったく違う新しい政策が可決されたのである。新しい援助政策では、民間団体を通して草の根からの開発プロジェクトをサポートしていくこ

と、教育・広報などを通してプレーメンの市民に、南北問題についての情報提供を積極的に行っていくことが、二つの大きな方針となった。新しい政策に基づくプロジェクトでは、BHN (Basic Human Needs=人間にとって最も基本的に必要なもの) を満たすための、一番貧しい人々に対する国際協力が行われている。

注

- 1) 「国際化時代における行政のあり方—国際友好提携のすすめ方」
栃木県自治研修所『研究報告書』1986年度政策研究セミナー、
9 ページ。
- 2) 『地方自治体の国際交流』研究報告書、神奈川県、1982年11月、
4 ページ。
- 3) 『姉妹提携と民際交流のあり方』、埼玉県、1984年、63～64ページ。
- 4) 『国際交流基本調査』東京都港区、1990年に付随して行われた
「姉妹都市提携の現状と問題点」、16ページ。
- 5) 『第 1 回地域の国際化セミナー』報告書 (1987年) および『第
2 回地域の国際化セミナー』報告書 (1988年) の姉妹都市の分科
会。
- 6) 『甲府の中の世界・世界の中の甲府』、甲府と世界を結ぶ会、19
87年、9 ページ。
- 7) 『柏市国際化施策検討基礎調査報告書』、柏市、1990年、39ページ。
- 8) 5) と同じ報告書、姉妹都市および市民参加の分科会。
- 9) 『国際交流基本調査』東京都港区、1990年に付随して行なわれた
「姉妹都市提携の相手先検討のための予備調査」の一環として行

われたインタビュー調査より。

- 10) 第 1回地域の国際化セミナーにオランダから参加したポール・ファン・トゥンゲレン氏の発言より。
- 11) 外務省・国内広報課長、石橋太郎氏の「ミニ外務省」等での講演より。
- 12) 『国際交流事始め』、横浜市海外交流協会、1989年、特に46～49ページ、および『国際交流基本調査』、港区、1990年、68～72ページ。
- 13) 詳しくは、アルジャー著『地域からの国際化——国家関係論を越えて』、日本評論社、1987年、特に 5～7 ページを参照。
- 14) 『“楽しく”世界とつながるイベントの事例集』、同編集委員会編、1988年。
- 15) *What is Community Linking ?* , OXFAM.
- 16) 第 1回地域の国際化セミナーにオランダから参加したポール・ファン・トゥンゲレン氏の発言より。
- 17) 『西ドイツにおける地域レベルの海外協力活動』、アイディア・ハウス、1988年、25～26ページ。
- 18) 『第 2回地域の国際化セミナー』報告書、アイディア・ハウス、1988年、 5～7 ページ。

第五章

地方自治体レベルの 国際協力促進のための提言

明星大学専任講師 渡戸 一郎

最後に、これからの自治体の国際協力への取り組みの展開に向けた提言ないし問題提起をまとめておくことにしたい。

1 地方自治体に対する提言

①地方自治体は、町づくりの成果にたって、これからの地域社会づくりの課題をよりグローバルな観点から見直していくことが要請されている。また、そのことによって、「地球社会」における先進国自治体としての基本的な認識と役割意識を掘り下げ、確立していくことが重要である。

②その努力の中で、自治体は、地域社会および自治体行政の国際化についての中長期的な政策理念と展望を確立し、また、逐次そのレビューを行っていくことが求められている。

③この間、地方自治体は、独自の視点から地域の人材、技術、ノウハウ、資金による国際協力の実績を積み重ねてきているが、地域に根ざしたきめ細かい協力が可能であることから、今後のより積極的な取り組みへの期待が大きくなっている。そこでこれからは、自治体の国際協力の裾野を拡げていくことが重要である。

④しかし、地域からの国際協力がなぜ必要であるのかについては、地域レベルでの議論はまだ始まったばかりであり、基本的な議論（問題提起）を①②に即して、市民・議会・庁内を巻き込んで行う必要がある（地域からの国際協力の理念づくり、コンセンサスづくり）。その過程では、地域の長期的なひとづくり（人材＝人財づくり）構想、民間企業やNGO等市民団体との協力ネットワークづくり（参加型国際協力の開発）、姉妹・友好都市ルートの積極的利用（相手地域ニーズの直接的把握ができ、効率的援助協力が継続的に可能）、地域として世界に寄与しうる協力事業内容の追求、市民レベルの国際交流や「内なる国際化」推進施策などと関連させながら、検討されていくことが重要である。

⑤自治体の国際協力事業推進体制としては、まず自治体としての担当窓口の一本化を行い、産・学・NGO・官等による国際協力協議会等の推進・コーディネート機関を設置するとともに、研修コースの開発、研修講師や専門家派遣の人材の開発とプール（シルバー人材の活用を含む）、NGOとの連携の開発・実績づくり、市民への情報提供と啓発（講演会、シンポジウムの開催、啓発広報紙の発行、児童・生徒向けの開発教育・国際理解教育の副読本の作成など）、府県と市町村との連携・協力や広域的連携（特に情報交換）、海外との情報交換ルートの開発、などに継続的に取り組む必要がある。

⑥以上に平行して、JICA事業・青年海外協力隊事業等の国の国際協力事業への積極的提言、協力または連携の可能性も大いに追求されるべきである。

2 国に対する提言

①まず、地方自治体が国際協力事業を行う動機、目標、国際協力を

において自治体が果たす役割と可能性等を積極的に受け止め、各自治体の自主性を尊重しつつ、国際協力事業における中央-地方の政府間の相互理解を深めるための機会を定期的にもつことが重要である。

②その努力を積み重ねる中で、国の「国際協力」の理念とその担い手や手法を見直し、必要に応じて現行制度や推進体制を自治体やNGO等が活動しやすい方向に再編していくべきである。

③その例示として本研究会で多く挙げられたのは、国のODA予算の地方分散（地方独自の国際協力をオーソライズするような財政的支援）、国のタテ割りによる弊害の改善、国際協力関連省庁と国際協力事業団との間の調整の迅速化、徹底化等であり、特にこれらを前向きに検討することが、これからの国と地方の国際協力をめぐる協力・連携の促進にとって大きな意義を有すると考えられる。

3 国際協力事業団（JICA）に対する提言

①地方自治体の国際政策および国際協力の取り組み状況の定期的把握を行い、その結果を自治体に還元することが必要である。この場合、特に自治体の首長や議員、また実務家に対する啓発、PRが重要である。

②国際協力事業に関する地方自治体間の情報交換の場（クリアリング・ハウス）を設置・提供すべきである。そのためには、国際協力事業団の本部での受付体制の強化とともに、各支部を介する情報ネットワークの形成が必要である。内容的には、各自治体で何が提供でき、いかなるノウハウが蓄積され、どのような問題・課題を抱えているかについての具体的な情報が実務担当者間で交換されることが重要であり、そうした情報は自治体にとってばかりでなく、国際協力事業団にとっても有効なデータとなりうる。

③各国からの協力ニーズに関する情報を収集し、自治体に対して提供する。また、情報収集に際しては、自治体からの調査希望事項も受け付ける仕組みが開発されることが望ましい。

④国際協力事業団プログラムにおける研修員の自治体受入枠を設置し、拡充していくことが必要である。これは、これからの自治体レベルの国際協力事業を安定的に拡大していくために、当面、もっとも有効な施策であろう。自治体が姉妹・友好都市に対して行う援助・協力についても、この自治体枠で行えるようにすることが望ましい。また、政令指定都市の国際協力事業が活発化してきていることから、政令市に対する県並の位置づけも検討されるべきであろう。

⑤さらに、併せて検討されるべき課題として、JICAベースの協力事業の自治体向け予算における自由度の拡大（使いやすさの確保）が挙げられる。この点の改善もぜひ、積極的に取り組まれるべきであろう。

⑥研修員に対する事前研修や、研修員のレベルの調整が十分に行われるよう改善することによって、自治体における受入れがより円滑に行われるようにすることも重要である。

4 終わりに

地球規模でのさまざまな課題が緊急性、複合性をもって提起されている中で、国際協力や国際援助のニーズは多様化し、また、求められる協力・援助の質も高度化してきている。

自治体は地域の総合的な経営主体としてこの間、各種の地域・都市技術を開発・蓄積してきており、その実績に基づいて事業や仕事に自信を深めるとともに、地球社会（国際社会）に地域から貢献する各種の試みやネットワーク形成を始めている。

自治体の国際協力は、地域レベルの技術を主体として総合的でかつきめ細かな協力・援助の豊かな可能性をもっている。国の各省庁がもつ各種の専門性と地方自治体がもつ総合性を有機的に組み合わせ、「世界の中の日本」としての国際的貢献の途を多元化し、複合化し、創造的なものに高めていかなければならない。

その際、もっとも重要なことは、「ひとづくり」を中心としたソフト面での協力である。特にJICAと地方自治体、民間NGO等との連携によるきめ細かな国際協力の展開の方途を継続的に構築していくことが最重要課題であると強調しておきたい。

上記の各主体に対する提言は、こうした基本課題の解決に結びつくものでなければならない。

〈資料編-1〉

地方自治体と国際協力 国内の事例

国内事例 ① 札幌市

札幌市の国際協力

札幌市総務部国際部長 杉岡 昭子

1 札幌市の国際化、国際技術協力の特性

札幌市は、明治 2年に開拓使が置かれて以来、西欧先進諸国の技術者・教育者を招き、進んだ技術を積極的に街づくりに導入した外国人の影響を強く受けてきた都市である。また、北の風土と南の風土の接点に位置するという地理的特性を有する都市でもある。

札幌市は、この歴史的、地理的特性を生かし21世紀に向けた国際都市づくりを進めており、昭和63年度を初年度とする第三次長期総合計画の中で、これをノーザンクロス構想として位置づけている。これは、北方圏交流の充実とアジア・太平洋地域との交流拡大をめざしたものであり、地球的視野に立った国際社会の発展と平和に貢献する都市づくりを展開することとしている。

そこで札幌市では、アジア・太平洋地域との交流拡大の切り口として技術協力を通じた多様な交流を展開している。特に研修員の受入れに関しては、単なる技術移転にとどまらず、受入れ側にも学ぶべきものがあり、双方にとって有益であるという認識のもと、積極的に取り組みを進めている。研修員の受入れについては、札幌に受入れのための研究機関、大学等の集積があることはもちろんのこと、全国諸都市に先駆けて発足した民泊制度やボランティア通訳制度などのホスピタリティの面の充実も大きな特性となっている。

2 札幌市の国際協力の推進経過

開発途上国からの技術協力に対する需要については、従来の農業・畜産などの基礎的な分野から、高度なまた多様な技術分野へと変化を遂げている。札幌市では、従来から開発途上国のニーズの変化に対応可能な技術協力、また札幌の持つ都市技術というべき分野での技術協力のあり方を検討してきた。

まず昭和61年、町内に国際技術協力推進プロジェクト委員会を設置し、都市技術を中心とした技術協力の基本構想を策定した。

この構想を具体化するため、昭和62年 7月産・学・官の有識者からなる札幌海外技術協力推進会議を設立した。これは、現在本市における技術協力事業の中心となる組織として機能している。

札幌海外技術協力推進会議は、①技術研修コースの開発、②研修員の受入れ、③市民理解の促進を三つの柱として事業を展開している。

第1の技術研修コースの開発は、庁内のプロジェクト委員会の構想に基づき、これまで水道技術、マイクロエレクトロニクス技術、データ通信、新生児・乳児マスクリーニング検査技術、下水道技術、廃棄物処理技術の6コースを開発し、それぞれ調査報告書を取りまとめている。このうちマイクロエレクトロニクス技術コースはJICA集団研修コースとして、水道技術コースはJICA特設コースとしてそれぞれ平成元年度から実施に移されている。また、新生児・乳児マスクリーニング水道技術コースについてもJICAの認定を受け、平成2年度から集団研修コースとしての実施が決定している。また、北海道大学では触媒科学研究コースが実施されている。なお、これらの研修実施機関では、今までの研究成果の集大成や語学研修が行われるなど、技術協力実施に伴う副次的効果が予想以上に浸透している。

今後、札幌市の内部では、国際部の職員が1ヵ月間の海外研修にお

いて研修ニーズを含めた開発途上国の実態調査を行うため東南アジア諸国を訪問し、新たなコース開発を積極的に推進するため、関係機関、企業等への働きかけを行っている。

第 2の研修員受入れは札幌を訪れる研修員と市民とをつなぐ重要な意味を持つ事業である。平成元年度は、研修員が茶道・書道などの日本の伝統をそれぞれの文化ボランティア通訳の協力を得ながら体験するプログラムをはじめ、ホームステイ、札幌ならではの雪まつりにおける雪像づくり、さらには研修員が講師となりそれぞれのお国を紹介する講演会等を実施している。

今後、受入れ研修員の増加にともない、より多くの市民が研修員とのふれあいの場を持つことが期待されている。

第 3の市民理解の促進については推進会議の広報紙「SAITEC」の発行、技術協力に関する市民向け講演会等の開催、さらには市民と外国人との交流事業やコンベンションの誘致支援などの事業を行うことを目的に昭和62年 6月設置されている「札幌国際交流プラザ」を活用し、さまざまな事業を実施している。

3 地方自治体と国際協力の今後

現在、国際協力のニーズの変化に即応した実施体制が要求されているほか、「人づくり」を中心としたソフト面での協力の重要性がますます高まってきている。そこで、地方自治体、民間NGO等とJICAとの連携によるきめの細かい国際協力の実施体制が必要とされ、国際協力における自治体の果たす役割も必然的に大きくなっていくものと考えられる。

こうした中、これまでは自治体の国際交流活動の一側面として位置付けられていたといえる国際協力にもいくつか新しい流れが見え始め

ている。

第一点は、姉妹都市交流との関わりである。札幌市は、昭和34年のポートランド市に始まり、ミュンヘン市、瀋陽市、さらに本年 6月にはソ連・ノボシビルスク市と姉妹都市提携を行っている。中でも本年提携10周年を迎えた中国・瀋陽市とは、水道技術をはじめとした技術協力がその中心となっている。札幌水道局は、研修員の受入れ、専門家の海外派遣等において多くの実績を残しているほか、先のナミビア国連選挙監視団にも職員を派遣するなど、国際化に対し、積極的な取り組みを行っている。その水道局が、現在、瀋陽市水道事業のマスタープラン作成に関し、協力をを行う計画を進めている。もとより姉妹都市については、技術協力実施にあたり最大の課題となっている相手側ニーズの把握が直接可能になるという意味で非常に効率的な援助が実施できるものと期待される。

今後、各都市、各自治体の持つ姉妹都市ネットワークに加え、国内の横の連携を深めることにより国際協力の新たな展開が可能になるものと考えられる。

第二点めは、「技術」というものが、国際化要素、交流要素として非常にその重要性を高めていることである。札幌市は、昭和57年、世界の北方圏都市に共通する諸問題の解決を図るため北方都市会議を提唱、第 1回会議を札幌市において開催し、以後第 2回会議を瀋陽市、第 3回会議をエドモントン市において開催している。本年 3月にはノルウェー・トロムソ市において20都市の参加により第 4回会議が実施された。これは、都市づくりという技術をもとにして自治体が直接的に世界の各地域とさまざまな関係を形成している顕著な例である。

今回の第 4回会議においては、除排雪に関する環境問題が中心議題となるに至ったが、これに限らず環境問題については世界的な最大関心事の一つとなっており、全地球的なネットワークに基づく協力体制

が必要とされている。

開発途上国の多くは上下水道の整備、廃棄物の処理などの身近な環境問題から、大気汚染、水質汚濁などの公害問題、さらには酸性雨、熱帯林の破壊など地球規模の環境問題に至るまで多様な課題を抱えている。従来、北方都市会議に見られるような先進国どうしの技術の交換、共同研究は、国際交流という枠組みの中だけに位置付けられてきたが、全地球的環境問題の登場に至り、開発途上国を巻き込んだ国際協力の一形態として国際交流、国際協力の枠を超え、経験とノウハウを蓄積した自治体の積極的な共存共栄への取り組みが進められている。

第三点めは、市民参加による国際協力である。国、中央が中心となり実施する国際協力に比し、自治体の国際協力は研修員の受入れをはじめとし、より多くの市民に関わりをもってくるものであり、国際協力についての認識を醸成する意味においても非常に意義のあることといえる。札幌市において平成元年度より実施されているJICAマイクロエレクトロニクス技術コースに見られたように、研修員側、受入れ側相互が受けたインパクトの大きさは、市民も含めて国際協力プログラムの必要性を改めて強く認識させられたことであり、ひいては地方の国際化・活性化に一層拍車をかけるものと期待される。

市民参加による国際協力は、90年代を迎えたわが国の開発協力についての最重要目標の一つとなっている「参加型の開発」に通じるものであり、市民レベルにおける技術協力参加への道を開くことが地方自治体に課せられた重要なテーマといえる。

仙台市の国際協力について

仙台市企画局国際交流課長 佐藤 孝一

仙台市は平成元年 4月、全国で11番目の政令指定都市となり、大都市行政の課題に取り組んでいるところであり、その中でも国際化を重要な行政課題の一つに掲げ、国際化のための企画立案、外国との交流促進、友好親善および姉妹都市交流を行っているところであります。

本市における国際協力についての取り組みについて、初めに本市の国際化の政策の中での国際協力の位置づけについて説明し、次に具体的な事例について説明してまいりたいと思います。

1 本市における国際化政策の位置づけ

本市は21世紀に向けた新しい街づくりを進めるため、「仙台市総合計画」を策定し、この計画の中で、都市像の一つに「国際学術都市」を掲げ、本市の持つ学術、研究の伝統と蓄積を生かし、国際交流と相互理解を深める環境整備に努め、国際社会に開かれた都市、仙台をめざしております。

仙台は古くから学都と呼ばれ、東北大学をはじめ多くの学術機関が存在し、膨大な研究成果の蓄積があり、中でも高度技術医療などの分野では国際的にも高い評価を得ています。また、東北地方は豊かな自然が色濃く残っている独自の風土を生かしながら近年、飛躍的な発展を遂げようとしているところでありますが、その中であって、本市は世界に開かれた東北の中心的窓口としてその役割を担って行く必要が

あり、このため国際学術都市づくりを中心にすえ、国際化を進めてまいるわけではありますが、そのための基盤整備の方針として五つの柱をあげております。

- ①国際交流、情報通信機能の整備
- ②国際交流機能の整備
- ③経済、観光機能拠点の整備
- ④学術研究機能の高度化
- ⑤市民国際感覚の醸成

国際協力については、④の学術研究機能の高度化の三つの具体的方策の中の一つとして位置づけられているところであります。

- ①学術研究に関する国際交流の促進
- ②国際的総合データ・ベース、データ・バンクの構築
- ③発展途上国等に対する技術協力の促進

このように国際協力、特に「発展途上国等に対する技術協力」の本市の国際化に取り組む基本的考えの中でその位置づけを明らかにしたわけではありますが、次に本市における国際協力の具体的な事例について説明したいと思います。

2 国際協力事例

海外研修員の受入れについては、現在二つのコースで受入れを実施しております。一つはJICAの研修員の受入れであり、平成元年度では水道事業についての研修で受入れております。二つめは「宮城県海外研修員受入れ制度」による研修員の受入れでありまして、平成元年度では仙台市立病院の臨床検査部門が受入れております。三つめは姉妹都市交流の一環として、中国長春市の水道事業およびガス事業のため、それぞれ研修員を受入れているところであります。

このほか、本市は国際交流、国際協力にかかわる人材の育成の観点から、姉妹都市交流の一環として、本市の職員を姉妹都市に派遣し、語学研修、行政研修を実施しており、これは昭和61年から実施いたしております。当研修生は、国内で一定の語学研修を受けた後、1年間派遣留学し、前半は当該地の高等教育機関で語学を受講し、後半は市役所で行政実務の研修を受けることとなります。

現在の派遣先は、米国のリバーサイド市へ2名、仏国のレンヌ市へ2名、中国の長春市へ1名となっており、またこのほか、長春市からも同様に研修員を受入れるとともに、レンヌ市についても短期の研修員の受入れについて話し合いを進めてまいりたいと考えているところであります。

このように本市における国際協力は、まだその緒についたばかりでありまして、今後研修員受入れの間口を拡大し、組織的な対応をしてまいりたいと考えております。

国内事例 ③ 越谷市

フランス・ディジョン広域圏 共同体との交流について

越谷市企画課長 関根 勤

1 はじめに

越谷市は、埼玉県東南部、東京都心から北へ25kmに位置し、人口28万人余り、東京の近郊都市として非常に急激な人口増加を見る、典型的な首都圏のベッドタウンであります。本市の国際交流は、昭和59年4月に姉妹都市を結んだオーストラリア・キャンベルタウン市との交流を皮切りに、昭和63年より始まった研修医師の受入れを中心とした越谷市立病院と中国・丹東市第一医院との医療交流、同じく昭和63年より始まった教師の相互研修派遣を中心とした本市教育委員会と米国・ハワイ州教育委員会との教育交流、そしてフランス・ディジョンとのアメニティ分野の交流と、現在 4つの地域と交流を行っています。

2 ディジョン広域圏共同体（ディストリクト）について

《位置》

ディジョン市は、フランス北東部に位置するブルゴーニュ地方の首府で、パリから南東に 300km、フランス新幹線TGVで 1時間30分のところに位置しています。人口は約16万人、その美食（すばらしい料

理とワイン：ブルゴーニュワインの産地）、景色の美しさ、文化遺産などで有名で、フランス国内の観光都市の一つです。

《組織とその役割》

ディジョン広域圏とは、ディジョン市を中心とする半径20kmの圏内をさし、ディジョン広域圏共同体はディジョン市と圏内の12の自治体によって組織される自治体間協力機関のことです。この機関はディストリクトと呼ばれ、法律に基づいて自治体の公益業務を共同管理しています。具体的には13自治体の代わりに、公共輸送（バス）、ゴミ収集処理、消防、土地購入（土地開発公社）、都市計画などの分野で権限を執行しています。なお、広域圏全体の人口は約23万人です。

3 交流のきっかけ

本市は、東京都心から25kmという大変近い距離にありますが、市街化率が約40%と自然環境もよく残されており、景観を大切にすることをまちづくりのコンセプトとして考えています。また、昭和59年には環境庁のアメニティタウンという都市に指定され、アメニティ（都市環境の質）に対しても非常に力を入れています。

こうしたことを背景として、日仏科学技術協力協定に基づき、日本とフランス両国の間で毎年開催されている日仏アメニティ会議に、1986年に開催された第2回会議から昨年の第5回会議まで毎年事例発表団体として参加してきました。この会議は、両国の中央政府および地方自治体の代表者がそれぞれの自治体を訪問し、アメニティ施策の実情を見聞して意見交換を行うものです。本市が交流を行っているディジョンも第1回会議から連続して参加し、毎年事例発表を行ってきました。

この会議を契機として、昭和63年4月フランス外務省を通じ、ディ

ジョンから本市に研修生を送りたいとの打診があり、同年12月から約2カ月間、ディジョン広域圏共同体都市計画局の研修技師を受入れました。一方、越谷からも平成元年11月、都市施設部の技師をディジョンに派遣し、ディジョンとの交流が始まりました。なお、ディジョンとの交流は日仏アメニティ会議の具体的成果の一つとして高く評価されています。

4 交流の意義

日本とフランスでは、歴史、伝統、文化や自然など多くの点で相違がありますが、アメニティの関する国や都市の抱える課題やその施策、住民意識などは驚くほど共通点があります。また、フランスは、アメニティ施策における先駆的役割を果たしてきた国でもあり、ディジョンもフランス随一のエコロジー都市と評されているように、自然環境・生活環境の良さ、文化・生活レベルの高さでも有名です。

本市は、このディジョンとの情報交換、職員の相互派遣、技術援助等を通じて、両国文化の相互理解の他、まちづくりに携わる職員の視野の拡大と資質の向上や、まちづくりについてのお互いのノウハウを最大限に活用することにより、双方において都市生活の質をより一層向上させることを願って交流を開始しました。

5 協定書および覚書

協定書と覚書の締結は、平成元年12月18日ディジョンで行いました。ディジョン広域圏共同体とは、都市アメニティ分野等における協力に関する協定書、職員の派遣に関する覚書、事業の調査等に関する覚書を締結し、また、ディジョン市とは、公園整備に関する覚書を締

結しました。

6 今までの交流事業

①ディストリクト技師の受入れ（昭和63年12月24日～平成元年 2月28日）

企画課において越谷市全般についての説明を行った後、都市施設部、開発部、建設部、市民生活部の各課において実務と現場視察の研修を行いました。また、彼からは、広域圏共同体の説明、ディジョンにおけるアメニティ施策の紹介、本市が現在事業を進めているレイクタウン整備事業によく似た「キール湖」という人造湖についての説明などを受けました。

②ディジョン公式使節団の来市（平成元年 1月30日～31日） この使節団は、広域圏共同体会長、副会長、ディジョン市助役、広域圏共同体事務総長、広域圏共同体都市計画局長らで構成され、町づくりに関する意見交換や今後の協力方策等についての話し合い、市内視察などを行いました。なお、使節団は市内にホームステイしました。

③ディストリクトへの職員の派遣（平成元年11月 7日～平成 2年 2月 4日）

都市施設部の技師 1 名がディジョンを訪れ、アメニティ施策の現状やフランスの都市計画の考え方などを研修しました。

④ディストリクトへの公式使節団の訪問（平成元年12月17日～12月24日）

市長夫妻、市議会議長夫妻、企画部長、総務部長、工務課長と11名の市民で構成される使節団がフランスを訪れ、12月18日にディジョンと技術交流に関する協定書および覚書の調印を行うとともに、市内を視察しました。

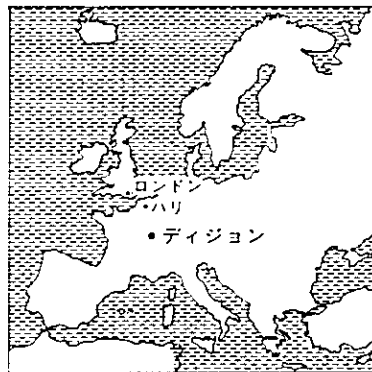
⑤市長・公園緑地課長の訪問（平成 2年 5月 3日～ 5月10日）

職員の相互派遣に関する具体的事項、今後の交流の展開方策、日本庭園・フランス庭園の建設に関する打ち合わせと現地視察を行いました。

7 今後の課題

交流はまだ始まったばかりですが、いくつかの課題があります。一つは、アメニティ分野の交流はどちらかというと技術関係の職員に偏る傾向があり、市役所の国際化、職員の研修および視野の拡大の観点から見ると、事務職の職員にもチャンスを与える必要があるのではないかと内部で議論されています。

もう一つは、言葉の問題です。国際交流は企画課で担当していますが、専門に担当している職員は一人だけという状況で、言葉の問題もあり、だれでもできるというものではありません。特にフランスとの交流では、英語では限界があります。資料や文献を読むにしても、フランス語で読まなければなりません。今後の交流においては、言葉の壁が問題となっていくことが予想されます。



ディジョンの位置



キール湖と高層ビルの住宅群



協定書・覚書の調印式

国内事例 ④ 東京都

東京都の国際交流と国際協力

東京都生活文化局国際交流部 企画渉外労務課長 井出 晃夫

1 国際社会の期待に応える

世界に占めるわが国の経済力は大きくなり、東京の地位が高まり、東京の動向が世界に与える影響力も大きくなるにつれて、世界が日本とりわけ東京に注目し、東京に寄せる期待も増大している。

東京都は、幅広い都市間交流や世界大都市サミット会議の開催など、活発に国際交流を推進して、相互理解と友好親善に努めてきたが、さらに、世界の都市から寄せられている期待にも応えていく必要があると考えている。

東京都が持っている大都市経営の情報、技術を学びたいという要望が、近年世界の多くの都市から寄せられ、都政説明や施設見学のために都庁を訪れる外国人が増えている。

開発途上国の都市からは東京都が青年等を受入れ、わが国の進んだ技術や知識を学べるようにして欲しいとの要望も寄せられている。

海外の都市に対して、東京都が持っている情報や技術を提供することによって、世界の都市の都市経営の向上に役立て、また、青年等を受入れ、人材の育成に協力するなど各都市の期待に応えていくことは有意義なことである。

2 東京都の主な国際交流および国際協力事業

(1) 国際交流

①姉妹・友好都市（州）との交流

東京都は、1960年にニューヨーク市と姉妹提携を行い、以後、北京市、パリ市、ニュー・サウス・ウェールズ州、ソウル市、ジャカルタ市と、そして、1990年にサンパウロ州と友好提携を行った。さらに、カイロ県と友好提携を行う予定である。

姉妹・友好都市とは、芸術、文化、教育、スポーツ、技術などの交流や、行政調査・視察団の派遣・受入れ、各種記念行事などを実施している。

今後も、世界の各大陸、地域を代表する都市と提携し、友好のネットワークを広げていきたい。

②国際会議

東京都は、世界大都市サミット会議、日米日ソ知事会議、日米市長会および商工会議所会頭会議、世界首都会議、国際消防庁会議など多くの国際会議に参加している。

特に、世界大都市サミット会議は、東京都知事の呼び掛けで始められたもので、世界の大都市の首長が一堂に会し、大都市経営の理念と政策について話し合うことによって、各都市共通の課題の解決策を探り、世界の大都市間の友好と連帯の絆を深めていこうというものである。1985年に19の都市の参加を得て、東京において第1回会議が開催された。その後3年ごとの開催を合意し、第2回会議は、1988年に20都市が参加してイスタンブルで開催され、第3回会議は1991年にモントリオールで開催されることになっている。東京都は、世界に貢献するという理念のもとに、提唱者および事務局としてリーダー的役割を果たしている。

③東京都国際平和文化交流基金

国際的な文化交流および市民交流の推進により、文化の振興と国際友好親善に寄与するため、昭和63年度に東京都国際平和文化交流基金を設置し、200億円を積み立てた。

この基金によって、海外文化の日本への紹介および東京の文化の海外への紹介や、高校生留学等の青少年の国際交流事業、留学生相談事業および交流事業への助成等のほか、民間交流事業に対する助成などを行っている。

(2) 国際協力

①東京都が主体となって実施している事業

◇海外技術研修員として開発途上地域の住民を受入れ、必要な技術の修得や都民等との接触を通じて、その研修員の属する地域の経済開発と国際的友好関係の増進に貢献する人材を養成する。

平成2年度には、ブラジルから2名、アルゼンティンから1名、インドネシアから2名を受入れている。

◇ブラジルに移住した東京都出身者の子弟を毎年2名留学生として受入れ、留学生は東京都立大学で1年間学んでいる。

◇友好都市の次代を担う青少年に対し、職業能力開発の機会を提供し、帰国後の自国の経済社会の発展に寄与しうる人材の養成に協力するため、平成2年度から、60名の技能研修生を、2年未満の研修期間で受入れる。

◇エジプト・カイロ県ヘルワン地区およびバキスタン・シンド州の日本庭園の改修または建設のための基礎調査に対して、協力および助言を行った。

◇青山車庫跡地の一部を国連大学本部用地として、無償貸付けした。また、隣接の土地に土地信託方式により建設する複合ビルに同大学の研究・研修センターを収容し、信託配当の一部をその運営費として補

助することになっている。

◇消防総監が会長職を務めていることから、アジア消防長協会の事業に側面から協力している。

②国等との連携および要請によるもの

◇1989年アフリカのナミビア独立のための国連選挙監視団の要員を職員から公募の上、東京都から3名の職員を派遣した。

◇毎年数十名の東京都の職員を、国際協力事業団（JICA）等を通じて、海外の諸都市で専門的技術の指導をするために派遣している。また、海外からの研修生を受入れ、技術研修を行っている。

〔海外派遣例〕

- ・タイ水道技術訓練センター・チーフアドバイザーとしての派遣
- ・公害防止技術者の派遣
- ・国際消防救助隊への参加協力
- ・中国における日本語教育のための高等学校の国語科教員の派遣

◇豊島区のリサイクル自転車の海外贈与など、区レベルでもさまざまな協力が行われている。

*

今後とも、都は海外の都市から寄せられる期待に対し、どのような形で応えていくか検討しつつ、可能な限り協力していきたいと考えている。

国内事例 ⑤ 横浜市

横浜市における国際協力

横浜市総務局国際室長 田村 敏忠

1 国際協力の現状

(1) 横浜市の独自のシステムYOTTA事業

横浜市が独自に国際協力に取り組んだ歴史は古い。13年前の1977年に民間企業と市が一体となって始めた横浜海外技術交流事業で、現在まで10カ国から109名の技術研修生を受入れている。

これは、東南アジアを中心とする発展途上国の国づくりに人材育成を通して協力するとともに、横浜地場企業の国際的なビジネス活動の進展に寄与することを目的としている。

この研修制度は、通常他の自治体で行われているJICAルートではなく、通産省の所管する(財)海外技術者研修協会(ATOS)の制度を利用しており、グループ研修ではなく個別研修となっている。事業主体は、(財)横浜市海外交流協会(YOKE)で、相手国・都市との折衝窓口は直接YOKEが当たり研修生を受入れ、横浜研修センター(YKC)で一般研修と宿泊をもっていただき、技術研修を民間企業に委託している。

昨年度の実績は、中国、マレーシア、フィリピン、スリ・ランカ、インド、インドネシア、タイ、ニューカレドニアの8カ国から各1～3名で、計16名を4～5カ月間受入れた。研修分野は、造園、コンピュータ、ホテル、経営、自動車整備、港湾技術などで、十数年も前で、まだ自治体レベルで国際協力をする機運もあまりない時期に、地

元企業の国際化戦略として企画されたことに特徴がある。

個別受入れなので、相手国・都市・派遣先の選定も通常の国際交流ルートで自由に決めることができる。

年々受入れ枠を拡大しているが、相手国からの要望も多い。

(2) 都市間交流・シティ・ネットづくり

世界中の巨大都市の多くは、都市への急激な人口集中による市街地の無秩序な拡大、道路・上下水道の整備の遅れ、ゴミ問題、交通問題、公害問題等さまざまな都市問題に直面している。これから、ますます深刻化が予想される。先進都市の経験や技術がこれらの問題解決の参考になるということで、1982年、国連エスカップと横浜市が共催して横浜で開催された第1回国連アジア太平洋都市会議（YLAP）で、都市間の連携を強化するという横浜宣言が採択された。

1987年、名古屋で開催された第2回会議で、ESCAPと横浜市の提案により、アジア太平洋の都市間で継続的に技術交換を行うための組織シティ・ネットがつくられ、昨年上海で設立総会が開かれ、今後の事業計画も定められた。

現在、横浜、名古屋、ジャカルタ、マニラ、コロンボ、ハノイ、上海、ソウル等18都市と、人間居住会議（タイ）、全インド地方政府協会、都市貧困者のためのフィリピン大統領委員会などの8団体やNGOを含めた会員で組織され、1991年までは国連アジア太平洋経済社会委員会事務局が事務局となり、1992年から横浜市に事務局が設置される。

これまで、スリ・ランカ 100万戸住宅供給計画のワークショップや、都市交通に関する共同調査やセミナーと研修など八つの活動を行っており、今後の事業計画として、大都市の環境改善と持続的発展に関する調査等五つのプロジェクトが計画されており、会員間での専門家派遣・受入れ、共同研修、調査などを行っていく予定である。

(3) 姉妹都市交流と国際協力

自治体における国際交流の拠点として姉妹都市交流が長い歴史と実績を持っているが、最近の傾向として、友好交流や人的交流・文化交流から、より実利的なものになりつつある。

最近の横浜市の事例として、ルーマニアのコンスタンツァに市に政変後の民主化支援として、医薬品などを贈る医療支援を行ったケースがある。姉妹都市というつながりから自治体として独自に行ったものであるが、規模は小さくとも小回りのきいたきめ細かな国際協力が可能であるというモデルケースである。

また、友好都市である上海の中山水路地区について、居住環境改善のため、居住計画・建築技術等に関する技術協力として、技術者の相互派遣など継続的に共同事業として取り組んでいる。

その他、途上国の姉妹都市からはゴミ処理や都市交通など都市問題について先進都市の技術導入を望む希望が強い。

姉妹都市の交流実績から、先方の状況の把握や窓口もあり、継続的な開発協力が可能であるが、従来の友好交流主体の国際交流の範囲では限度があるので、国際協力に対する新たな理念、枠組、制度などが求められている。

(4) JICA事業への協力等による技術交流

JICA事業にも積極的に協力しており、長期的専門職派遣として、上下水道、港湾、都市交通の分野で現在 8名の職員を派遣し、青年海外協力隊として 4名が従事している。研修生の受入れも増加しており、特に上下水道の技術交流ではJICA事業の実績をもとに市独自の研修生受入れとして継続しているケースもある。

1982年の前記のYLAPを契機に、都市間の連携を強化するため、シティ・ネットづくりの準備とともにマレーシア・ペナン市との技術交流を行っている。

ベナン市との技術職員の交流が1986年から具体化し、都市デザイン、道路の維持管理のほか、横浜市職員によるベナン市中心部の歩行者空間整備計画や道路の維持管理体制整備の提案など、一部はすでにベナン市の予算により具体化されている。

こうした各種の国際協力事業を推進するため、1988（昭和63）年5月に都市計画局企画課に国際都市づくり担当（係長1、職員3）を設置した。

その他、1986（昭和61）年に横浜に誘致した国際熱帯木材機関（ITTO）に対して事務所提供などで支援していることも、国際協力・支援の一環として行っているといえよう（その他「横浜市の国際協力事業一覧」参照）。

2 国際協力への課題

今後、自治体における国際協力をより積極的に実施するためには、次のような課題がある。

（1）理念づくり

従来、交際交流は全市的に幅広く実施し、国際協力は各局の本来の事業の企画の延長で行っている。今後拡大していくには、庁内における国際協力に対する積極的な理解や合意を得るとともに、新たな理念づくりが求められる。

（2）体制の整備

現在も、下水道、水道、都市計画、港湾局などの事業局を中心に独自にすでに実施しているが、相互の連携は十分にとれているとはいえない。今後、関連する局が協力しながら、技術交流を行う体制整備や長期的な専門職員の育成などにも力を入れていく必要がある。

(3) 国と自治体の連携強化

今後、深刻化する開発途上国の都市問題は、さまざまな要因が複合化しており、これからのわが国の国際協力のターゲットになると思われる。

この解決に協力するためには、国の各省庁が持っている専門性と自治体が持っている総合性を組み合わせると効果的である。このためには、国の省庁を中心に行われている研修員の受入れや、専門家の派遣等にもっと自治体の積極的な参画が必要であるが、単に一方的に自治体に依頼するルートだけでなく、自治体側からの提案や希望を取り入れた新しいプログラムづくりや各種のネットワークが開かれる制度を創設する必要がある。特に他の制度や法律と違い、JICA事業には政令市の位置づけが配慮されていないので、地方の国際協力をすすめていく枠組みの中で今後考慮してほしい。

今後、地方の国際協力を拡大していくためには、市民・国民・民間・企業・NGO・地方自治体・国などそれぞれの立場でそれぞれの長所、ノウハウを生かしながら総合的に取り組んでいく時代となっており、新しい器を用意しておく必要がある。



市民が参加したタンザニアでの植林活動（1990年2月）

横浜市の主な国際協力事業一覧

No.	事業名	内容
1	横浜ペナン技術交流事業	横浜・ペナン技術職員合同プログラムに基づく職員の相互派遣を行った。*受入れについてはYOTTA事業の一環として実施
2	第2回アジアの都市交通セミナーと研修	既存道路空間の利用効率を高めるためにそれぞれの都市の対策について都市間の経験交流を行った。 海外参加都市：バンコック市、コロombo市、ダッカ市、香港政府、上海市、リヨン都市共同、国連ESCAP、フランス建設省、アジア工科大学
3	居住関連国際交流事業	国土庁居住ミッションへ本市職員を派遣することにより、共通認識を得るとともに、居住関連問題解決の能力を行った。
4	建築技術交流事業	「横浜上海友好館」(仮称)の建設趣旨により、関係者の相互派遣を行い、住宅計画・建築技術等の交流を行った。 1 研修員の受入れ YOTTA事業の一環として実施 2 職員の派遣 (1)技術交流事前調整のための職員派遣 (2)住宅計画説明のための職員派遣 3 上海市再開発事業調査(委託事業)
5	横浜上海医療衛生交流事業	1 上海市研修医師受入れ(横浜市立病院) 2 上海市衛生代表団の受入れ 3 上海市への医療機器寄贈 提供医療機器：手術台、検診台、ギャジベッド、光源装置、コルボスコープ等8点
6	ESCAP港湾開発政策セミナーの横浜開催への協力	国際連合アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)が、アジア太平洋地域内の開発途上国の港湾開発の重要性と、その抱える諸問題のために開催する「港湾開発政策セミナー」の横浜開催に協力する。 参加国：インドネシア、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、スリ・ランカ、タイ
7	シルバーエンジニア海外派遣事業	発展途上国へシルバーエンジニアを派遣し、技術協力をを行った。 派遣国：上海市(中国) クワラルンプール市(マレーシア)

平成元年度

人数等	期 間	経 費	担 当 部 局
派遣職員 1人	平成2年1月8日～4月8日	2,000千円	都市計画局
参加者 70人 (うち派遣16人)	平成元年7月15日～24日	8,000千円	都市計画局
派遣職員 1人	平成元年9月26日～10月7日	562千円	建築局
派遣職員 3人 派遣職員 2人	平成元年5月12日～18日 12月21日～27日	11,500千円	建築局
受入れ 2人 受入れ 5人	平成2年1月30日～3月31日 平成元年6月7日～12日	10,266千円	建築局
参加者 11人	平成元年10月17日～21日	400千円	港湾局
派遣者 4人 派遣者 2人	2ヵ月 6ヵ月	12,169千円	民生局

No	事業名	内容
8	中国経済交流事業	<p>1 横浜上海経済交流合意項目実施事業</p> <p>(1)工業技術交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「上海市段ボール箱製造技術考察団」の受入れ ・「上海市段ボール箱製造技術考察団」の派遣 <p>(2)経済貿易交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「上海市経済貿易技術考察団」の受入れ ・「横浜市スクリーン印刷技術交流団」の派遣 <p>(3)科学技術交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「上海市洗剤考察団」の受入れ ・「横浜市硝子製品技術交流団」の派遣 ・科学技術資料交換 <p>(4)日中経済フォーラムの開催</p> <p>2 経済商談フォロー事業</p>
9	東南アジア経済交流事業	<p>1 経済・技術交流団の派遣および受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)「横浜市自動化技術交流団」のシンガポールへの派遣 (2)「横浜市自動縫製技術交流団」の香港への派遣 (3)香港・日本経済委員会「自動縫製技術交流団」の受入れ (4)各種経済会議・セミナーの開催および協力 <p>2 交流基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)シンガポール製造業者協会(SMA)職員の受入れ (2)インドネシア政府職員受入れ (3)各種技術交流団への便宜供与 (4)アジア企業向け技術情報誌の作成
10	発展途上国工業化協力事業	<p>1 海外プロジェクト促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)コンサルティング補助事業 (2)プロジェクトチーム海外派遣補助制度 <p>派遣国：中国、韓国、香港、マレーシア、タイ、ラオス、フィリピン、香港、ベトナム、インドネシア、シンガポール等15カ国</p> <p>2 国内輸出態勢整備事業</p>
11	海外技術研修生受入れ事業 (YOTTA)	<p>発展途上国の産業・経済発展への自助努力に協力するとともに市内企業の国際化に資するために研修生の受入れを行った。</p> <p>受入れ国：中国(4人)、マレーシア(4人)、フィリピン(2人)、スリ・ランカ(1人)、インドネシア(1人)、タイ(1人)、ニューカレドニア(1人)</p>
12	水道局海外技術研修生受入れ事業	<p>発展途上国から水道技術者、水道経営者の研修生の受入れを行った。受入れ国：中国上海市(4人)、タイ(1人)、インドネシア(2人)</p>

人 数 等	期 間	経 費	担 当 部 局
受入れ 4人 派遣者 4人 受入れ 3人 派遣者 4人 受入れ 4人 派遣者 3人 参加者 250人	平成2年1月16日～26日 3月9日～17日 2月26日～3月7日 3月16日～25日 平成元年5月29日～6月7日 12月5日～11日 4月28日	6,100千円	財横浜工業館 (経済局)
派遣者 7人 派遣者 6人 受入れ 29人 受入れ 2人 受入れ 3人	平成元年11月21日～30日 6月20日～24日 10月1日～9日 4月14日～17日 平成2年3月23日	5,000千円	財横浜工業館 (経済局)
補助件数 4件 派遣チーム数 20チーム 41人		6,000千円	財横浜工業館 (経済局)
受入れ 15人	中国 平成元年7月26日～12月13日 その他 平成元年9月19日～12月26日	16,639千円 (市補助金)	財横浜市海外交流 協会 (総務局国際室)
受入れ 7人	平成元年6月1日～30日 10月11日～11月8日	4,472千円	水道局

No.	事業名	内容
13	グリーンタンザニア植林ツアー	横浜アフリカ・キャンペーンの一環としてタンザニアへ市民の植林ボランティアを派遣し、緑化協力と交流を行った。 派遣先：タンザニア連合共和国アルーシャ州、キリンジャロ州 植林本数：1,200本 植林面積：2エーカー
14	ルーマニア・コンスタンツァ市医療支援	チャウセスク政権崩壊に伴う民主化支援のため、大都市であるコンスタンツァ市へ、要請のあった医薬品・診療機材の寄贈と医療スタッフを含む代表団の派遣を行った。 提供医薬品・診療機材：医薬品 抗生物質等 145キロ 診療機材 注射器等 305キロ
15	専門家派遣	国際協力事業団へ技術職員を派遣し、各国に対して技術協力を行った。 派遣国：メキシコ（港湾管理） インドネシア（都市住宅政策） マレーシア（都市交通計画） フィリピン（道路交通計画） アフリカ・ケニア（水道計画） タイ（水道計画） タイ（水質分析） タンザニア（給水施設調査）
16	研修生受入れ協力	国際協力事業団・海外技術者研修協会から発展途上国の研修生の受入れ協力を行った。受入れ国：タイ
17	留学生支援事業	民間団体や市民の協力を得て横浜市内の留学生へ支援金の支給および留学生と市民の各種交流事業を行った 支給実績：支援金月額1万円、支給者数129人
18	「アジア太平洋都市間技術協力ネットワーク」(CITYNET) 上海総会への参加	ネットワーク憲章の制定、役員の選出、中期事業計画の策定、事務局の設置場所の選定等のため総会が上海市で開催され横浜市の代表団が参加した。*初代会長に横浜市長が選出され、事務局が横浜に設置されることになった。 参加者：15カ国の24都市、9団体、2国連機関

人数等	期 間	経 費	担 当 部 局
参加者 34人	平成2年2月10日～24日	7,000千円	財横浜市海外交流協会 (総務局国際室)
派遣職員 6人	平成2年3月23日～4月2日	10,004千円	総務局国際室
派遣職員 8人	昭和61年8月～平成元年8月 平成2年2月11日～3月27日 昭和62年6月～平成元年6月 平成元年1月～平成3年1月 昭和63年8月～平成2年8月 平成元年3月～平成2年3月 平成元年7月～10月 平成元年11月(10日間)	給与のみ支給(70/100)	港湾局、建築局、 道路局、水道局
受入れ 5人	10日間から4ヵ月	—	水道局
支給者数 129人		16,999千円	財横浜市海外交流協会 (総務局国際室)
派遣職員 7人	平成元年11月2日～4日	6,240千円	都市計画局

国内事例 ⑥ 駒ヶ根市

駒ヶ根市における国際協力

駒ヶ根市企画財政課活性化対策担当 中城 正昭

国際協力事業団・青年海外協力隊の駒ヶ根訓練所が昭和54年 4月に開設されて12年目を迎える。

長野県のこの地で「国際」という言葉は、地域からは“ほど遠い”と思われていただけに、訓練所における毎年五百人あまりに及ぶ訓練と30数人の外国人語学講師の日常活動を通じて、この10年間で地域住民の間には、国際協力・国際交流の意識が急速に高まってきている。

一時期前まで街の中で外国人を見かけることはほとんどなかったが、今では街を歩いていても、ショッピング、文化、スポーツ活動においても外国人を見かけたり、接することが日常的となった。

これに合わせて地域では個人、団体、法人の皆さん 300余会員からなる「駒ヶ根市協力隊を育てる会」（会長 中原正純駒ヶ根市長）を組織して、国際化に取り組んでいる外部の団体等と協力し、協力隊の支援活動や自ら国際理解を深める活動を展開している。

以下に挙げた 3点がその活動の主な内容である。

①協力隊支援活動

1回の訓練期間約80日間の間の 2日間、訓練生は地域との交流を深めるため、市内の福祉施設、保育園、農家などでボランティア活動や体験活動を行っているため、その受入れにかかわる支援活動を行っている。

この活動を通して受入れ施設や農家等の人達と開発途上国へ派遣中の隊員との交流が続き、隊員による現地の状況報告、受入れ側による

激励活動が展開されているが、機会をとらえて途上国で活躍中の隊員を訪ね、活動状況を目の当たりにして現地激励を行う例もあった。

また、年3回の訓練修了時には、「育てる会」として激励の意味を込めて、ささやかではあるが記念品をお渡しして、派遣活動のご健勝をお祈りしている他、地域から隊員が誕生した場合は、地域の皆さんとともに激励会を開催する。

②住民への国際協力啓蒙

「駒ヶ根市協力隊を育てる会」ニュースの発行や市の広報等を通じて、協力隊活動や国際理解の教宣活動を行っている。

訓練所のスタッフの隊員OB・OGにお願いして、市内の文化団体や学校で協力隊活動や国際問題についての講義を聞いて理解を深めている。また、イベント時には協力隊活動状況のパネル展示を行ったり、協力隊週間や国際交流フェア等のイベントを開催して住民PRにも努めている。さらに、住民の皆さんを対象にして、毎月1回で年間6～7回ほどの協力隊講座の開講も検討している。内容も訓練所に合わせて、国際協力・協力隊の理念、開発と援助、南北問題、異文化理解、外国人とのコミュニケーション、具体的訓練として2か国に絞ってその国の事情、語学訓練等を予定している。

また、国際協力・国際理解を一層進め、将来この地域から多くの協力隊員が誕生することを願って、地域の中学生約80人を限定して1泊2日で協力隊訓練所の体験入隊を行った。これは協力隊カリキュラムを取り入れ、外国人講師による語学訓練等実践的な内容であり、中学生の将来を期待している。

これらの活動ができるのも、協力隊駒ヶ根訓練所が地域に対して深いご理解をいただいているためであり、まさに地域と共に存在する施設として大変感謝している。

③外国人との交流

駒ヶ根市に住んでいる外国人講師の方々に地域に馴染んでいただく活動として、先生方の趣味を通じたインターナショナル・ミュージック・コンサートや写真展、国際料理講習会等を開催して、異文化理解、外国人とのコミュニケーションを図っている。

国際交流フェアではパネル・ディスカッションを通じて日常生活での問題点や考えを具体的に話し合い相互理解を進めた。これにより、今では地域のさまざまな団体や組織と外国人との交流が広がり、日常的に随所でコミュニケーションと異文化理解が積極的に行われている。

今日、全国各地で「国際化」といわれるが、大上段に構えた国際化は表面的なものに終わりがちである。とりわけ国際協力分野に及んでは、地域住民自らが直接かかわる機会は少ない。青年海外協力隊活動の一環として国際協力に直接携わる訓練所スタッフ、訓練生、外国人講師等への支援活動を行うことが、地域住民が間接にできる国際協力として位置づけて、取り組んでいる。このような活動を通して協力隊と地域との結びつきが次第に深まり、地域の国際化、中でも国際協力への認識がますます高まってきている。

駒ヶ根訓練所から世界の開発途上国に派遣された隊員が健康で無事にその任務を果たしていただくことが、地域住民の願いである。

国内事例 ⑦ 大阪市

大阪市の国際交流に関する施策

大阪州市長室秘書部国際交流課長 清水 隆治郎

<基本視点>

大阪市は国際交流センターの建設、国際花と緑の博覧会の開催、大阪市国際交流振興基金の設置、アジア太平洋トレードセンターの建設など21世紀に向けて、開かれた国際都市をめざして種々の国際化施策を講じている。

なかでも国際協力には特に重点をおいており、「世界に貢献する都市」という理念は新総合計画においても重要な柱の一つになっている。新総合計画では、特に「多彩な交流と世界への貢献」という一項をおこし、その中で、「市民の国際性を高め、相互理解のための国際交流を活発に展開します。相互の発展に寄与し、さらに、国際社会への貢献をも視野に入れた交流を地球的視野に立って積極的に推進します。特に、大阪と密接な関係を持つアジア地域の発展のため、経済協力や人材育成など多彩な協力を進め、アジア諸国から信頼されるパートナーシティとしての役割を担えるよう努めます」とし、具体的には、「世界への貢献策として、留学生・研修生の受入れ等人材の育成や、産業技術の移転、まちづくりの支援など、大阪が持つ知識・技術・ノウハウ等の資産を活かし、アジア地域をはじめ発展途上国に対する国際協力を積極的に進める」こととしている。

国際協力はともすれば「援助」という概念が先行し、資金や機材を「与える」こと、橋や病院を「造ってあげる」ことに集中しがちであ

り、ODAの事業においてもそれがかなりの部分を占めている。

しかし国際協力においては、そのような目に見える部分に対する協力も必要であるが、さらに相手国の発展を現実担う「人間」に対する協力、すなわち人材育成への協力が重要である。人材が育つことにより「与えられた」資金や機材を有効に利用することができ、「造られた」橋や病院を十分に機能させることができる。物質的協力と人的協力は車の両輪である。

<事業>

大阪市としては、上記方針に基づき、市制百年の間に蓄積した都市工学の技術と経営のノウハウを開発途上国に伝え、ヒトと情報の援助を積極的に行っていくことにより、「世界に貢献する都市大阪」をめざしており、具体的には、国際協力事業団（JICA）の事業に協力することにより、また市独自に姉妹都市交流等を通じて種々の技術協力を行っている。

(1) JICAに協力する事業では、

①研修員受入れ

○工業研究所でJICA集団研修コース

プラスチックコース、酵素工学コースを20年前から実施。

○平成元年度から大阪でのJICA集団研修コース増設計画に協力し、工業研究所に有機ファインケミカルズ工学を新設する他、建設局では国際花と緑の博覧会セミナー、環境保健局で大気汚染対策コースを開設した。平成2年度以降も、積極的にコースを増設していく計画である。

○その他、個別研修コース、各省庁の引受けている集団研修コースの一部引受けなど、数多く実施している。

○「21世紀のための友情計画」青年招へい事業の大阪での受入れ実施。(1985年から毎年)

②専門家派遣

○長期、短期で技術部局の専門家を派遣。

(現在、フィリピン、マレーシア、スリ・ランカ、ガーナ、ケニアに長期専門家) 今後も積極的に協力。

③開発調査

○昭和60年度～62年度 上海市大気汚染対策調査(環境保健局)

～自治体がJICA事業を主体的に実施した先駆的な例と認識しており、現在上海市の要請でマスタープラン作成後の対策について協力を検討中。

④国際緊急援助体制への協力

○昭和61年 2月 国際消防救助隊への参加協力を表明(38名)

(2) 海外技術者研修協会(AOTS)

JICAは外務省所管のODA機関であるが、AOTSは通産省所管の機関であり、民間企業の研修生の受入れの促進を行っているが、これに関し、

○研修生の斡旋や講師の派遣

昭和62年から中国の鑄鉄研修生を経済局の所管団体である大阪鑄鉄工業組合に斡旋。また平成元年 9月からは上海の緑化事業研修生(2名)の国際花と緑の博覧会協力部および(財)国際花と緑の博覧会協会での受入れの斡旋などを行うとともに講師の派遣等の協力を行っている。

(3) 本市単独事業

○レニングラード、上海との都市工学技術交流等、姉妹都市交流の一環としての技術協力

○港湾技術交流(上海羅ケイ新港港湾計画、大連旧港改善計画への

協力)

- 中国愛国衛生運動（四害追放）への協力
- 上海市からの医療研修生の受入れ
- 上海市微生物研究所と大阪市立工業研究所との共同研究
- スリ・ランカへの消防自動車の供与（昭和60年度）
- 北京市新消防指導センター建設への協力（昭和61年度）
- リヨン市からの都市計画技術者の受入れ研修（計画局）等多数
- ビジネス・パートナー都市との経済交流（香港、シンガポール、
クアラルンプール、バンコク、マニラ）
- 大阪市シンガポール事務所の開設（1989.10.31）

（4）本市の推進体制

- 以上の事業を推進するために、市行政内における国際交流にかか
る事務事業の円滑な処理を図り、内部の協力体制を緊密にするた
め、全所属の国際交流担当課長で組織する大阪市国際交流連絡会
議の中に第2専門部会（技術協力部会）を設置。計画局、経済
局、環境保健局、環境事業局、都市整備局、建設局、下水道局、
港湾局、交通局、水道局、消防局がメンバーであり、市長室国際
交流課が事務を担当している。

国内事例 ⑧ 兵庫県

兵庫県における海外協力事例

兵庫県国際交流課長 小坂田 肇

<はじめに>

本県では、①国際性豊かな社会づくりの推進、②姉妹提携事業の推進、③海外協力事業の推進という三本柱で諸事業を展開することにより、国際化に対する県民意識の高揚と国際感覚の醸成を図り、「ともに生きる国際社会の推進」に努めている。

そのため、ブラジル連邦共和国パラナ州をはじめとして、6カ国の州省等と姉妹・友好提携を行い、人物交流や経済交流、技術交流等を活発に行うとともに、日本が海外より期待されている国際責務を果たしていくという見地から、主として東南アジア、中南米諸国等開発途上国の発展に資するため、技術研修員の受入れ、外国人留学生への支援、海外移住者子弟の県内留学などの国際協力事業を積極的に推進しているところである。特に、ブラジル連邦共和国パラナ州との友好協力の中での日伯工業技術センタープロジェクトは、今まで本県がJICAに協力して推進した海外協力事業の一つのモデルと思われるので、ここに紹介する。

<日伯工業技術センタープロジェクトについて>

1 日伯工業技術センターの概要

(1) 建設場所・規模

(場所) パラナ州クリチーバ工業団地内(工業団地面積4,000ha)

(規模) 敷地 約7,000 m²、建物4,737 m²(RC2階建)

(2) 業務内容

金属、機械、電気、電子の分野における試験分析、技術者養成、技術指導普及、技術研究開発

2 プロジェクト推進の発端

昭和45年5月ブラジル連邦共和国パラナ州と友好協力協定を締結し、同州との間で交流事業が始まった。そして交流を重ねる中、パラナ州の要請に応じて(財)国際開発センターに委託して同州政府の工業団地造成計画にかかわる調査を実施した結果、パラナ州を中心としたブラジルの工業分野における技術開発を促進するため工業開発指導センター設立の提言があり、これがプロジェクト推進の発端となった。

3 プロジェクト推進に係わる日伯の関係機関および役割分担

(1) 日伯の関係機関

(日本側) 主務官庁：外務省

関係官庁：通商産業省

実施機関：国際協力事業団(JICA)

協力機関：兵庫県、ソニー(株)、(株)神戸製鉄所、川崎重工業(株)

(ブラジル側) パラナ州商工局パラナ技術研究所 (Institut de

Tecnologia do Parana = TECPAR 1989年に
Centro de Tecnologia Industrial = CTI)に改組

(2) 日伯の役割分担

(日本側) 国際協力事業団：主要機材の供与、技術指導のための専門家の派遣、研修員の受入れ

(ブラジル側) パラナ州政府：建物の建設、基礎的機材の調達、施設の管理運営

4 プロジェクトの推進経緯

- 1974年 8月 兵庫県の委託によりクリチーバ工業団地企業立地基礎調査を実施
- 1975年10月 兵庫県より国際協力事業団に事業採択を要請
- 1976年 4月 本県商工部より駐在員（1名）を派遣（1983年 3月まで）
- 1979年 2月 1978年 8月のブラジル政府からの要請書に基づき、外務省は、工業技術センター設立プロジェクトの採択を決定（JICAプロジェクト名：ブラジル・パラナ州中小工業開発事業）
- 1979年 9月 事前調査団を派遣（JICA調査団員として県立工業試験場職員を派遣）
- 1980年 9月 実施協議団を派遣
- 1980年10月 政府間実施協議書調印、建設工事定礎式
- 1982年 3月 計画打ち合わせ調査団派遣
- 1983年 6月 日本側機材供与（機材費約 3億円）
- 1983年 7月 建物完成
- 1984年 3月 巡回指導調査団（第1次）
- 1984年 8月 巡回指導調査団（第2次）

1984年10月 2年間の協力延長に関する協議書調印
1986年 9月 巡回指導調査団（評価）
1986年10月 事業終了
1990年 3月 アフター・ケア調査団の派遣
1990年 短期専門家の派遣および資材供与（予定）

5 本県の協力内容

このプロジェクトが、本県とパラナ州との友好交流の中で持ち上がったこともあり、兵庫県ブラジル駐在員事務所（1976年 4月設置）を通じてブラジル連邦政府・パラナ州政府および関係先との連絡調整、便宜供与等を積極的に行い、プロジェクトの推進に努めたほか、県職員の派遣等の協力を行った。

（1）職員の派遣（派遣に要する経費はJICAの負担）

ア 技術専門家の派遣

JICAの依頼により、県職員（県立工業試験場の職員）をJICAの技術専門家として派遣した。（延 3回、計 5名）

さらに、JICAの要請に基づき、県下企業に社員の派遣を依頼（延 5回、計 5名）

イ 調査団員派遣

プロジェクトの進捗に合わせて、県職員をJICAの調査団員として派遣した。（延 7回、計 8名）

（2）坂井知事記念室の設置

今回のプロジェクトを記念して、当該センターの一画、約 110㎡を協力事業の記念室として整備し、視聴覚教育器材一式、技術図書（168 点）、備品等計1,460 万円分を寄贈した。

<まとめ>

本事業は、本県の姉妹州省との友好交流を通じた協力事業の中でも、特筆すべき成功事例と思われる。

これがうまくいった要因としては、

①県とパラナ州との交流の積み重ねを通して州政府・州民の具体的なニーズが把握できたこと。そして、それをJICA事業にうまく結び付けることができたこと。

②県職員の現地駐在ならびにJICAによる事前調査、計画打ち合わせ、巡回指導と繰り返し専門分野の職員を派遣し、企画、建設、運営指導等事業推進のためのきめ細かいフォローができたこと。

③パラナ州側の技術導入についての熱意。

④パラナ州側の機運の盛り上がりに対応して、日本側（外務省）のスムーズな事業採択。

等があげられる。

今後の課題としては、各種機材の更新および最近の技術知識の伝達等職員の技術レベルの向上等があり、このためJICAの依頼により、昨年再び県職員がアフターケア調査のため派遣されたところである。

また、本県ではこの他、同じく友好提携をしている中国広東省とは、熟年技術者の派遣事業や技術研修員の受入れ、総合計画の策定等について協力を図ってきたところであり、さらに、交流を進めている海南省で大きな懸案となっているインフラ整備の面でも、今後、具体的な要望を聞きながら協力していきたいと考えているところである。



ブラジル・パラナ州の技術研究所

国内事例 ⑨ 広島市

広島県における 国際協力、交流活動

広島県国際交流課長 寺崎 喜美生

－アジア諸国を中心とする国際人材育成拠点をめざして－

1 はじめに

急速に進展する国際化の中で、広島県が21世紀に向かって活力ある地域として発展していくためには、中国、四国地域の国際交流拠点機能を一層高め、アジアの交流拠点、そして世界の交流拠点をめざしていく必要があると考えている。

本県においては、平成 6年（1994年）にアジア競技議大会の開催が決定しており、当面この大会を国際化の飛躍台として位置づけ、ハード・ソフトの両面にわたる各種整備を進めているところである。

このため、1993年に開港予定の新広島空港の整備、広島港や県内高速道路網の整備などハード面の整備に計画的に取り組むほか、今後は、とりわけソフト面における受入れ体制の整備を図っていくこととして、「国際交流推進プラン」を策定している。

一方、わが国の国際社会における地位は、著しく向上し、国内外から世界に貢献する日本としての積極的な役割が期待されている。このような状況の中で、広島県としても、これまでの国際交流の特性を生かして国内の国際交流機能を分担し、世界に貢献していく必要がある。

特に、歴史的にもかかわりの深いアジア諸国を中心とする開発途上国を対象にして人材養成、技術協力等の役割を果たしていく必要があると考えている。

2 国際協力、交流活動

(1) 中国四川省との交流

広島県は、昭和59年 9月に中国四川省と友好提携を締結して以来、広範な分野で多様な交流を積み重ねている。

交流の前提となる一般交流については、県、市町村、日中親善協会等によって活発な往来があり、平成元年までに、広島県から四川省への派遣が延べ 1,200人、四川省からの受入れは、約 600人におよび、両県・省の相互理解と友好的親善は急速に深まっている。

この間、以下に挙げた広範な分野で多様な交流を積み重ねてきた。

- ア 貿易商談会などの開催による経済・貿易交流
- イ 製薬・医学などの科学技術交流
- ウ 野菜・果樹の栽培や食用菌の研究を中心とした農林業交流
- エ 農林業、工業などの分野における研修生の受入れおよび技術指導員の派遣による技術協力
- オ 県立大学への留学生の受入れ
- カ 小学校の友好提携、図書交換、さらには語学教師の相互派遣など教育文化交流

これら交流の中で、四川省との農業技術交流の一環として、四川省に「四川省・広島県友好柑橘園」を整備し、柑橘栽培技術の向上と友好交流を推進することとしている。

<友好柑橘園の概要>

- ・設備場所 : 金堂県綿花原種農場柑橘支場
- ・品種・(面積) : 温州みかん (20アール)
: 晩柑 (10アール)
計 30アール
- ・提供技術 : 早期成園化技術、安定多収技術、育苗技術、
技術者の養成
- ・整備スケジュール : 1989年－畑作り
: 1990年－苗木輸送および技術者派遣
: 1991年－同上

以上のとおりで、広島県農政部と四川省農牧庁との間で計画的に進められつつあり、本年 3月には、苗木の輸送とともに技術者も派遣されている。

(2) 技術研修員の民間受入れに対する支援

広島県では、県内企業が国際経済交流活動の一環として、集団で技術研修員を受入れるケースも見られるが、これら受入れ団体に対し、県は計画的、効果的に事業が進められるよう支援措置を講じており、平成 2年度は、以下の 2団体を対象としている。

ア 四川省技術研修生民間受入れ協議会

- ・受入れ規模 : 約50人 (中国・四川省)
- ・研修先 : 機械、食品、家具、マスコミ、ホテル、造園関連等約
20社

イ 呉温州経済交流協会

- ・受入れ規模 : 約50人 (中国・浙江省温州市)
- ・研修先 : 機械、建設、コンピュータ、縫製、木材、水産加工等
呉市主要企業

県、はこれら受入れ団体に対し、日本語や、基礎的一般的研修に要する経費の一部を助成することとしている。

3 今後の課題

以上、代表的な技術協力の事例を紹介してきたが、広島県は明治時代からアジア諸国を中心に多くの留学生を受入れてきたこと、また、本県の高度な技術力をもとに、開発途上国から、多くの技術者、研究者を企業、大学、研究機関に受入れてきたこれまでの経緯等から、今後は、国際協力の分野で、これらの特性を生かして積極的な役割を果たしていくことが、重要な課題と考えている。

特に、これまでかかわりの深いアジアを中心とする地域の人材育成、技術協力、交流面で国際的な機能を果たしていくことができないか、具体的には、西日本随一を誇る組立加工技術の集積を生かした技術研修、需要の多い日本語研修、将来、重要性を増す日本文化の紹介といった三つの機能、さらには、県民に学び、県民との交流機能を合わせた統合的な拠点機能を整備したいものと具体的な検討に着手している。

国内事例 ⑩ 北九州市

北九州市の国際協力について

北九州市企画局国際部交流課長 木村 隆

1 はじめに

北九州市は、昭和63年12月、「北九州市ルネッサンス構想」を制定し、21世紀に向けた新しい都市づくりに取り組んでいる。この構想の基調テーマは“国際テクノロジー都市”づくりであり、①快適居住 ②福祉・文化 ③学術・研究 ④交流 ⑤国際技術情報の五つの都市像の実現をめざしている。

すなわち、北九州市では、快適で質の高い生存環境を作る一方、国際経済社会の発展を担う創造的な産業都市への再生をめざしている。そして、東アジア諸国をはじめ多面的な国際交流を進め、国際社会の秩序かつ均衡ある発展に貢献していこうと努めている。

ところで、地方の国際化は、決して単一的なものではなく、また、受身であってはならない。北九州市の地域特性を踏まえた国際化推進策の一つとして、産業技術の蓄積を活かした国際技術研修がある。現在、北九州市は、発展途上国への技術移転システムの構築を図り、途上国の経済建設に通ずる国際技術協力を進めており、このことが、北九州市のアイデンティティを踏まえた活性化策の一つに結びついている。

2 国際技術協力推進の背景および現状

(1) 他地域に優る土壌

北九州市には、日本の近代工業勃興の地として、わが国の産業をリードした貴重な産業技術および人材が蓄積されている。また、産業振興の負財産である公害に対する防止技術・環境保全技術の体系的蓄積もある。

北九州市は、今、産業構造の国際的な調整の中で、メカトロ、バイオ、新素材分野など、産業構造の高度化転換を推進中であるが、これまで蓄積された産業技術が、発展途上国の経済建設に有効となる。

(2) 整備されている組織体制

海外進出企業を中心とする個別企業レベルでの研修生受入れとは別に、産・学・官をあげての産業技術研修の組織体制が、昭和55年に出来上がった。すなわち、(財)北九州国際研修協会(KITA)を窓口として、産業界の支援のもとJICA研修生受入れが、この10年間、組織的に行われてきた。

また、平成元年10月にJICA研修施設・九州国際センターが北九州市に開所され、従前の集団研修コースに加え、個別研修も行われることになり、平成元年度は、57カ国、434人の受入実績があった。センターの開所により、数の増大はもとより産業技術研修に加え、多面的な研修が実施可能になり、国際技術協力の推進に拍車がかかった。

*九州国際センターが実施する研修(P137の表参照)

3 今後の取り組み方および課題

南北の経済格差の解消に加え、東欧への支援など日本の国際協力への取り組みがますます重要になっている。国レベルでの協力から地域

をも取り込んだ協力体制づくりが緊急の課題であり、国のプログラムの充実はもちろんのこと、地域の独自プログラムに対する国の支援など国内の協力体制の再構築が求められている。

このような状況の中で、北九州市の今後の取り組み方および課題について述べたい。

(1) 研修ニーズの把握および新しい研修プログラムの模索

発展途上国が求める研修内容にかなりのバリエーションが見られる。JICAのフォロー・アップによるスクラップ・アンド・ビルドを補完するために、地方にあっても、地域特性にあった研修プログラムの見直しを図り、JICA事業を支援する必要がある。

北九州市は、現在、“アジア女性・研究フォーラム”を設置し、女性問題の解決方向の中から国際協力を推進しようとしている。また、一般行政研修を通じ、途上国でODA資金が、有効に活用できるような制度、特に地方自治システムが有効に働くように“地方”からの支援も必要だと考えている。

また、アジア地区を中心とした研修生等の受入れ推進のための調査を展開予定であり、これにより各国のニーズを把握する一方、受入れシステムの整備を図っていききたい。

(2) 受入れ体制の整備

研修ニーズの多様化と質のバリエーションが広まる中で、北九州市にとって最も適切な協力方法を検討していく必要がある。なかんずく、国・県・民間の協力をえて、“箱物”設置による研修受入れ整備の充実を図る一方、地元の産・学・官の協力体制を再構築する必要がある。また、OB技術者の活用を含めた市民レベルでの協力姿勢の涵養が大切である。

(3) 国への要望（課題にかえて）

北九州市は、中国・大連市と友好都市であり、経済交流・技術交

流・学術交流等を積極的に推進している。特に、港湾整備協力工場長クラスの受入れ研修を通じ、中国の経済建設を進めるべく国際協力を展開している。さらに、一般行政研修、環境技術協力など中国側の要請を踏まえ、多様な取り組みを進めている。

国際協力的なだけでなく友好都市交流は、継続的にすすめられるべきであるが、経費負担の増大が足枷になる場合もある。したがって、地方レベルでの途上国に対する単独協力事業にあつて、国の財政支援をお願いしたい。

国際交流における地方は、いわば、国のアンテナ・ショップ機能をもつものであり、途上国のニーズを敏感に受取ることができる。これからの国際協力における国と地方の協力体制にあつては、地方の自主性（財政支援の裏付けをもつた）を汲み取っていただきたい。

九州国際センターが実施する研修

*平成元年度計画ベース

研 修 コ ー ス	定員	研 修 機 関
①集団研修 計25コース	205	
(1)産業環境対策	8	K I T A、北九州市公害対策局等
(2)鋼材の性質と試験検査技術	10	K I T A、新日本製鉄㈱等
(3)自動制御	7	K I T A、黒崎窯業㈱等
(4)設備診断技術	9	K I T A、新日本製鉄㈱等
(5)保安用部品設計・製造	10	K I T A、新日本製鉄㈱等
(6)地熱エネルギー	10	九州大学
(7)石炭資源開発・利用	5	九州大学
(8)生産性向上技術	5	K I T A、㈱日産自動車等
(9)プラント・メンテナンス	9	K I T A、九州工業大学等
(10)産業医学	10	K I T A、産業医科大学等
(11)熱帯医学研究	5	長崎大学熱帯医学研究所
(12)消火技術	5	消防庁、北九州市消防局
(13)血液由来感染症	12	国立熊本病院等
(14)海面養殖	5	長崎県水産部等
(15)歯科技術	7	九州大学
(16)産業排水処理	5	K I T A、北九州市公害対策局等
(17)エネルギー管理	10	K I T A、黒崎窯業㈱等
(18)産業機械の設計保全	10	K I T A、濱田重工業㈱等
(19)保全管理	10	K I T A、高田工業所等
(20)油圧システムの設計保全	10	K I T A、三菱重工業㈱等
(21)通信線路技術指導者育成	10	NTT九州支社
(22)小児麻痺根絶計画の理論と実際	8	国立熊本病院、熊本県等
(23)感染症の試薬および培地の確保と管理	10	国立熊本病院、熊本県等
(24)水産加工流通経営	10	長崎県水産部、長崎大学
(25)魚類生理・防疫	5	水産大学校(下関)
②個別研修	95	

* K I T Aは勲北九州国際研修協会

国内事例 ⑪ 熊本県

地方自治体と国際協力

熊本県総務部国際課長 宮下 孝之

1 地方自治体の国際交流活動の変遷と国際協力

昭和40年代まで、本県の対外活動は移住関係業務のほか、旅券発給や外国人登録といった機関委任事務を中心としたものであった。昭和50年代後半から全国的に、姉妹提携を中心とした国際交流が行われるようになった中で、本県としても、昭和57年から58年にかけて中国・広西壮族自治区、米国・モンタナ州および韓国・忠清南道の三つの地域とそれぞれ姉妹提携を締結し、それに呼応するような形で、昭和59年7月から国際交流室を新設した。

さらに、平成元年4月から、これまでの「国際交流室」を「国際課」へと組織変更したが、これは、本県として、押し寄せる国際化への波に受身的に対応するのではなく、国際化を戦略的手段として積極的に地域づくりに活用していくという視点から、県庁内各部の国際化施策を総合的に把握し、企画・調整する機能を担っていく部署が必要であるとの考えに基づくものである。

このような中で、国際協力に関しても、本県にある豊富な人的・財的資源を活用して、本県としての特色ある種々の協力を進めているが、特に技術協力については、本県の国際化を一層推進するとともに地域の活性化を目指すという視点から、新たにJICAの「集団コース」を実施する等の取り組みを行っている。

2 本県における技術協力の現状

ア 研修員受入れ事業

JICAを通じて行う研修員の受入れに関して、本県では、従来までの個別コースによる受入れ実績に加え、平成元年度から「集団コース」として国立熊本病院を中心とした医療関係コース 3コースが新設された。これは、平成 2年 1月に設立された「財団法人国際保健医療交流センター」の事業へ引き継がれるとともに、平成 2年度からは同集団コースが 5コースに増設されるなど、今後とも同財団における研修コースの拡充が期待されている。

また、本県でも国の補助金を受けて、海外技術研修員を受入れている。昭和46年度から、姉妹提携先の中国や韓国および東南アジアや南米諸国などから毎年10人程度を受入れており、これまで県内の50余の企業や試験場で延べ 162人の受入れ実績がある。

さらに、県内のNGOが独自に行う研修員の受入れ事業などがある。「熊本県国際農友会」では、東南アジアから農業研修生を県内の農家へ受入れ、農業技術の移転を目指しているほか、「財団法人国際保健医療交流センター」においても、今後、独自の事業としての医療研修の実施が期待されている。

イ 専門家あるいは青年海外協力隊員の派遣

本県でも、従来から専門家や青年海外協力隊の派遣活動に積極的に取り組んできており、これまで県内から専門家43人、青年海外協力隊員 205人の派遣実績があり、途上国の求める各種分野で現地に密着したきめ細かな指導を行い、途上国への技術移転のために活躍している。

3 本県の技術協力の問題点および課題

ア 海外からの研修員受入れ事業について

技術協力を円滑に進めていくためには、まず、コース開発の前提となる途上国のニーズにあった適正技術の把握が必要である。また、技術移転の効果をあげるためには、帰国後の活躍が期待される中堅的指導者を対象とすることが望まれる。しかし、海外に情報拠点を持たない本県では、このような情報の収集や人材の募集・確保に困難な面があることは否めない。

さらに、技術協力では、研修員の受入れから研修機関での実務研修にいたるまで、専門的知識のあるコーディネーターの存在が不可欠であり、さらに各研修員の生活指導に至るまでのきめ細かな対応が要求され、受入れ先における人的負担が大きくならざるをえない。本県では、技術協力の面での経験が浅いため、このようなノウハウにたけた職員が少ないのが現状である。こうした中で、実際に実務研修を行う受入れ機関において、効果的に研修を行っていくためには、研修員の出身国の技術レベルにつき理解し、かつ語学能力を有する専門スタッフの確保が緊要の課題となっている。

本県の実施する海外技術研修員受入れ事業も、事前の双方の理解不足から、来日後の研修科目をめぐるトラブルなどが発生している事例も見られる。また、研修員が本県で修得した技術を、帰国後現地に伝えていない事例が見られるなど、波及効果の点での問題もあり、研修員の人選方法などにつき再検討を行う必要があると考える。

NGOの行う技術協力は、国際協力の裾野の拡大のため、今後、その拡充が期待される分野であるが、本県内のほとんどの団体は資金や人材の不足から、その特色ある活動が十分に行えない状況にある。

イ 専門家あるいは青年海外協力隊の派遣

日本からの派遣については、特に帰国後の身分保障の問題から、青年海外協力隊員の募集などに難しい面が見られる。公務員については、派遣法や条例の制定など身分関係の安定化が図られるとともに、民間企業についても、派遣中の給与の一部補填などの制度も見られるが、帰国隊員の貴重な経験を活かす上からも、事業についての周知理解とともに一層の協力を求める必要がある。

4 今後の協力の方向性

本県としては今後とも本県にある人的・財的資源を活用し、特色ある国際協力を進めていく方針であるが、個別に述べると次のとおり。

ア 海外からの研修員の受入れ

本県をはじめとする各自治体では、前述のとおり途上国のニーズの把握や研修員候補者を独自に募集することが困難であり、関係機関との連絡協力体制の確立が必要である。そして、医療など本県の特徴ある人的資源を活かした分野で、国の開発協力プロセスに参加するとともに、ひいては地域活性化を図っていくとの観点から、政府開発援助（ODA）資金などを活用した事業の展開を図らなければならない。具体的には「財団法人国際保健医療交流センター」が実施中の医療関係の「集団コース」の拡充を図るとともに、医療以外の分野で本県が得意とする分野の「集団コース」も実施する方向で、研修の充実を図っていくことが必要である。

本県が実施する海外技術研修員受入れ事業は、前述のような問題から、内容の一層の充実を図っていく必要がある。今後、技術協力の視点をより明確にし、これから本県との関係構築がますます重要となる

アジア地域を重点地域として、研修内容を特定化するなど、研修員の安定的な確保を図り、事業を効果的に進める必要があると考える。

また、NGOについては、それぞれ独自に途上国の草の根グループと人的つながりを持ちながら活動を行っている。国際協力の裾野を拡大する上からも、これら団体の活動へODA資金の助成などが行われるよう、可能な範囲で支援していくことが必要である。

イ 専門家や青年海外協力隊員の派遣

地方公務員については、派遣法の制定により身分上の措置が図られ、派遣への環境が整ってきているが、民間企業における身分保障が確立するよう可能な範囲で働きかけを行っていく必要がある。こうした身分保障が確立することにより、専門家や青年海外協力隊員が、帰国後本県に戻り、本県の国際化推進の一翼を担うことが期待される。

ウ 国際協力推進のための環境整備

さらに、国際協力を進めるためには、その推進環境を整備することが重要である。特に、本県においては援助に対する一般市民の関心も低いことから、住民の理解と協力を得るための啓発活動を進めるとともに、技術協力に関する諸団体間の連絡体制の確立や、事業実施の上での付帯施設、たとえば日本語教育施設の充実などを図る必要があると考える。

〈資料編-2〉

地方自治体と国際協力 海外の事例

西ドイツ・ブレーメン州

ブレーメンと聞いて、すぐに「ブレーメンの音楽隊」を思い出す人は少なくないだろう。中には、昔歴史の時間にヨーロッパの中世史のところで習った「ハンザ同盟」を思い出す人もいようか。

ブレーメンは、西ドイツの北部に位置する人口69万人の港湾都市である。

行政上は、州レベルの機能と市レベルの機能の両方を持ち合わせている（他にはベルリンとハンブルグが同じ）。

このブレーメンが、他に10ある州や連邦政府とは大きく異なる国際協力の政策を積極的に打ち出し、実践している。年間約1億円の予算は、第三世界の中でも最貧国の、しかも最も貧しい人々を対象として使われている。具体的には、インドのブネおよびニカラグアのコリントとの姉妹都市提携による交流・協力、ナミビアや南アフリカでの反アパルトヘイト運動に対する支援、アジア、アフリカの農村に適正技術を導入するプロジェクトなどである。なお、これらのプロジェクトは、すべて民間団体や大学を通して行われており、現在15の地域で合計30のプロジェクトを実施している。

中でも最も力を入れているのは、バイオガスの技術の普及である。これは、家畜の糞尿や生ゴミからメタンガスを発生させてエネルギーとして利用するもので、中国で古くから使われていた。中国の人々とも協力関係を持ちながら、中国での技術を第三世界の国々へ技術移転していこうというのである。このバイオガスの普及のための国際的な

ネットワークも作られている。世界中からバイオガスに関する情報がブレーメンに集められ、年 4回『バイオガス・フォーラム』と名付けられたニュースレターが発行されている（寄せられる情報は、さまざまな言語だが、ブレーメンにある大学の学生などの協力を得て英語に翻訳されて全世界に発信される）。

他のプロジェクトとしては、

- ・マリにおける食糧増産を目的としたバイオガスと川の流れを利用したポンプの技術の普及
- ・ルワンダ、タンザニア、トルコ、バングラデシュでのバイオガスプロジェクト
- ・西サハラの人道難民キャンプにおける人道的援助および開発協力
- ・ニカラグアのミスキト地区における農業技術の普及
- ・タンザニアの人道難民キャンプにおける牛乳と牛肉の生産向上

姉妹都市関係は、民間団体・学校・大学・商工会議所などの相互交流や協力関係が基本となっている。それは、草の根レベルで交流し、お互いに理解を深めることが、地球の未来のために最も大切であるという考えに基づいている。

ブレーメンとインドのブネとの相互交流を例にとって見てみよう。ブネはボンベイの南にある人口 200万人の都市である。

学校間の交流では、ブレーメンとブネの学校の生徒・教師が一緒になって、お互いに相手の使っている教科書に、自分たちの国のことがどのように書かれているかについて調べた。古い時代の生活や街の様子が現在のもののように書かれていたり、インドの「貧しさ」や逆に西ドイツの「豊かさ」だけが強調されていたり、生徒たちは自分の国のことがあまりにも現実と違うことに驚いた。そして、互いにその内容をチェックし、新しい内容のものを作り交換しあった（これは、非

常に簡単にでき、しかもお金もかけずに理解を深め、友好関係を作っていけるよい例だろう)。

ブネではまた、スラムの生活環境改善のプロジェクトも行っている。不衛生なスラムの生活を改善するために、新しい住宅の建設や給水設備の設置を行っているが、ブネの人々が自分たちの手で変えていけるように、建設技術の指導も行っている。さらに、学校の建設や、子供や婦人のための教育プログラムも実施している。

1984年の5月には、第2回国際バイオ・ガス会議を開くことによって、中国、インド、ベトナム、マリ、エチオピア、ボリビア、ニカラグアなどからの専門家を招き、1979年に開かれた第1回会議以降の新しい技術の紹介と情報交換に寄与している(1989年には、ブレーメンの姉妹都市のブネで3回目の国際会議が行われる予定であった)。

また、1984年の4月に、ドイツのアフリカにおける植民地政策がはじまってちょうど百年目に当たるのを記念して開かれた第1回国際教科書シンポジウムには、「解放のための教育」を実践しているアフリカの民族／人種解放運動を展開している団体(SWAP OやANCなど)の教育担当者が招かれた。なお、このシンポジウムはブレーメン大学とルサカ(ザンビア)にある国連機関との共同で開発した新しい教科書の出版記念も兼ねていた。この教科書は、特にアフリカとドイツの関係、それも植民地というどちらか一方的な視点で捉えられがちなテーマを中心に扱っている。

以上の二つの大きな国際会議は地域の新聞、ラジオ、テレビでかなり取り上げられ、普通は縁遠い存在でしかない「第三世界」が一般市民にとっても極めて具体的で、しかも十分に理解できるものとして身近な存在となった。

こうしたブレーメンにおける地域レベルの国際協力への取り組み

は、市民団体のイニシアティブによるところが極めて大きい。1970年代の中頃から、“プレーメン人権・開発情報センター”、“人間の大地”、“西サハラ地区の子供達への援助”、“プレーメン国際協力研究協会”などの市民団体が、それまで行政が第三世界の国々に対して行ってきた援助のあり方を再検討するよう強く要請していた。それを受ける形で、社会民主党が議会の場で議論することを決め、1978年7月の議会でキリスト教民主同盟や自由民主党の反対票を押さえて、①最貧国の最貧層を対象とした援助活動、②国内および第三世界の市民団体を通しての援助、③プレーメンの住民を対象とした南北問題に関する情報提供活動および開発教育、④自らの経済的利益を目的とした援助でなく、援助の相手との連帯を図ることなどを盛り込んだ決議がなされた。

特に、プレーメン人権・開発情報センターを通して行われるプレーメンの市民を対象とした南北問題に関する情報提供活動は、たとえ全体の予算的な制約があった場合においても、過去10年ほどの間、全予算の5%（金額にして、年間500万円から700万円ほどの間）が保たれている。このセンターは、1978年に反アパルトヘイト運動を展開するグループやアムネスティ・インターナショナルなどの人権問題を扱っている団体と、人間の大地などの国際協力を行っている団体が協力することによって設立された。なお、センターの事務局は「プレーメン海外博物館」の一角にある。

この博物館は、自分たちと世界とのつながりをわかりやすく展示した世界的にも有名な博物館である。「海外」とあるのは、博物館のテーマを主に植民地時代のプレーメンと世界の国々との関係にしているからである。しかし最近、南北問題に焦点を当てた展示を数多くやっており、どちらかといえば、「第三世界」博物館的色彩が強くなっている。

ここ1,2年の動きとしては、1988年2月に、南アフリカで反アパルトヘイト運動を展開し、長い間獄中にあり、最近解放されたネルソン・マンデラに「ブレイメン連帯賞」を贈っている。本人はもちろんこれなかったのが、婦人が招待され、市長をはじめ多くの市民から歓迎された。また、1988年の4月から5月にかけては、欧州議会(Council of Europe)によって推進された南北問題に関する一般市民の関心を高めるキャンペーンに積極的に協力している。

海外事例 ②

オランダ・アムステルダム市

人口676,000人のアムステルダムは、単にオランダの首都であるからというだけでなく、いろいろな意味で世界を代表する国際都市である。しかしながら、市当局は系統だった国際関係や国際協力に関する政策をつい数年前までは持っていなかった。

ブレイメンの例でも見たように、ここでも中心的な役割を演じたのは民間グループである。ニカラグア連帯委員会の活動は、他の多くの市民を巻き込んだだけでなく、最終的には市当局の姿勢をも変えることになった。この委員会は、長年、毎年ニカラグアの首都のマナグアで具体的なプロジェクトを選び、協力してきた。プロジェクトに応じて、それに関連する婦人団体、教会、労働組合、大学、あるいは地域のさまざまなグループの協力を得る形で活動を展開してきた。それが、さらに大学は大学独自の活動に、教会は教会独自の活動に展開していった。大学は1980年にマナグアで必要だったラジオを提供したり、1982年にはマナグアの都市問題に関するセミナーに積極的に参加

した。

連帯委員会が最初に市当局と接触したのは、1982年のことである。ある程度の基盤ができたところで、市に話を持ちかけたわけである。マナグアの市長がアムステルダムをその年の8月に訪れたのを契機に、マナグアの都市問題に関するセミナーを開催し、自治体レベルでのオフィシャルなプロジェクト援助の可能性を打診した。それ以降、市当局はもちろん、多くの市会議員も積極的にマナグアとの国際協力に取り組みは始めている。

現時点では、アムステルダムがマナグアとの姉妹関係を中心に国際協力のために確保している年間予算は、約4千万円である。その約四分之三はマナグア関係で使われており、残りは南アフリカに隣接する国々への援助やアムステルダム市民に対する第三世界理解のための情報提供や教育活動に使われている。

マナグアへの援助は、都市計画を中心とした技術協力とそれをベースにした道路や上下水道や住宅などの都市基盤整備への援助が中心である。マナグアは、メキシコ・シティなど他の多くの第三世界の都市が抱える問題、急激な人口膨張に直面している。1980年には約60万人だった人口が、わずか6～7年で90万人に膨れ上がり、2020年には400万人に及ぶと推定されている。

アムステルダムはこの国際協力への取り組みをきっかけに、1980年代の後半以降自治体レベルの他の国際的な政策領域である平和、人権、環境といった問題へも積極的に取り組み始めるようになった。

しかし、アムステルダムの国際政策を論じる際に、もうひとつぜひ紹介しておきたいのは、アムステルダムの世界とのつながりを網羅的に調査し始めていることである。特に第三世界との経済的なつながりにはどのようなものがあるか、それが地元の雇用や第三世界の国々の

雇用にどのような影響を持っているか、そして市民レベルでつながりを持っている団体にはどのようなものがあるかなどを明らかにするものである。そうしたつながりを明確にすることによって、よりよい国際政策を打ち出せることにもなるし、また市民に対してより身近な形で第三世界を中心とした国際理解のための情報を提供することができるようになる（このアプローチは、オハイオ州立大学のチャドウィック・アルジャー教授によって開発された「地域の中の世界、世界の中の地域」であり、詳しくはアルジャー著の『地域からの国際化—国家関係論を越えて』〈日本評論社〉を参照されたい）。

海外事例 ③

オランダ・ティルブルク市

ティルブルクは人口15万人、オランダで7番目に大きい南部の都市である。繊維産業を中心とする町で、今日、国際的な産業構造の再編成のあおりを受けて工場閉鎖があい次ぎ、若者を中心にかなり高い失業率になっている。

しかし、地域レベルの国際協力、国際理解促進の活動も盛んで、南北のみならず東西問題も含めてオランダではもっとも熱心に取り組んでいる自治体である。1981年、英訳すると Advisory Council for Global Awareness in Tilburg という委員会が市によって設置された。1979年頃から地域の市民グループが市に対して国際協力に資金を出すように働きかけていたが、それが具体化されたものである。その後1982年の選挙の際に、各政党が国際協力における市のあり方について提案をし、その中から12のポイントがピックアップされ、政策概要

がつくられた。そして1984年からは、上記の諮問委員会の秘書として、また南北／東西問題に関して行政にアドバイスを与える役として、フルタイムの職員が1人置かれるに至った。「南北／東西問題に関する政策のためのコーディネーター」と呼ばれる役職で、社会福祉局の職員である。

諮問委員会のメンバーは、三つの政党からの代表3人と、国際協力・理解にかかわる民間の団体や大学などの外部専門家8人の計11人で構成されている。諮問委員会の主な役割は、市の南北／東西問題に関する政策づくりとそのための事業の予算配分をすることである。

(1986年度の予算は、約3千万円、アムステルダム市の4千万円には人件費は一切含まれてはいないが、こちらには上記職員の人件費がおよそ四分の一の割合で含まれている。)

ティルブルクは、ニカラグアのマダガルバとタンザニアのセイムと公式の姉妹都市提携ではない、“リンクング”の関係を結んでいる。予算の約三分の一は、これら二つのリンクングの相手で実施されているプロジェクトに対する資金援助に当てられている。具体的なプロジェクトの内容は、学校の建設、印刷施設の据え付け、食堂の開設、公園の改造、職業訓練(特に、保健、農業、そして女性が対象)などである。

残る三分の一強の予算は、リンクングについてティルブルクの市民に情報を伝えていくためのイベントや広報活動、平和教育、人権教育、そして開発教育など、広い意味での国際理解を推進するために使われている。なお、この予算のほとんどは市民グループを主な対象にしている。それは、「平和や開発の分野で積極的に活動している人は、市内に200～300人おり、その人たちだけで、何千人もの消極的な層に働きかけることができる。また、しっかりした情報は活動している人が持っており、その意味でも市民グループは大切にしなければ

ならない協力者である」（担当職員の発言）という理由による。こうした情報提供・教育活動を展開することによって、「一般の人たちも、オランダやヨーロッパの他にも人がいること、例えばアフリカが暗黒大陸ではなく、同じ人間が住んでいること、そして貧困を含む南北問題にも気づき始めている」注)

海外事例 ④

オランダ・ボスコープ町

ボスコープは、すでにドイツの町と姉妹町を持つ、人口14,000人の小さな町である。それが、1982年に議会で第三世界との姉妹町を持つことを考慮し始めた。自治体が、しばらく相手先を探したがなかなか見つからなかった。それを聞いた地域の第三世界からコーヒーや紅茶などの製品を生産者から直接輸入して販売しているボランティア・グループは、Dutch Volunteer Organization（日本の青年海外協力隊に相当する海外ボランティア派遣団体）を通してボスコープの主要産業のひとつである林業とある程度の接点があるアフリカ・サヘル地域の植樹プロジェクトを行っているところを見つけだした。これには、地域の他の団体（婦人団体、教会、学校、労組、農協、国際協力・交流関係のグループ）の賛同を得、最終的には自治体の承認も得て、ボスコープとサヘルの町との交流が始まった。

オランダ・ノルドワイク町

ノルドワイクは、オランダの西海岸に位置する人口23,000人のリゾートである。町議会は1976年度の予算残高およそ 370万円を第三世界のプロジェクト援助に当てることを決議し、地域の新聞を通して住民のそのお金の使い道に対する提案を募集した。取り上げられた提案は、上記の海外ボランティア派遣団体に所属し、ブルキナファソ（アフリカ）にいたことのある人のもので、小学校の建設をよびかけるものであった。なお、その小学校は、単に国語や算数を教えるだけでなく、農業も教えており（従って、生徒たちには農業の大事さをわかってもらい、ある程度は都市への人口流出の歯止めになると思われる）、また近くにノルドワイクの人が住んでいることも、この提案を選ばせる要因になっていた。

注) ちなみに、オランダでは公務員の仕事の分野は変わらないらしい（つまり、“専門職”扱い）。「諮問委員会と行政、そして市の内外の開発や平和に関するグループ、一般市民の橋渡しをすることが自分の役目。仕事の半分は、草の根のグループの人たちと会い、彼（女）らと話をしている。夜のミーティングにも積極的に参加して、意見を聞き、情報を得ている」という担当職員の声を聞くと、関心のある分野に情熱を持って取り組む専従職員を得ることができるという意味は大きいといえよう。

参 考 文 献

<南北問題に関するもの>

「地球環境の危機と地方自治」

自治総研ブックレットNo.20 (原 剛)

“特集：第三世界の都市住居問題”

「地域開発」87年 7月号 (原 剛)

「地方公務員海外派遣制度のしくみ」

第一法規1988年 3月 (地方公務員海外派遣制度研究会編)

“地方公務員派遣法施行 1周年を迎えて”

「地方公務員月報」1989年 4月 (児玉 重敏)

“自治体職員の青年海外協力参加”

「自治労通信」1988年10月 1日号 (内田 和夫)

「途上国の民間公益組織 (NGO) 実態調査」

1985年 3月 (国際協力推進協会)

「対途上国民間公益活動評価調査」

1984年 3月 (国際協力推進協会)

「提言書—NGOとODAの望ましい関係のあり方について」

1989年 3月 (NGO活動推進センター)

<地域社会の国際化に関するもの>

「内地雑居とローカル・イニシアティブ」

自治総研ブックレットNo.18 (下田平 裕身)

「神奈川県 of 韓国・朝鮮人」

公人社 1984年 9月 (「国際化に対応した地域社会のあり方」研究会チーム)

“難民の定住で試されるもの”

「日本人の国際化」澤田昭夫・門脇厚司編日本経済新聞社

- 1990年 1月所収 (大野 力)
「JVCボランティアハンドブック」
1988年10月 (日本国際ボランティアセンター神奈川県事務所)
「農村と国際結婚」
日本評論社 1989年 8月 (佐藤 隆夫編著)
「外国人県民くらしのハンドブック」
1988年 4月 (神奈川県編)
「外国人の雇用に関する意識・実態調査」
1989年 3月 (東京都品川労政事務所)

<国際関係の主体として自治体を扱ったもの>

- “国際化時代における定住外国人の地方自治体参政権”
「地方自治研究」4巻 1号 (徐 龍達)
“自治体における外国人の選挙権”
「都市問題」81巻 6号 (柳 眞弘)
“在住外国人への選挙権・被選挙権付与——開かれたデモクラシー
：スウェーデンの実験”
「地方自治通信」1988年 2月 (岡沢 憲美)
“スウェーデン政府移住帰化局発行‘自治体選挙のABC’——在住外国人のための自治体選挙権の手引き”
「自治総研」1985年 5月 (内田 和夫訳)

<外国人の地方公務員採用に関するもの>

- 「外国人が公務員になっていいじゃないかという本——在日外国人
の地方公務員・教員就職マニュアル」
径書房 1989年11月 (岡 義昭)

「定住外国人と公務就労権」

柘植書房 1989年 3月 (岡 義昭)

“外国人の採用について”

「全人連任部会研究報告書」昭和61・62年度 (岡 義昭)

“外国人の公務就任権” ジュリスト増刊

「行政法の争点」新版 1990年 6月 (浜川 清)

<国際的人権規範の地域規範化に関するもの>

“国際人権条例と在日問題”

「月刊自治研」(田辺 純夫)

“国家の枠を越えた国際人権法”

「地方自治通信」1984年 2月 (江橋 嵩)

<市民活動・シビックトラスト・NGOに関するもの>

「ムラからの国際交流」

学陽書房 1989年 (菅井 憲郎)

「国際化の進展と自治体行政」

(平成元年度埼玉県自治振興調査チーム報告書)

“草の根海外協力をささえる地球づくりのために”

「アジアの草の根ネットワーク」学陽書房

近刊 (アジア市民フォーラム編)

<その他>

「自治体の国際交流」

学陽書房 1983年11月 (長州一二・坂本義和)

「自治体の国際政策」

学陽書房 1988年 6月 (松下 圭一)

〈資料編-3〉

**JICA事業における
地方自治体とその連携実績、
その他**

「地方自治体と国際協力のあり方」に関する研究会委員リスト

●学識経験者

1. 江口 雄次郎／座長（創価大学経営学部長）
2. 江橋 崇／副座長（法政大学法学部法律学科教授）
3. 吉田 新一郎（コミュニティ・リンク・インターナショナル・インスティテュート代表取締役）
4. 渡戸 一郎（明星大学人文学部社会学科専任講師）

●地方自治体関係者（アルファ順）

5. 井出 晃夫（東京都生活文化局国際交流部、企画
渉外労務課長）
6. 小坂田 肇（兵庫県国際交流課長）
7. 木村 隆（北九州市企画局国際部交流課長）
8. 佐藤 孝一（仙台市企画局国際交流課長）
9. 清水 隆治郎（大阪市市長室秘書部国際交流課長）
10. 杉岡 昭子（札幌市総務部国際部長）
11. 高木 文堂・宮下 孝之（熊本県総務部国際課長）
12. 田村 敏忠（横浜市総務局国際室長）
13. 寺崎 喜美生（広島県国際交流課長）

●外務省関係者

14. 須永 和男（外務省経済協力局技術協力課首席事務官）

●国際協力事業団関係者（JICA）

15. 中村 信（JICA企画部次長）
16. 阿部 英樹（JICA企画部企画課長）
17. 星 達雄（JICA研修事業部管理課長）
18. 吉村 政雄（JICA移住事業部移住計画調査課長）
19. 表 伸一郎（JICA青年海外協力隊事務局管理課長）
20. 西牧 隆壮（JICA国際協力総合研修所人材養成課長）

JICA事業における地方自治体との連携実績

1. 研修員受入

多様化した研修のニーズに応えるため、既存コースの見直しと新設コースの積極的開拓を図っているが、コースの新設については重点分野の一つとして、「地方の国際化指向を支援し、国民的基盤にたつ研修員受入体制を整備すべく地方公共体等との連携により首都圏以外での地域で実施しうる分野」を挙げている。

地方自治体との連携によるコースで実施している研修コースでの受入人数は全受入人数の 2～ 5%である。

地方自治体との連携により実施した研修コース受入人数（新規）

年 度	集団コース	個別コース	特設コース	合 計	事 業 全 体 実 績
62	132 (17コース)	98 (29コース)	7 (1コース)	237 (47コース)	5,352
63	77 (12コース)	44 (33コース)	36 (4コース)	157 (49コース)	5,607
元	158 (21コース)	120 (55コース)	14 (2コース)	293 (78コース)	6,388

2. 青年招へい

本事業は昭和59年度よりアセアン諸国を対象として始められたものであるが、平成元年度においてはアセアン諸国をはじめ、中国、韓

国、太平洋島嶼国等 21か国より、1,031人を受入れた。

本プログラムの一環として、地方自治体等の協力を得て、ホームステイ等のプログラムが実施されており、地方の国際交流に貢献している。

年 度	5 9	6 0	6 1	6 2	6 3	元
受入人数	748	778	829	1,034	1,085	1,031

3. 専門家派遣

地方公務員の専門家派遣として多い指導科目分野としては、農業、保健医療、衛生、上下水道といったものが挙げられる。

地方公務員の派遣人数（新規）

年 度		5 9	6 0	6 1	6 2	6 3	元
派遣人数	個別	28	26	36	39	51	61
	加技	38	34	48	50	50	66
	その他	0	0	0	3	1	2
	合計 (%)	66 (3.7)	60 (3.5)	84 (4.2)	92 (4.0)	102 (4.2)	129 (5.1)
事業全体派遣人数		1,774	1,732	1,979	2,274	2,444	2,512

4. プロジェクト方式技術協力

(事例1)

「ブラジル・パラナ州中小工業開発計画」

(R/D 55.10.2 ~59.10.1,延長 59.10.2~ 61.10.1)

パラナ州は兵庫県と友好都市関係にあることから同州政府の工業団地造成計画にかかる調査を兵庫県に要請、同件は国際開発センター(IDCJ)に委託、実施(昭和49年8月)したが、同報告書の中で中小工業開発のためには工業開発指導センターの設立が好ましい旨提言があり、これが本プロジェクトの発端になった。

兵庫県は県レベルではセンターの設立協力を人的、資金的に限界があるとして、政府レベル技術協力の可能性を政府およびJICAに打診しつつ、パラナ州政府とも接触を行い、昭和53年ブラジル政府より8月に在伯日本大使館を通じ正式要請があったものである。

(事例2)

「メキシコ・人口家族計画」

沖縄県は保健医療分野での国際協力については、研修コースの実施、国際医療協力検討会の主宰等、積極的な取り組みを行っているが、本件について、同県環境保健部の支援により沖縄県立中部病院が支援病院となることが決定している(平成2年度下半期に事前調査を実施予定、県立病院が支援病院となるのは初めてのケース)。

5. 開発調査

(事例1)

「中国・上海大気汚染対策調査」

(事前調査：60.10.4～13，本格調査 61.1 6～3.2)

大阪市は上海市との友好都市関係を従来からの相互理解の促進活動から、より実務的な交流を推進するために昭和59年の友好都市10周年を機に、都市建設、都市工学等の分野における技術交流の推進を進めることとなった。それを受けて、両市の間で調査団が派遣され、どのような技術交流が適切かについての意見交換がなされ、いくつかの候補の中から本案件がとりあげられることとなり、両国政府に働きかけ政府間技術協力案件となったものである。

(事例2)

「中国・西安市生活廃棄物処理計画」

(事前調査：63.9.19～30，本格調査元.2～ 2.8)

本件の実施に当たっては、作業監理委員会への参加、C/P研修の受入れ等につき西安市との友好都市関係にある京都市（清掃局）の協力を得て実施している。

6. 人材の要請・確保

(1) 中期研修

近い将来専門家として派遣が予定されている者を対象に、次代の専門家の要請・確保を目的とし、75日間の研修を実施するものである。国内研修と1週間程度の海外現地研修とから構成されている。

地方公務員の参加実績については次表のとおり。

(単位：人)

年 度	コ ー ス				参 加 者 全 体 合 計
	社会開発	農 林 業	鉱 工 業	地方公務員 合計	
61	1 1	0	2	1 3	1 2 0
62	1 3	2	0	1 5	1 2 6
63	1 0	4	0	1 4	1 1 9
元	1 1	4	0	1 5	1 1 9

(2) 地方公共団体国際協力実務者研修

国際協力業務に携わる地方自治体の職員を対象に、国際協力の基礎的な情報を提供し、業務に資することを目的として実施。

(単位：人)

年 度	参 加 者 数	対 象
61	2 0	中部以北19都道府県
62	1 9	中部以西19都道府県
63	3 9	39都道府県（2回実施）
元	1 9	18都道府県および政令指定都市

(3) 地方公共団体と国際協力セミナー

JICA事業を実施していく上で、地方自治体とのさらに密接な協力関係を具体的に進めていくことが当面の課題であるとの認識に立ち、昭和63年に2回にわたり開催。

(参加地方団体) 第1回：14都道府県、2政令指定都市
第2回：13都市(うち9政令指定都市)

(4) 「地方自治体と国際協力のあり方」に関する研究会

昭和63年に実施された上記(3)のセミナーの結果もふまえ、地方自治体のイニシアティブによる国際協力のあり方、および地方自治体とJICAの連携について平成元年度に4回の研究会を開催した。平成2年度においても引き続き2回の開催を予定しており、その結果については報告書としてとりまとめられることとなっている。

(参加地方自治体)：4都県および政令指定都市

7. 無償資金協力

(事例)

「中国・上海第6病院機材整備計画」

(基本設計調査：63.7.21~8.4, 63.10.25~11.10)

(交換公文(E/N)：元12.5)

大阪市は上海市と姉妹都市関係あり、従前より大阪市独自に大阪市立大学医学部で研修員の受入れや専門家の派遣を実施していたが、政府間ベースでの無償資金協力を実施するにあたって大阪市の協力を得た。

本件無償資金協力実施に際して、研修員受入れ、専門家派遣等の技

術協力との連携を図ることとしているが、その受入等は大阪市立大学医学部の協力を得る予定である。

8. 青年海外協力隊

地方公務員の青年海外協力隊への参加については、全体の 8%程度で推移しているが、教育委員会所属（教員）がその過半数近くを占めている。

地方公務員の協力隊参加人数（新規）

年 度	6 1	6 2	6 3	元
参加人数 (%)	6 4 (7.8)	6 3 (7.5)	6 0 (7.6)	7 2 (8.2)
事業全体 派遣人数	8 2 2	8 4 1	7 8 7	8 7 3

隊員募集、広報活動に当たっては地方自治体との連携が不可欠であるが、その強化のために毎年都道府県主管課長会議、および出身県隊員活動現場視察（都道府県主管課職員の派遣）を実施している。

また、都道府県が実施する研修員受入事業に対し、隊員配属先のカウンターパートをその候補者として推薦している。

その実績については以下のとおりである。

都道府県における協力隊関係研修員受入実績

年 度	6 1	6 2	6 3	元
人 数	5 6	6 8	7 5	8 8

9. 海外移住

入植地および地域社会において中核となる人材の育成を目的として、移住者およびその子弟に対し日本での研修を実施している。地方自治体を実施する研修は主に移住者の出身県で実施されている。

地方自治体で実施された移住研修員受入人数(新規)

年 度	6 1	6 2	6 3	元
人 数 (%)	1 0 (13.9)	1 8 (18.0)	1 3 (12.9)	1 5 (12.6)
事業全体 受入人数	7 2	1 0 0	1 0 1	1 1 9

10. 国際緊急援助

国際緊急援助隊は海外、特に開発途上国における災害に対し被災国もしくは国際機関の要請に応じ緊急援助活動を行うことを目的として創設されたものであるが、その救援隊の隊員は登録制となっており、平成 2年 4月末日現在の登録者 264名のうち、地方公務員は23名となっており全体の 8.7%を占めている。

平成2年8月14日

JICA企画部

JICA事業にかかる地方自治体における
研修員受入れおよび地方公務員派遣等 平成元年度実績

(単位:人)

都道府県名	技術研修員受入れ			青年招聘			専門家派遣			調査団派遣			協力隊派遣		
	継続	新規	合計	継続	新規	合計	継続	新規	合計	継続	新規	合計	継続	新規	合計
北海道	6	26	32		65	65	4	14	18		5	5	4	2	6
青森	2		2		25	25		3	5						
岩手					13	13	2	3	3						4
宮城					31	31		1	1		1	1	3	1	4
秋田		2	2		25	25	1	1	2				3	2	5
山形					20	20		1	1				1	1	3
福島	1		1		25	25	1	1	2				1	1	3
茨城					9	9	1	1	2				1	1	2
栃木		1	1		20	20	1	1	1				1	1	2
群馬					44	44	1	1	2				1	1	2
埼玉		3	3					1	1				7	7	10
千葉		2	2					1	1				3	3	8
東京都	3	12	15				6	28	34	1			3	9	21
神奈川県	2	7	9				8	14	22				7	7	23
新潟					15	15		3	3		1	1	3		3
富山					25	25		2	2				1	1	1
石川		2	2		50	50		4	4				1	1	1
福井					25	25	1	1	2				1	1	1
山梨					20	20		2	2				4	3	6
長野					25	25		3	3				3	2	5
岐阜		2	2		49	49		1	1				4	4	4
静岡県	9	24	33		25	25	2	8	10		3	3	8	2	10
愛知県					24	24		2	2				1	1	2
三重					26	26	1	2	3				3	2	5
京都府		1	1		35	35	2	6	8				1	1	3
大阪府		85	85		20	20	1	17	18	1			4	3	10
兵庫県	13	37	50					3	4				3	7	11
奈良県					14	14									3
和歌山					12	12		1	1				1	2	3
徳島					18	18									
香川県	1	1	2		24	24					3	3	5	3	8
岡山		8	8		24	24							1	1	1
広島					23	23		1	1				1	1	2
山口	1	1	2		30	30					1	1	1	1	2
徳島					27	27	1	1	1				4	1	5
高知県		5	5												
福岡県		10	10		20	20	3	3	6		4	4	4	3	7
佐賀					14	14		1	1				1	1	1
熊本					25	25		1	1				2	1	3
大分	7	29	36	(注1)	15	15	30	1	1			2	2	1	3
宮崎					40	40		1	1				2	1	3
鹿児島					49	49		1	1				3	1	4
沖縄	3	1	4		20	20							3	3	3
計	48	293	341	0	1031	1031	43	129	172	2	69	71	127	72	199
元年度事業	936	6388	7324	0	1031	1031	1493	2512	4005	167	6811	6978	127	72	199
全体実績															

注1 九州7県による共同受入れ
 注2 各都道府県の実績には市町村の実績も含まれている
 注3 技術研修員受入れは地方自治体が実施した研修の受入れ人数(視察は含まず)
 注4 調査団派遣、専門家派遣および協力隊派遣は地方自治体職員の数(調査団派遣については延人数)
 注5 青年招聘は地方において関係民間団体による地方プログラム(ホームステイを含む)の実績

国際協力新書 3

グローバル時代の地方自治体

1991年1月25日初版発行

—「地方自治体と国際協力のあり方」に関する研究会報告—

編者 国際協力事業団 国際協力総合研修所

発行者 武田 道夫

発行所 株式会社 国際協力出版会©

東京都新宿区西新宿5-7-1 若月ビル

電話(03)5371-0211

振替 東京0-537929

定価 1200円(本体1166円)

落丁・乱丁本はお取替え致します。

©JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION PUBLISHING CO., LTD. 1991
Printed in Japan

ISBN4-906352-03-0 C1231 P1200E



定価 1200円 (本体1180円)
ISBN4-906352-03-0 C1231 P1200E